

令和元年度

主要施策の成果に関する調書



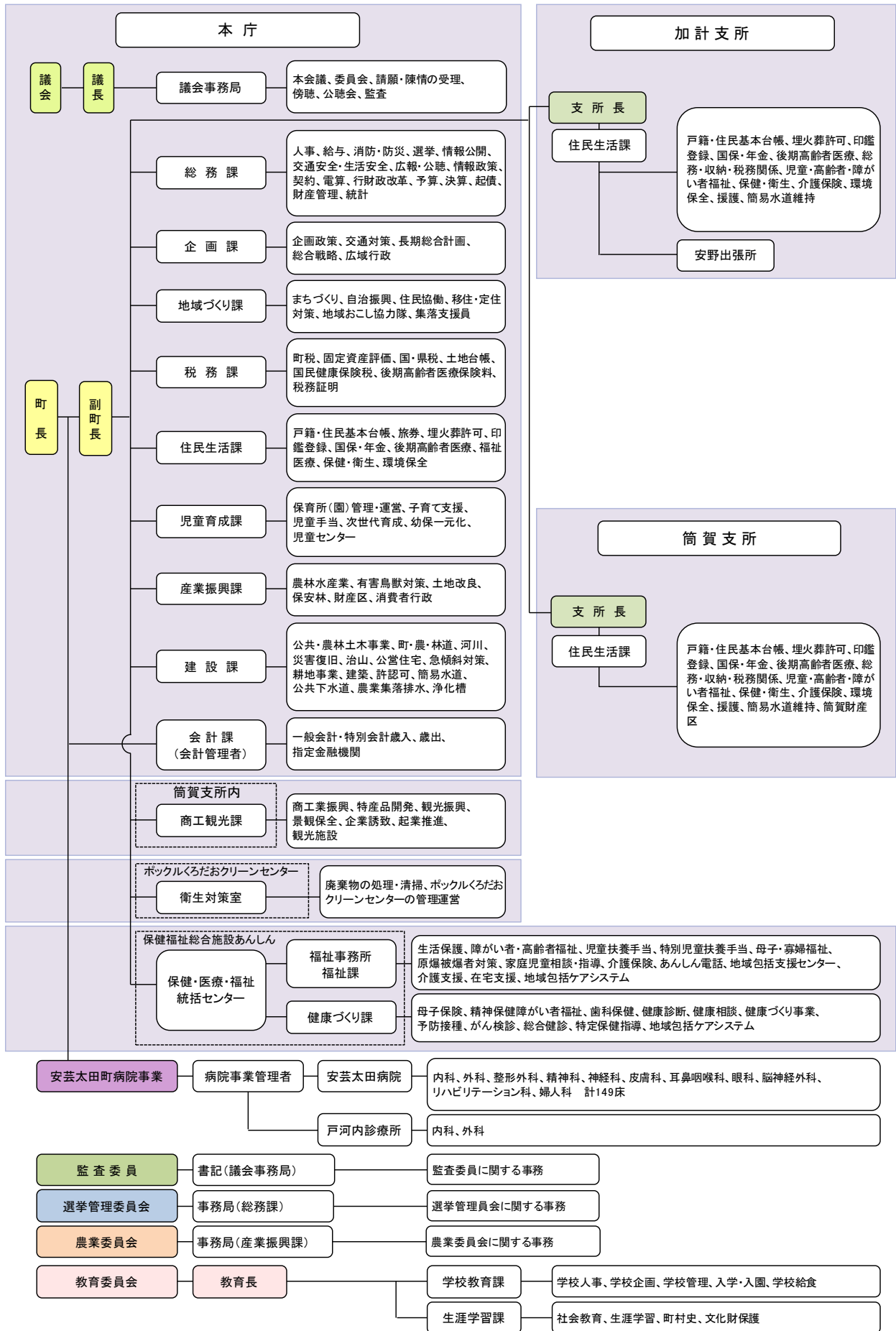
広島県 安芸太田町

目 次

決 算

総括.....	2
一般会計.....	11
総務課.....	11
地域づくり課.....	21
企画課.....	28
税務課.....	34
住民生活課.....	38
児童育成課.....	49
産業振興課.....	54
商工観光課.....	71
建設課.....	86
健康づくり課.....	100
福祉課 福祉事務所.....	106
議会事務局.....	120
監査委員.....	121
教育委員会 学校教育課.....	122
〃 生涯学習課.....	136
衛生対策室.....	151
農業委員会.....	156
選挙管理委員会.....	157
国民健康保険事業特別会計.....	158
後期高齢者医療事業特別会計.....	166
介護保険事業特別会計.....	168
介護サービス事業特別会計.....	181
簡易水道事業特別会計.....	182
農業集落排水事業特別会計.....	184
特定環境保全公共下水道事業特別会計.....	186
筒賀財産区特別会計.....	189

令和元年度 安芸太田町組織図



□ 総括

1. 概要

我が国経済は、近年、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復が続き、令和元年10月に実施された消費税率の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時・特別の措置など各種の対応策が実施されてきた。

しかし、令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響によって、景気は下げ止まりつつあるものの、極めて厳しい状況にあり、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される一方、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

国は、東日本大震災など一連の自然災害の被災地の復旧・復興に向けた取組を進めるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく中で、雇用・事業・生活を守り抜き、経済の力強い回復と社会変革の推進を実現していくため、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(4月20日閣議決定)及び第2次補正予算を可能な限り速やかに実行するとしている。

こうした中、本町の令和元年度の取組としては、「持続可能な町づくり」を施策の統一テーマとして掲げ、主として、地域コミュニティの再構築や公共交通体系の再編をはじめ、教育施設の整備や教育水準の引き上げ、更には、子ども・子育て支援に関する施策の展開、地域商社の事業推進や新規就農者の育成などによる地元産業の支援のほか、安全安心のまちづくりの観点による防災体制の強化などに取り組んできた。

また、地域共生社会の構築の観点から、地方の更なる過疎高齢化に対応した地域づくりを実現するため、生涯活躍まちづくり事業や地域拠点施設の整備を進め、住民満足度の引き上げを図るとともに、地域の魅力を町外に発信するための環境づくりに継続して取組を進めているところである。

一方、本町の財政状況については、歯止めのない人口減少による町税収入が右肩下がりで減少している中で、歳入全体の半分を担う地方交付税に対する合併特例措置が令和元年度で終了したことや、近年の学校統廃合や高速ブロードバンド整備などの大型公共事業に伴う大規模な起債償還に対応する公債費の増加等をうけて、財政調整基金の取り崩しによる歳入不足を補うといった大変厳しい財政運営を行わざるを得ない状況である。令和元年度決算数値における財政指標についても、将来負担比率が65.5%から62.4%に昨年度に続いて改善しているものの、実質公債費比率は前年度から2.3ポイント悪化して12.6%に、経常収支比率も103.3%から103.4%と上昇して2年続けて100%を超える水準となったほか、財政力指数も引き続き県内ワースト水準の0.20となるなど、実態として財源の余裕や財政構造の弾力性がない状態である。

なお、本町の財政調整基金の残高は、令和元年度末で約21億7千万円であり、前年度と比較し、約5億円減少し、町債返済の負担増も相まって今後も一層厳しい基金管理による財政運営が避けられない状況である。しかし、安全で安心な暮らしを確保し維持していくためには、防災行政無線のデジタル化や保育所の整備など、この機に集中的に取り組まなければならない事業もあり、これまでも増して既存事業の点検と見直しを行い、全体としてメリハリを意識しながら増大化する歳出の抑制を図りながら、持続可能な町財政の実現をめざしていく。

2. 財政の概況（一般会計）

(1) 決算収支

決算収支の状況を表1に示す。ただし、以降の数値は決算統計のルールに基づいて集計した性質別のものであり、決算書との数値とは異なる場合がある。

表 1 決算収支の状況

(単位：千円，%)

区 分		令和元年度	平成 30 年度	差引額	前年度比
歳入総額	A	7,756,222	7,269,850	486,372	6.7
歳出総額	B	7,487,284	7,157,151	330,133	4.6
歳入歳出差引額(A-B)	C	268,938	112,699	156,239	138.6
翌年度に繰り越すべき財源	D	38,059	45,962	△ 7,903	△ 17.2
実質収支(C-D)	E	230,879	66,737	164,142	246.0
単年度収支(R1 E - H30 E)	F	164,142	△127,559	291,701	228.7
積立金	G	37,797	102,101	△ 64,304	△ 63.0
繰上償還金	H	0	0	0	-
積立金取崩し額	I	550,000	517,940	32,060	6.2
実質単年度収支 (F+G+H-I)		△348,061	△543,398	195,337	35.9

令和元年度の実質収支（歳計剰余金）は、230,879千円となり、単年度収支はプラスに転じた。ただしこれは、財政調整基金を取り崩したことも大きく、実質単年度収支は△348,061千円となっている。昨年より好転はしているものの、依然としてマイナスであり、財政状況は極めて厳しい。

(2) 歳入

歳入の推移を図1に示す。令和元年度は7,756,222千円と、前年度比486,372千円、6.7%の増となった。これは普通交付税の増によるところが大きい。以下に各項目の詳細を記す。

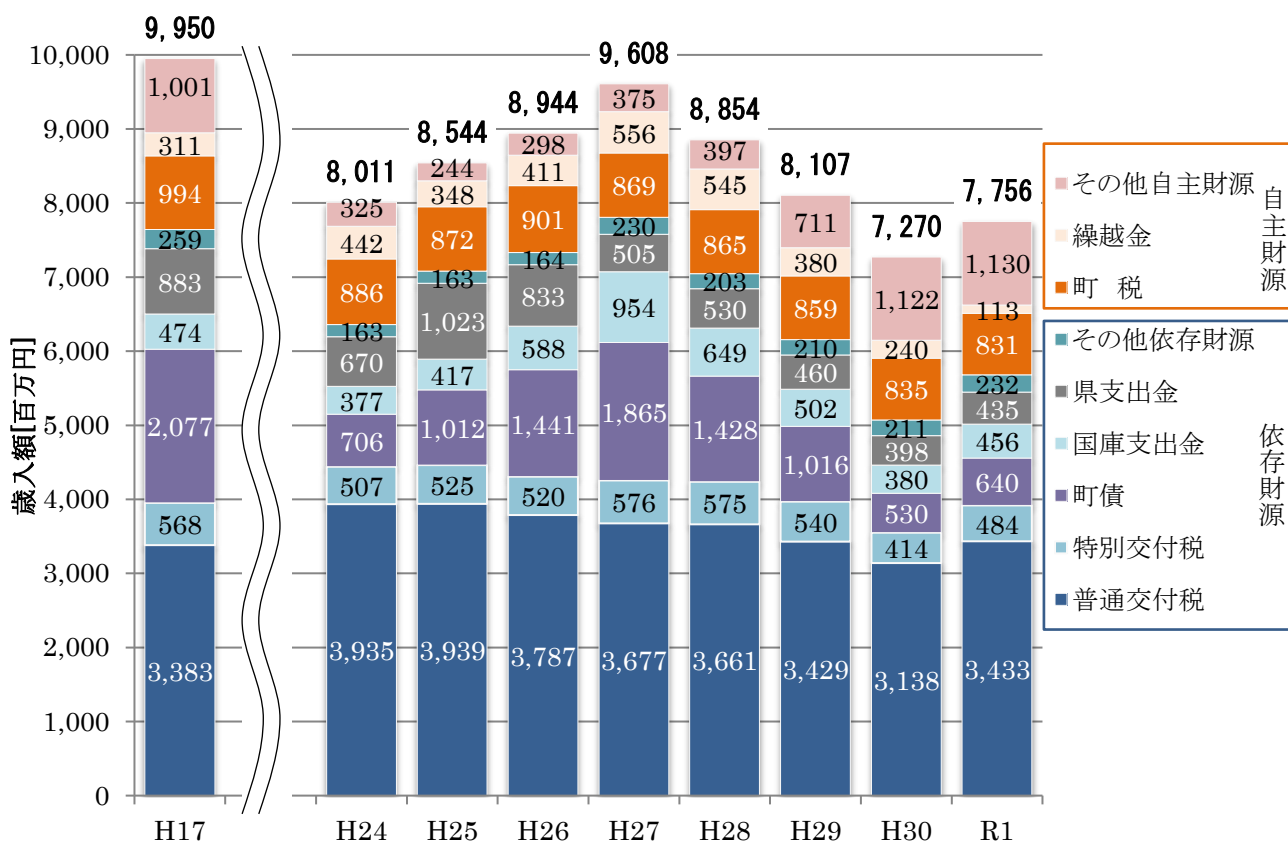


図1 歳入の推移

① 町税

町税は合併以来減少傾向にあるが、令和元年度は前年度比△4,540千円、△0.5%の微減となった。内訳では固定資産税は529,462千円となり、土地分、家屋分、償却資産分の減を合わせ前年度比△4,471千円、△0.8%の減となった。町民税は238,319千円となり、前年度比△1,551千円、△0.6%の減となった。

② 国庫支出金

地方創生拠点整備交付金の増等により、455,552千円となり、前年度比75,668千円、19.9%の大幅増となった。

③ 県支出金

子ども子育て支援補助金の増等により、434,585千円となり、前年度比36,104千円、9.1%の大幅増となった。

④ 町債

令和元年度の起債事業として大きなものは、本庁舎耐震改修工事(R1年度75,500千円、R2年度～99,200千円繰越明許)と旧戸河内中学校解体工事(65,700千円)、安芸太田病院改修(65,700千円)がある。前二者は令和2年度も継続する事業である。今後も、既存

の建造物や構造物等の改修や解体、利用転換等へ町債を充当する等して適切に管理する必要はあるが、これまでの借入により、令和6年度まで町債償還額が大きくなると予想されており、町債を適切に抑制する必要がある。

なお、平成29年度から事業開始していた加計拠点施設整備への補助金（R1年度起債額27,600千円、H29年度からの累計起債額117,600千円）は令和元年度で完了した。

⑤ 地方交付税（普通交付税、特別交付税）

地方交付税のうち、原則として総額の94%が普通交付税、残り6%が特別交付税として交付される。表2に普通交付税の算出方法を示す。令和元年度は3,433,378千円と、前年度比295,350千円、9.4%の大幅な増となった。

図2は普通交付税の推移である。「合併算定替」（旧3町村が存続した場合の交付税総額を下回らないよう算定）は令和元年度で完了した。今後も人口減により、普通交付税の減少傾向は続く予想されるため、長期的な視点で対応していく必要がある。

表2 普通交付税の算出

(単位：千円，%)

区 分		令和元年度	平成30年度	差引額	前年度比
基準財政需要額	A	4,274,163	3,961,087	313,076	7.9
基準財政収入額	B	837,021	823,059	13,962	1.7
交付基準額 (A-B)	C	3,437,142	3,138,028	299,114	9.5
交付調整額	D	△3,764	0	△3,764	皆減
交付決定額 (C+D)	E	3,433,378	3,138,028	295,350	9.4
臨時財政対策債発行可能額	F	130,354	173,821	△43,467	△25.0
普通交付税+臨財債 (E+F)		3,563,732	3,311,849	251,883	7.6

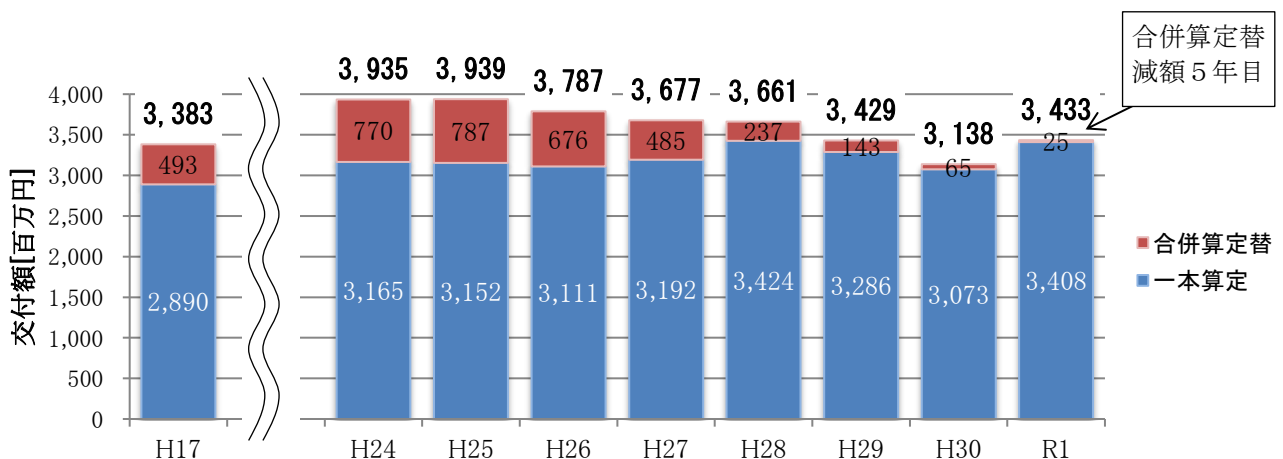


図2 普通交付税 合併算定替の推移

⑥ 繰越金

繰越金は地方交付税の合併算定替の減額が始まった平成27年度から減少しており、更なる経常経費の削減が必要である。令和元年度は前年度歳計剰余金の減少により112,699千円と、前年度比△127,532千円、△53.1%の大幅減となった。

(3) 歳出

歳出の推移を図3に示す。令和元年度は7,487,284千円となった。前年度比330,133千円、4.6%の大幅増である。これは本庁舎耐震改修工事、ごみ処理施設等解体工事等による普通建設費の増と、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出等による増によるものである。

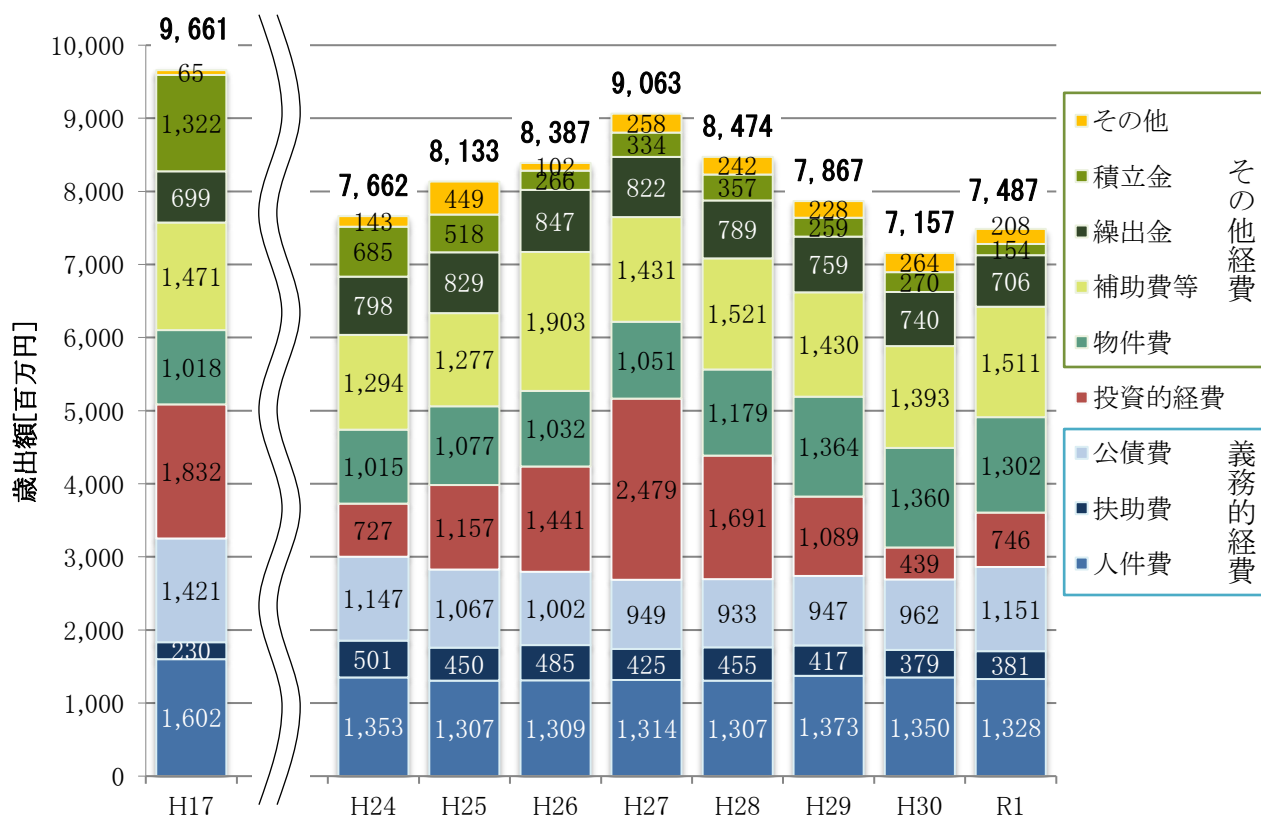


図3 歳出の推移

① 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）

全体では2,860,335千円となり、前年度比169,166千円、6.3%の増となった。

そのうち、扶助費は高齢化の影響により、380,889千円と前年度比1,902千円、0.5%の増となった。また、人件費は職員数の抑制等により、1,328,333千円と前年度比△21,870千円、△1.6%の減となった。一方、公債費は近年の学校等の大型事業の本格的な起債償還が始まったことにより、1,151,113千円と前年度比189,134千円、19.7%の大幅増となっており、これらの起債償還が落ち着く令和7年度までは、こうした傾向が続く見込みである。

② 投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）

全体では746,413千円となり、前年度比307,409千円、70.0%の大幅な増となった。

内訳を見ると補助事業費は主な事業は本庁舎耐震改修工事等により、263,174千円と前年度比119,143千円、82.7%の増となった。また、単独事業はごみ処理施設等解体工事、旧戸河内中学校解体工事等により、361,981千円と前年度比142,480千円、64.9%の増となった。

③ その他経費（物件費、補助費等、繰出金、積立金、維持補修費、貸付金）

全体では3,880,536千円となり、前年度比△146,442千円、△3.6%の減となった。歳入歳出差引による繰越額の減による、基金への積立金の減が主な要因である。

(4) 主な財政指標

① 財政力指数

図4に財政力指数の推移を示す。財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値である。財政力指数が高いほど財源に余裕があるといえる。本町は低下傾向にあり、令和元年度の財政力指数は0.20と、広島県内では最低レベルである。

② 経常収支比率

図5に経常収支比率の推移を示す。経常収支比率とは、使途が特定されておらず毎年度経常的に収入される一般財源のうち、義務的経費や物件費、補助費等、毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）への充当分が占める割合である。公共施設整備が進められた時代では特に、低いほど財政に弾力性がある、即ち政策的に使えるお金が多くあるとされた。令和元年度は平成30年度に引き続き103.4%と100%を超え、恒常的に必要な経費が収入でまかなえていない状態となった。

本町は、公共交通の維持のためのバス事業者への補助金、扶助費等の社会保障関連経費、医療確保のための安芸太田病院事業への補助金、不採算の上下水道への赤字部分への繰出金等、過疎化の進む中山間地域であるために経常収支比率が例年高い。令和元年度に更に高くなった理由としては、公債費の増による経常経費充当一般財源の増の影響が大きい。

③ 町債と財政調整基金及び減債基金の残高

図6に町債と財政調整基金及び減債基金の残高の推移を示す。この2年、残高は減少傾向にあるものの、財政調整基金及び減債基金の減り方の方が大きく、厳しい財政状況を表している。

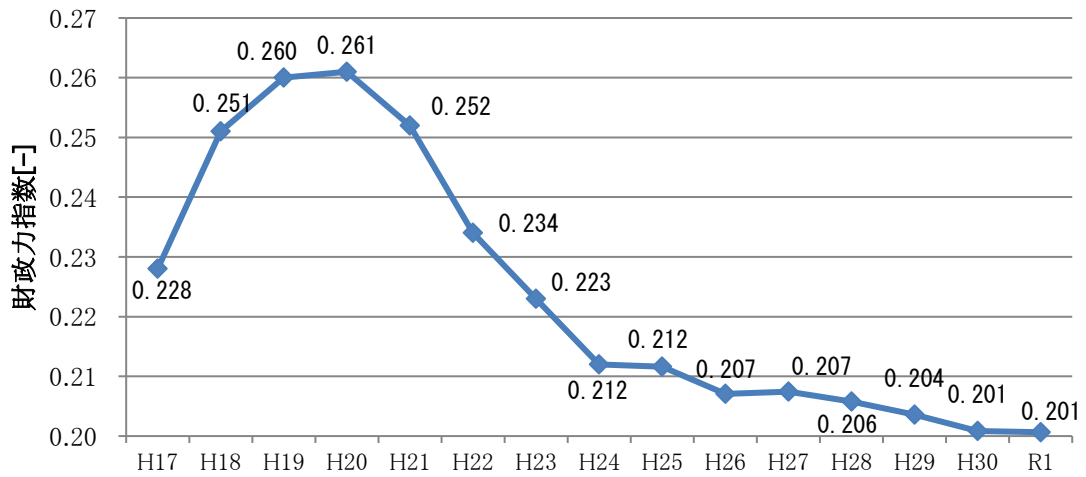


図4 財政力指数の推移

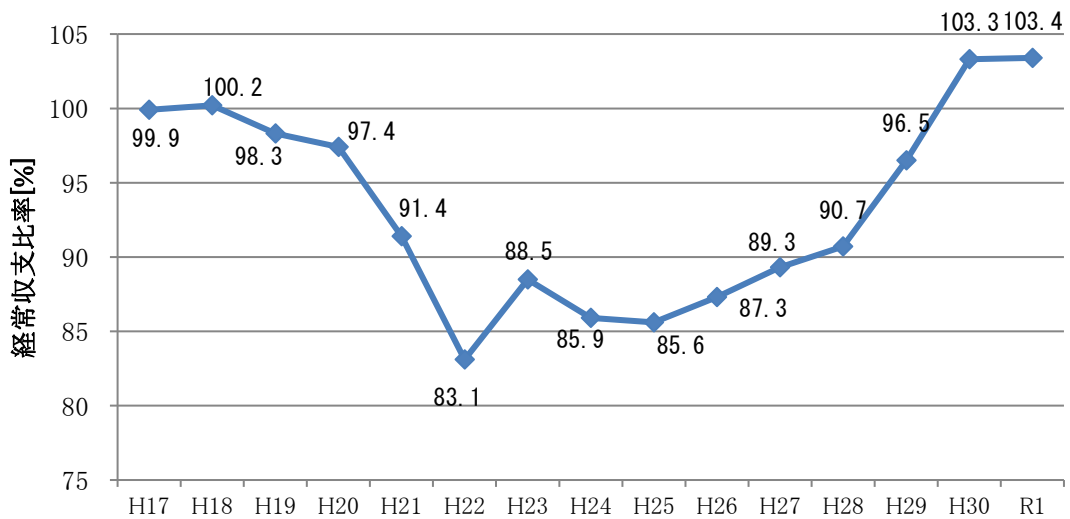


図5 経常収支比率の推移

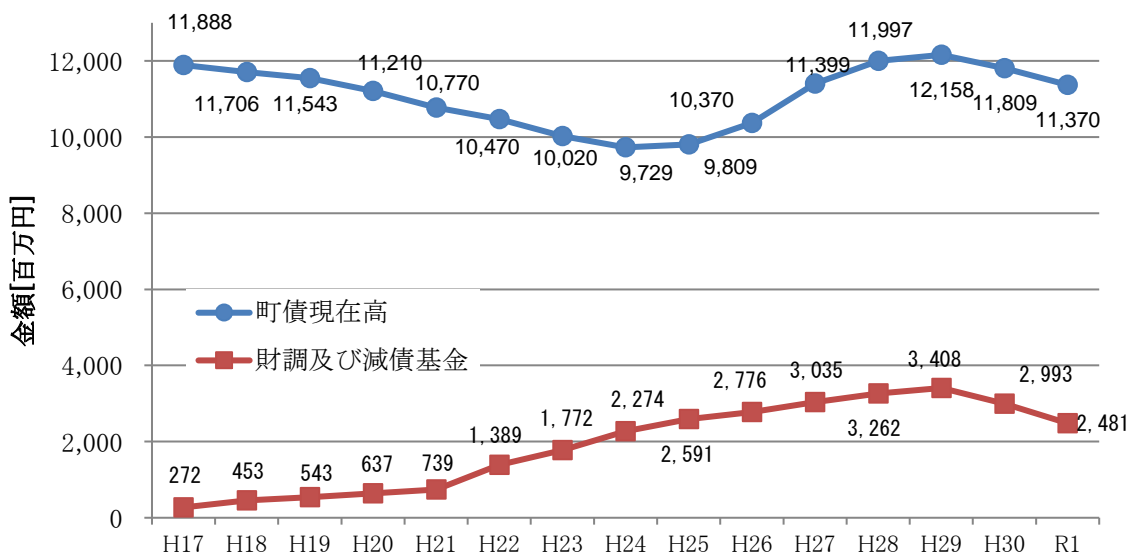


図6 町債と財政調整基金及び減債基金の残高の推移

3. 人事行政の運営等の状況

(1) 給与制度について

給与制度面では基本方針として、人事院勧告を尊重している。令和元年は人事院勧告に準じて、月例給の民間給与との較差 387 円 0.09%を、初任給及び若年層の給料月額について引上げ、ボーナスは0.05 月分引上げ、住居手当の改正を実施した。

今後も給与制度の適正な運用に努める。

(2) 定員管理について

令和2年4月1日までの第3次定員適正化計画では病院部門を除いて10人の職員削減を目標としていたが、平成29年4月の山県郡西部衛生組合解散に伴う町への採用等、計画策定時に想定していなかった案件や計画していた行財政改革が思うように進まなかったため、2人削減という結果となった。

今年度中に次期計画を策定する予定であるが、事務事業の見直し、組織機構の改善、民営化等の推進について、より具体的な計画を策定する必要があると考えている。

(3) 人事評価制度について

人事評価制度は、平成27年度に制度設計、試行を行い、平成28年度から本格運用している。当面は、職員の能力開発と人材育成を進めるために実施してきたが、今後は、人事評価の給与等への活用に向けた調査・研究を進める必要がある。

(参考) 表 正職員の配置状況

○ 本庁関係

(令和2年4月1日現在)

所属	職位	課長級	課長補佐級	係長級	主任級	主任主事級	主事級	技能労務職員・派遣職員等	合計
		総務課	1	2	4	3	2	1	5
企画課		2		2	2				6
地域づくり課		2	1	2	1				6
税務課		1	1	2	2	1	1		8
住民生活課		2		3	1		1		7
産業振興課		1	1	2	1	1	1		7
商工観光課		1	1		1		1		4
建設課		1	1	2	3	1	1		9
児童育成課		1		1			1		3
保育所	修道保育所		1	1					2
	筒賀保育所	1				1			2
	加計認定こども園あさひ	1		3	1		2		7
	認定こども園とごうち		1	2		2	2		7
健康づくり課		1	1	2		3	2		9
福祉課(福祉事務所)		1	2	3	1	1	2		10
衛生対策室		1	2	2		1			6
会計課		1		2					3
議会事務局		1			2				3
小計		19	14	33	18	13	15	5	117
教育委員会	学校教育課	3	1	1	1				6
	学校給食		1					5	6
	幼稚園		1				1		2
	生涯学習課	1	1	1	1				4
	小計	4	4	2	2		1	5	18
合計	23	18	35	20	13	16	10	135	
○ 支所関係									
加計支所住民生活課		1	1	3	2	1	3		11
筒賀支所住民生活課		2	1	3	1				7
合計		3	2	6	3	1	3		18
総合計		26	20	41	23	14	19	10	153

給与・定員管理等数値一覧

○ 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度の人件費率
令和元年度	人 6,147	千円 7,487,284	千円 230,879	千円 1,328,333	% 17.7	% 18.9

○ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和元年度	人 146	千円 551,956	千円 71,402	千円 212,203	千円 835,561	千円 5,723

○ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.3 歳	317,300 円	375,858 円

○ 給与水準

ラスパイレース指数	
令和元年度	平成30年度
97.5	97.2

○ 職員の初任給と経験年数別・学歴別平均給料額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	決定初任給	経験年数				
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	
一般行政職	大学卒	180,700	265,700 円	323,800 円	351,700 円	382,500 円
	高校卒	148,600	220,000 円	— 円	315,000 円	366,900 円

○ 一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
代表的役職	主事	主任主事	主任	主査	課長補佐	課長	
職員数	11 人	12 人	13 人	35 人	16 人	22 人	109 人
構成比	10.1 %	11.0 %	11.9 %	32.1 %	14.7 %	20.2 %	100.0 %

○ 職員手当の状況

期末・勤勉手当(令和元年度支給月数)

支給期	期末手当	勤勉手当
6月期	1.300 月分	0.925 月分
12月期	1.300 月分	0.975 月分
計	2.600 月分	1.900 月分

手当名	支給実績(令和元年度決算)
時間外勤務手当	33,684 千円
扶養手当	15,439 千円
住居手当	5,645 千円
通勤手当	20,029 千円
管理職手当	11,300 千円

○ 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分	月額	期末手当(令和元年度支給月数)
給料	町長 695,000 円	6月期 1.450 月分
	副町長 594,000 円	12月期 1.450 月分
	教育長 557,000 円	計 2.900 月分
報酬	議長 269,000 円	6月期 1.525 月分
	副議長 219,000 円	12月期 1.525 月分
	議員 200,000 円	計 3.050 月分

○ 職員数の状況(平成31年4月1日現在)

部門別	定数	職員数	備考
一般行政	159 人	127 人	併任を含む
特別会計		12 人	
教育	32 人	19 人	
総合計	191 人	158 人	

□ 一般会計

○ 総務課

1. 一般管理費

(1) ふるさと納税推進事業（決算書 P. 54）

① 事業の目的・内容

ふるさと納税制度とは、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすための制度である。寄附金の2千円を超える部分について個人住民税所得割の概ね2割を上限に、所得税と併せて全額が控除される。

② 事業の成果と課題

令和元年度のふるさと納税の実績は、寄附件数5,973件（前年度比92%）、寄附額6,062万5千円（前年度比97.83%）と、寄附件数は前年度を485件、寄附額は134万6千円下回った。寄附額が減少した要因としては、令和元年度6月から総務省により、ふるさと納税の対象となる自治体が指定されたことから、対象を外れた自治体への年度始めの駆け込みが影響したとが考えられる。本町は、令和2年9月30日までふるさと納税対象市町として指定を受けている。

令和元年11月からはインターネットからの窓口を増やすため、「ふるさとチョイス」での受付を開始した。

新規事業者の登録は2件あり、そのうちの1件はふるさと納税でのお礼品の提供を視野に入れ、町外から町内へ製造所を移転した。また、ふるさと納税をきっかけに、インターネット経由で再度購入されることもあり、事業者の顧客層を広げる役割も担っている。

年末には返礼品と一緒にLINE@登録キャンペーンのチラシ同梱し、関係人口の増加につながる取り組みを進めた。返礼品をきっかけに、さらに寄附者様と近い関係が持てるよう、さらに取り組みを進める必要がある。

また、総務省から認定を受けた本町の地域再生計画に基づき、平成28年度から「加計高校支援」と「特別名勝三段峡・太田川環境保全」に用途を限定した企業版ふるさと納税制度を開始している。令和元年度は、「加計高校支援プロジェクト」に対し3社、340万円の寄附を受領している。令和2年度においても積極的に募集活動を展開する。

令和元年度ふるさと納税実績内訳

区分	住所地	寄附者数[件]	寄附金額[円]	平均
直接寄附	広島県内	43	2,142,000	49,814
	広島県外	23	625,000	27,174
	小計 ①	66	2,767,000	41,924
ネット寄附 (さとふる)	広島県内	480	5,065,000	10,552
	広島県外	5,097	45,475,000	8,922
	小計 ②	5,577	50,540,000	9,062
ネット寄附 (ふるさとチョイス)	広島県内	59	1,068,000	18,102
	広島県外	271	6,250,000	23,063
	小計 ③	330	7,318,000	22,176
合計 ①+②+③		5,973	60,625,000	10,150

企業版ふるさと納税額等

プロジェクト名	事業内容	事業費[円]	寄附額[円]	寄附企業
県立加計高校支援プロジェクト (詳細は別掲)	総合支援 住居支援 広報等活動支援 公営塾支援 寮整備	27,656,208	3,400,000	3社

令和元年度ふるさと納税経費内訳

経費	金額[円]
お礼品代金	15,625,480
さとふる・チョイス委託料	6,949,347
配送料	6,430,125
合計	29,004,952

令和元年度ふるさと納税お礼品の状況 (H31.4.1～R2.3.31)

No.	お礼品名	出荷数	取扱い事業者
1	鯛焼き	3,103	鯛焼屋よしお
2	見浦牛	827	見浦牧場ミートセンター
3	コヒカ・ヒビカ食べ比べ	323	百姓屋地
4	戸河内ウイスキー	474	地域商社あきおおた
5	海苔	210	三國屋
6	杵つき餅セット	183	つなみ和の里生産組合
7	ひのきまな板	171	太田川森林組合めくい工芸センター
8	新鮮朝採れほうれんそう	143	穴ファームOKI
9	あきろまん10キロ	75	JA広島市
10	新鮮朝採れいちご	70	百姓屋

2. 財産管理費

(1) 庁舎等管理事業 (決算書P.54)

● 安芸太田町役場本庁舎耐震・大規模改修工事

① 事業の目的・内容

役場本庁の耐震化及び大規模改修の基本方針に沿って、耐震化と庁舎機能の維持を担保するとともに施設の長寿命化を図るため、適正かつ効果的な工事執行を行う。

(基本方針)

- ・ 地域の防災拠点施設としての必要な耐震性の確保と機能強化
- ・ 職員の執務環境や議場環境等の改善等による、町行政の質的向上と行政コストの縮減
- ・ 住民サービスの中心的施設としての環境改善

② 事業の成果と課題

工事内容とスケジュール

工事区分	第1期工事	第2期工事	第3期工事
主な内容	本館1階・2階 ・耐震補強 ・内部改修 ・設備改修	本館3階（議会） ・内部改修 ・設備改修	東館1・2階 ・耐震補強 ・内部改修 ・設備改修 ・渡り廊下及び外構等
実施時期 （予定）	R2年1月～6月下旬	R2年7月～10月上旬	R2年10月中旬 ～R3年3月

工事執行における課題については以下の通り対応した。

ア 仮執務室の場所の確保等

第1期工事に合わせて本館1階の執務室に業務を行っていた課を東館1階及び2階へ移動し、可能な限り執務への影響を低減した。

イ 工事期間等の周知・来庁者の安全確保等

工事期間中における町民等に対する関係課執務場所の変更や来庁時の通行制限等については無線放送等で周知し、庁舎内における導線や注意喚起等の案内表示の設置等を行うことにより、工事の影響を最小限にとどめるよう配慮した。

③ 金額

ア 歳入決算額（特定財源）	82,980,000円	
合併特例債	75,500,000円	
社会資本整備交付金	7,480,000円	
イ 歳出決算額	95,004,880円	（翌年度繰越額 123,888,000円）
工事請負費	86,996,000円	（前払い金）
委託料	7,987,210円	（物品移設、ネットワーク変更業務等）
役務費	21,670円	（機器移設手数料）

(2) 普通財産等管理事業（決算書P.54）

① 事業の目的・内容

普通財産及び法定外公共物に係る維持管理業務を主とし、土地の公売、賃借料等の支払いや囑託登記事務を実施している。

② 事業の成果と課題

ア 成果

普通財産及び法定外公共物等を対象とした各手続きの処理実績については以下のとおりであり、引き続き適正管理に努める。

土地売払い	1件
行政財産使用許可（新規分）	1件
普通財産貸付（新規分）	11件

加えて今年度は、旧戸河内中学校、旧修道小学校の解体に着手した。

イ 課題

過疎化が進む中、目的を失って普通財産となる建物・土地が多い。建物は老朽化が進んでいるものも多く、活用も困難である。土地・建物を十全に活用するための長期的な計画を立てるか、活用策が見出せないものについては売却を進める必要がある。

中でもＪＲから譲渡を受けた旧可部線の鉄道資産（線路跡地・トンネル・橋梁等）の管理は町財政を圧迫している。細く長く、面としての利用が難しい線路跡地の草刈りは町の高齢化とともに年々難しくなっている。

橋梁について、遠方目視やドローンを用いた点検では致命的な劣化は見られないが、水防上の理由から計画的な撤去を国土交通省より求められている。令和元年度に実施した概略設計業務の結果、対象橋梁全ての撤去には工事費のみの概算で約 15 億円もの費用がかかることが判明しており、現状の町の財源で事業実施した場合は長期的に深刻な影響を受ける。よって、財源については引き続き、国や県その他関係機関に支援制度の創設・拡充を要望するとともに、町としても計画的かつ効率的な財政運営を行い、必要な財源ねん出の努力を続け、できるだけ早期の撤去事業着手を図る。

③ 金額

主なものについて以下表に示す。

令和元年度主要普通財産管理事業

	工事請負費[円]	委託料[円]	特定財源[円]
旧修道小学校解体	8,052,000	1,242,000	合併特例債 8,800,000
旧戸河内中学校解体	67,320,000	1,868,400	合併特例債 65,700,000
役場車庫解体除却	836,000	253,000	-
旧ＪＲ橋梁撤去概略設計	-	7,029,000	地域振興基金取崩 7,029,000
その他(点検、除草等)	-	4,792,333	地域振興基金取崩 4,485,878
計	76,208,000	15,184,733	合併特例債 74,500,000 地域振興基金取崩 11,514,878

(3) 福祉医療教育支援奨学基金管理事業（決算書P.56）

① 事業の目的・内容

将来、町内の医療機関等に勤務しようとする者に対し、就学に必要な資金を貸し付けることにより本町の医療・福祉を支える人材を育成し、地域医療等の確保及び充実を図ることを目的とする。

② 事業の成果と課題

奨学金の活用により看護師等の医療従事者の確保に一定の見込みがついている。これにより町内医療施設等の安定的な経営に寄与しており、地域住民から強く要望されている医療の確保を図っている。

この事業は、奨学金貸付期間を町内医療機関に従事すると奨学金の返還を免除する事業であるが、免除期間町内医療機関で従事後の、看護師等の退職が増えているため、引き続

き町内医療機関で従事していただけるよう働きかける必要がある。

医療奨学金年度別貸付者数及び金額 (単位：人、千円)

資格別	平成 23～平成 30 年度 (累計)				令和元年度			
	貸付額	返還額	免除額	既貸付人数	貸付額	返還額	免除額	新規貸付人数
医学生	29,400			3	7,200			0
薬剤師	4,100			1	1,200			0
看護学生	60,380	1,275	33,280	21	7,700	730	7,100	1
理学療法士	2,700			1	0			0
作業療法士	2,700			1	0			0
福祉職	0			0	0			0
計	99,280	1,275	33,280	27	16,100	730	7,100	1

特定財源 過疎地域自立促進特別事業基金取崩 16,100,000 円

奨学金貸付の状況 (単位：千円)

貸付金	平成30年度末 現在高	令和元年度中の収支			令和元年度末 現在高
		貸付高	返還高	※免除額	
	73,125	16,100	730	7,100	81,395

※免除額とは、奨学金貸付期間分を町内の医療機関において従事し返還免除となった額

奨学金受給者 町内医療施設就職状況 (単位：人)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	計
看護学生	1	0	1	1	6	1	4	1	2	17
理学療法士	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
作業療法士	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

3. 諸費

(1) 高速ブロードバンド基盤整備促進事業 (決算書 P. 58)

① 事業の目的・内容

光設備の維持 (保険・支障移転・電柱等使用料) 保守 (定額・スポット) 等光サービス継続に必要な諸手続きを実施した。

・令和元年度末時点のインターネット加入件数：1,503 件

② 事業の成果と課題

高速情報通信インフラが整備され、企業や個人が都市部と変わらない高速ブロードバンドを享受できる環境である。

インターネット加入促進とともに、契約解除抑制への働きかけが必要である。

また、ADSL サービスの終了 (令和 5 年 1 月末) に向けて、光ファイバーへの乗り換えを推進する。

③ 金額

ア 維持・保守 …………… 23,562,409 円 (特定財源：12,313,406 円)

4. 電算管理費

(1) 電算管理事業 (決算書 P. 58)

① 事業の目的・内容

行政サービスを迅速かつ正確に執行する目的のもと、電算システムは大きく「基幹系業務」「情報系業務」及び「各課個別契約システム」の3区分に分類し、業務を行っている。

② 事業の成果と課題

ア 基幹業務共同クラウド

共同クラウドの利用により、マイナンバー等法改正改修経費圧縮や共同市町間の情報連携がより強化されたなどのメリットがあり、今後も広島県及び各団体と連携を密にし、メリットを最大限享受できるよう取り組んでいく。

- ・令和元年9月 次期共同クラウドシステムに向けた情報提供依頼を実施

イ システム更新

「基幹システム用機器」「LWAN系PC等機器」「財務会計システム等機器」について更新を行った。

③ 金額

(単位：円)

区分	基幹・情報系	各課個別	計
機器購入・導入費用	67,925,308	17,980,270	85,905,578
レンタル・リース	13,128,342	12,964,937	26,093,279
回線使用料	23,544	5,183,570	5,207,114
機器・ソフトの保守料	15,287,215	11,686,069	26,973,284
委託費	8,694,500	8,065,440	16,759,940
サービス利用料	25,639,878	1,735,716	27,375,594
その他(消耗品・修繕費等)	6,521,490	—	6,521,490
計	137,220,277	57,616,002	194,836,279

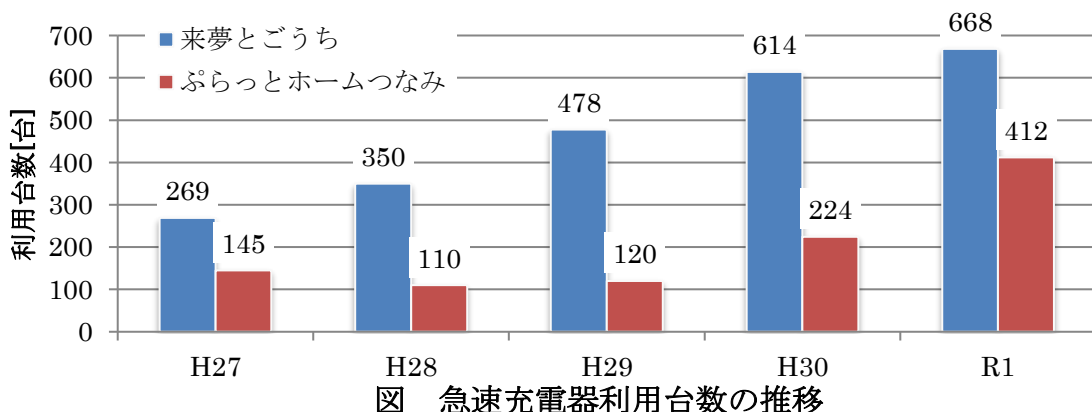
社会保障・税番号制度システム整備費補助金：1,616,000円

5. 環境衛生費

(1) 次世代自動車振興事業 (決算書 P. 82)

① 事業の目的・内容

次世代自動車の更なる普及及び電気自動車等の所有者への利便性向上を目的に、来夢とごうち及びぷらっとホームつなみに設置した電気自動車急速充電器の維持管理を行う。



② 事業の成果と課題

令和元年度における利用状況を図 急速充電器利用台数の推移に示す。全体として増加傾向にあり、特にふらっとホームつなみの伸びが著しい。

③ 金額

歳入歳出決算額について以下表に示す（決算書 P. 46, P. 82）。

表 次世代自動車振興事業の歳入歳出決算額

		令和元年度	平成 30 年度
歳入	次世代自動車充電インフラ整備 促進事業補助金	924,337	885,584
	計	924,337	885,584
歳出	充電器電気代	917,380	849,507
	電気自動車用急速充電器故障 修理保守委託料	334,400	328,320
	電気自動車用急速充電器運用 管理サービス委託料	470,880	466,560
	その他（火災保険等）	11,000	11,560
	計	1,733,660	1,655,947

6. 常備消防費

(1) 常備消防運営費（決算書 P. 106）

① 事業の目的・内容及び成果

安芸太田町及び廿日市市吉和地区の消防事務（消防団事務・消防水利事務を除く）は広島市へ委託している。管轄は安佐北消防署安芸太田出張所となっており、円滑な消防・救急事務を行っている。

② 金額

歳出決算額 広島市消防事務負担金 232,343,181 円
(対前年増減：33,048,723 円)

増加理由： 広島市安佐北消防署安芸太田出張所における高規格救急自動車の更新整備、及び通信管制システム更新の安芸太田町負担分による。
(上記は R1 年度完了のため、R2 年度の負担金は減額予定)

特定財源 安全・安心まちづくり事業助成金 4,000,000 円
過疎対策事業債 49,900,000 円
安佐北消防署安芸太田出張所庁舎敷地料負担金 55,047 円

7. 非常備消防費

(1) 非常備消防運営事業（決算書 P. 106）

① 事業の目的・内容及び成果

ア 地元施工消防施設整備補助金

各地域において消防施設整備と屯所運営に係る補助事業を実施した。

No.	事業名	補助金額[円]	地区名
1	屯所修繕等事業	545,750	戸河内地区5か所
2	消防屯所電気・水道料金	477,776	町内21地域
合計		1,023,526	

イ 消防団ヘルメット更新

消防団員の装備には耐用年数が経過したものや消防庁が示す基準に沿っていないものが見られるのが現状であり、それらの更新が課題となっている。その中でも最重要の安全装備品であるヘルメットを更新した。

事業名	事業費[円]
安芸太田町消防団ヘルメット購入	1,866,150

ウ 小型動力ポンプ積載車更新

消防力維持のため老朽化の進んだ小型動力ポンプ積載車を更新した。

更新車両	事業費[円]	特定財源 [円]
第1分団第1部小型動力ポンプ積載車	7,123,619	緊急防災・減災事業債 7,100,000
第14分団第40部軽四輪小型動力ポンプ積載車	3,966,160	辺地対策事業債 3,800,000
合計	11,089,779	10,900,000

② 消防団組織再編

町の人口減少・高齢化に伴い消防団員の減少も進んでおり、地域の消防力確保が大きな課題となっている。安芸太田町消防団では、団員減少が特に進んだ地域を団全体でカバーすべく、組織再編の協議を進めてきた。令和2年10月1日から新体制へ移行する。

③ 主な消防団活動の状況

令和元年度は主に下記のとおり消防団活動・訓練を実施した。

実施期日	行事名
4/14	深入山山焼き警戒
5/19	郡内訓練指導員教育訓練
5/26	山県支部合同訓練
6/16	救命救急講習
7/7	ポンプ運用訓練
9/15	しわいマラソン警備
11/10	救命救急講習
12/28. 29. 30	年末特別警戒
1/12	出初式
1/25	文化財防火訓練（吉水園）
2/23	郡内訓練指導員教育訓練
3/1	春の防火パレード

④ 消防団出動状況

令和元年度における火災・防災等消防団出動状況は下記のとおりである。

出動期日	出 動 事 件
4/15	行方不明者捜索（丁川）
7/12	行方不明者捜索（土居）
7/18	大雨警戒
8/15	台風 10 号警戒
9/16	行方不明者捜索（恐羅漢）
9/22. 23	台風 17 号警戒
3/5	津浪家屋火災

8. 消防施設費

(1) 防災行政無線管理運営事業（決算書 P. 106）

① 安芸太田町防災行政無線（同報系）デジタル化実施設計業務

防災行政無線は災害時の情報伝達や行政情報の伝達手段として非常に重要な機器であるが、現在の防災行政無線はアナログであり、電波法により令和 4 年 11 月 30 日には使用できなくなるため、更新の必要がある。よって、令和 2 年度に全システム・機器等を更新するべく、令和元年度は実施設計を行った。当事業にあたっては、財源として交付税措置率が高い起債である「緊急防災・減災事業債」を活用するとともに、本町の地形特性、災害等の影響を考慮した信頼性の高いシステムづくりをめざした。

② 実施設計業務委託料：9,790,000 円（特定財源：緊急防災・減災事業債 9,700,000 円）

9. 防災費

(1) 防災・減災・備蓄事業（決算書 P. 108）

● 防災マップ更新事業

① 事業の目的・内容及び成果

最近頻発する災害から「防災マップ（ハザードマップ）」についての関心が高まっている。本町の防災マップは平成 23 年度時点の土砂災害警戒区域、平成 13 年度時点の浸水想定区域で作成されていたため、作成時点で最新の「土砂災害警戒エリア」と「浸水想定エリア」を反映したマップを作成し、全戸配布を行った。

② 作成委託費：2,500,000 円

● 安芸太田町防災シンポジウム

① 事業の目的・内容及び成果

日時：令和 2 年 2 月 22 日（土）

場所：川・森・文化・交流センター（やまびこホール）

参加者数：約 250 名

内容

・「温井ダムの操作と放流警報」（温井ダム管理事務所）

・「土砂災害警戒区域を避難につなげる」（広島県西部建設事務所安芸太田支所）

・「いのちを守る気象情報にするために」(NHK 広島放送局気象キャスター勝丸恭子)

② 事業費 : 155,200 円

• 備蓄物資整備事業

	整備物資	金額 [円]	備 考
1	コロナウイルス感染症対策用品	382,250	マスク
2	コロナウイルス感染症対策用品	150,700	アルコール消毒液
合 計		532,950	

○ 地域づくり課

1. 総務費

(1) 地域自治振興交付金事業（決算書 P. 58）

① 事業の目的・内容

地域コミュニティの活性化、地域の特色を活かした魅力ある地域の形成、地域の発展に向けた活動財源として自治振興会に地域自治振興交付金を交付した。

② 事業の成果

交付対象	算出項目	交付総額[円]	特定財源 [円]
自治振興会	地域活動費、行政協力費、高齢者福祉費、活動拠点の維持管理費、安全安心費等	18,667,000	まちづくり基金取崩 18,667,000

③ 歳出決算額 18,667,000 円

(2) 集会所施設整備管理事業（決算書 P. 58）

① 事業の目的・内容

安芸太田町集会所等整備事業補助金交付要綱に基づき、地域活動の拠点施設である集会所の整備に要する経費に対し補助金を交付した。

平成 28 年度から行った補助率の段階的な減率を終え、補助率を 5 割としている。

② 事業の成果

自治振興会	施設名	整備内容	交付額[円]	特定財源 [円]
箕角自治会	箕角集会所	床改修及び手摺、スロープ新設工事	1,652,000	過疎地域自立 促進特別事業 基金取崩 3,683,000
吉和郷自治会	吉和郷集会所	バリアフリー化改修工事	999,000	
三郷自治振興会	中筒賀公民館	会議室エアコン設置工事	99,000	
与一野自治会	与一野集会所	屋根塗替え工事	167,000	
安野振興会	久日市集会所	棟瓦補強工事	75,000	
川北振興会	上山会館	エアコン設置工事	174,000	
殿賀振興会	高下集会所	エアコン設置工事	187,000	
松原自治会	松原高齢者コミュニティセンター	エアコン設置工事	175,000	
長原自治会	長原集会所	深井戸ポンプおよびジェット取替工事	155,000	
合 計			3,683,000	

(3) 防犯灯施設整備事業（決算書P.58）

① 事業の目的・内容

安芸太田町防犯灯設置等補助金交付要綱に基づき、防犯灯の設置・改修等に要する経費に対し、補助金を交付した。

電力会社による管球交換無料事業の廃止（有料化）対応や、自治振興会及び町双方の維持管理経費（電気料等）負担軽減のため、各自治振興会に防犯灯のLED化を呼びかけてきている。令和元年度の更新分はすべてLED灯であり、町内の全防犯灯数に占めるLED灯数の割合は増加している。今後も更新分についてはLED化以外認めないとの方針を維持し、地域及び町の将来にわたる維持管理経費の削減のための更新誘導を推進する。

② 事業の成果

防犯灯新設及び更新

交付対象	事業内容	交付金額 [円]	特定財源 [円]
箕角自治会	電灯新設5基	65,000	過疎地域自立 促進特別事業 基金取崩 1,172,000
三郷連絡協議会	電灯更新18基、街路灯更新6基	495,000	
香南振興会	電灯更新3基	39,000	
殿賀振興会	電灯新設1基、電灯更新10基、電柱更新2基	237,000	
平見谷自治会	電灯更新1基、電灯新設1基	26,000	
才中得自治会	電灯更新1基	7,000	
上本郷自治会	電灯新設1基、電灯更新4基	134,000	
市・三谷振興会	電灯新設1基、電灯更新1基	64,000	
長原自治会	電灯新設1基、電灯更新1基	66,000	
下本郷自治会	電灯更新2基	26,000	
遊谷自治会	電灯更新1基	13,000	
歳出合計		1,172,000	

③ 歳出決算額 1,172,000円

2. 企画費

(1) 地域支援事業（決算書P.60）

当事業の歳出決算額は28,036,755円である。以下に主要な項目について述べる。

● 地域おこし協力隊派遣事業

① 事業の目的・内容

人口減少や高齢化が著しく進む本町において、地域の活力を維持するためには、地域活性化や、全町的な課題解決に向けた取り組みを行う必要がある。その際に必要な多彩な人材を地域外から「地域おこし協力隊（以下「協力隊員）」として積極的に採用し、任期終了後にはその経験とスキルを活かした起業及び定住を図り、地域力の維持と強化、活性化に寄与することを目的とする。

② 事業の成果と課題

令和元年度は、県内から2人、県外から1人の協力隊員の受け入れを行い、既存の隊員と合わせて計6人の協力隊員が鋭い視点と豊富なアイデアで町の資源を活かしながら、町の情報発信、地域拠点の運営、或いは農林業に従事するなど、多岐に渡って地域貢献活動を行なった。その内4人の協力隊員は、行政組織の枠を越えて地域貢献を担う各種団体へ派遣し、各団体から活動の具体的な指示を受けることにより、地域課題の発見が容易な、地域に身近な立場で活動を行なった。専門スキルや知識の習得だけでなく、関係組織との関係や人脈を深めたことは、協力隊員の生業づくりや定住に向けて有利な方向に働くものと考えられる。

③ 事業費額 21,836,502円

● 集落支援員派遣事業

① 事業の目的・内容

本町では、急速な少子高齢化により一部の自治振興会では、地域活動が困難になりつつある。一部では、複数自治振興会の連携により、地域活動の支援を行っている地域もある。

このため、地域活動が困難になってきている周辺部の自治振興会を対象に、「地域内の見守り・点検」、「自治振興会事務作業」等の必要な支援を行う体制を構築する。

② 事業の成果と課題

旧町村ごとに1人ずつ、合計3人の集落支援員が、集落点検や見守りを中心とした活動を行った。複数の自治振興会や社会福祉協議会と連携し、サロンを開催するための支援を行うだけでなく、地域の課題について協議やアドバイスを行い、行政や関係機関との橋渡しを行った。その結果、活動した自治振興会等から評価の声が寄せられる等、一定の成果が見られる。

また、町内で増え続ける空き家は、長年の放置により家屋が倒壊する等の危険があり、集落維持の観点で大きな問題となっている。そこで空き家の実態把握を行うため、自治振興会の協力のもと集落支援員により町内一斉調査を実施した。この情報をもとに、将来的な空き家の利活用策を推進することにより、移住者の受け皿づくりや集落維持に寄与すると考えられる。

③ 事業費額 6,200,253円

(2) 地域づくり事業（決算書P.60）

当事業の歳出決算額は5,665,362円である。以下に主要な項目について述べる。

● 個性ある地域づくり事業

① 事業の目的・内容

住民参画のまちづくりとして、地域の特性・資源を活かした活動に対する支援制度である。町全体に公募を行った結果、1団体の申請があり、審査を行い事業実施した。

② 事業の成果と課題

地域の産業振興やにぎわいづくり、関係人口構築に大きく貢献したものと考えられる。ただし、継続性を担保するための適切な支援の在り方が課題である。

個性ある地域づくり事業

団体名	地域	事業内容	助成金額[円]
朝市さとやまの会	坪野	朝市販売所小屋の設置	150,000

- 安芸太田しわいマラソン支援事業

- ① 事業の目的・内容

地域住民の連携、地域の活性化等を図るため、安芸太田しわいマラソン実行委員会へ、実行委員会事務局人件費及びコース沿線のエイドステーションを設置する自治振興会等への地域支援費部分に対して助成金を交付した。

大会は10回記念として、今までの100km、88kmに加えて新たに42kmコースを設けた。3年ぶりの開催となり、参加者は全コース合わせて1,030人であった。

- ② 事業の成果

ア 歳出	助成金額	1,000,000円
イ 歳入	協働のまちづくり助成金	1,000,000円

- 地域づくり活動つなぎ資金貸付事業

- ① 事業の目的・内容

安芸太田町における協働の地域づくりを推進し、地域の活性化が期待できる公益的な事業を行う団体に対し、その団体が、国、県又はその他の団体の補助金等の交付決定を受け、その補助金等を受け取るまでの間、補助対象事業の経費の支払に必要な資金の貸付けを行った。

- ② 事業の成果

地域づくり活動つなぎ資金貸付事業

対象団体	事業内容	貸付金額[円]
井仁棚田 周辺地域 活性化協議会	農村集落活性化支援事業（農林水産省） 外部人材の手を借りながら、地域住民が中心となった活動を行っていき取り組みを行った。 外部人材との交流拠点の整備を行い、カフェを中心とした活性化に取り組んだ。	2,000,000
合 計		2,000,000

- (3) 定住促進事業（決算書P.62）

当事業の歳出決算額は10,205,611円である。以下に主要な項目について述べる。

- 空き家確保支援事業

- ① 事業の目的・内容

空き家バンク登録に係る自治振興会の役割は重要であるため、その活動を奨励する空き家確保支援事業を実施した。

② 事業の成果

空き家確保支援事業

対象団体	事業内容	報償費支給額[円]
土居自治会	空き家登録数 1 件	20,000

● 定住促進事業

① 事業の目的・内容

定住促進は、第二次長期総合計画におけるリーディング施策の一つでもあり、令和6年度5,800人を計画目標として取り組み、町の活性化を図る。

空き家バンク事業を充実させるとともに、定住促進空き家活用事業として、空き家を改修し定住された方に改修費の1/3（上限75万円）、また残存する家財の処分その他清掃費の1/3（上限10万円）を助成した。

さらに、定住促進奨励事業（新築住宅にかかる固定資産税の1/2助成）、高速道路通勤費補助事業（別項）として定住者に対し補助金を交付した。

令和元年度から新しく、満18歳～満29歳で町内に在住し、自宅から片道20km以上の通勤者に対し補助を交付した。

また、子育て世帯の定住をターゲットとして子育て世帯定住応援補助金制度と、UIターン世帯に対し、定住応援補助金制度を設けている。

② 事業の成果

空き家バンク

借手希望	貸手希望	契約成立 件数	契約成立世帯人員内訳		
			総人員	転入者	町内転居者等
53件	13件	16件	30人	20人	10人

定住促進空き家活用事業（上限75万円、1/3修繕費）

件数	補助金額	特定財源 [円]
3件	978,000円	0円

定住促進空き家活用（家財品処分）事業（上限10万円、1/3処分費）

件数	補助金額	特定財源 [円]
1件	11,000円	0円

定住促進奨励事業（固定資産税1/2、10年間助成）

今年度分	過年度分	合 計		特定財源 [円]
		件 数	補助金額	
4件	25件	29件	1,228,050円	0円

子育て世帯定住応援事業

転入者	転入者以外	合 計		特定財源 [円]
		件 数	補助金額	
1 件	6 件	7 件	5,150,000 円	社会資本整備総合交付金 2,317,000 円

UI ターン世帯定住応援事業（上限 75 万円、1/3 修繕費）

件数	補助金額	特定財源 [円]
3 件	1,913,000 円	0 円

30 歳未満限定通勤者助成事業

件数	補助金額	特定財源 [円]
8 件	450,000 円	まちづくり基金取り崩し 450,000 円

● 上殿定住促進団地分譲事業

① 事業の目的・内容

本事業は定住促進対策の一環として、30～40 歳代の子育て世帯の UI ターンの促進を図るため、町内で生活利便性の高い上殿地域に定住促進団地を整備し、平成 25 年度から分譲を開始している。

② 事業の成果と課題

当該地は平成 27 年度以降、問い合わせや申し込みがあったものの成約まで至らず、募集から 5 年を経過した。一方で住宅事情を理由とした町内からの転出を防ぐことも重要であることから、申込者の町外在住要件を外して、令和 2 年 1 月 6 日から再度募集した。町内在住の世帯から問い合わせがあり、3 月に宅地分譲申込書が提出された。

(4) 高速道通勤利用者助成事業（決算書 P. 62）

① 事業の目的・内容

定住を促進し、人口の増加を図ることを目的とし、高速道路利用料金の西日本高速道路株式会社が実施する平日朝夕割引で約 50%還元された後の通行料金相当額及び、広島高速道路公社が実施する時間帯割引適用後の金額の 1/2 で 1 カ月 20 日を限度として助成する。

令和元年度から町内在住者の通勤助成を新たに設けたことにより、高速道路通勤利用者助成事業は平成 30 年度で新規認定を終了した。

② 事業の成果

今年度分	過年度分	合 計		特定財源 [円]
		人 数	補助金額	
—	10 人	10 人	719,400 円	0 円

③ 歳出決算額 719,400 円

(5) まち・ひと・しごと創生事業（決算書P.62の一部）

• 地方創生推進交付金事業

① 事業の目的・内容

平成28年度から暮らし移住アドバイザーを雇用している。令和元年度は新たに1名雇用して計2名体制とし、相談窓口の強化を行った。

空き家バンク登録やマッチングで、アドバイザーの認知度も上がっている。

東京都、大阪府で行われた3回の定住フェアに参加し、山のある町の暮らしの紹介や、移住相談を行った。

② 事業の成果

概 要	金 額 [円]
暮らし移住アドバイザー賃金（2人）	3,915,089
定住フェア出展 5/25 地域の魅力発見フェア（大阪府） 6/23 ひろしまCターンフェア（東京都） 9/28 北部フェア（東京都）	240,040
定住フェアに伴う消耗品	6,978
定住フェアに伴う郵送料 JR 広島駅デジタルサイネージ、チラシ広告掲載料 移住定住サイトドメイン使用料	1,354,207
関係人口の安定的確保システム構築業務委託料	1,815,000
定住フェアに伴う駐車場使用料 アドビクラウド使用料	107,824
フェア出展負担金 空き家活用モデル住宅整備事業委託補助金	6,262,000
計	13,701,138

○ 企画課

1. 総務管理費

(1) バス路線運行事業（決算書 P. 58）

① 事業の目的・内容

「安芸太田町地域公共交通網形成計画」に基づいた交通再編による将来的に持続可能な公共交通を確立し、最少の経費で、住民の移動手段の確保をめざす。

② 事業の成果と課題

公共交通に関する地域との意見交換の場として「公共交通を考える会」を6回開催した。また、高齢者サロンに出向き交通への聞取りを行った。法定協議会の地域公共交通会議を2回開催し、交通施策に反映することができた。

具体的には、デマンド交通あなたくの乗降可能場所について、要望の多いレッツ戸河内や上殿バイパス中央バス停を追加し、生活利便性を向上した。町内バスでは、消費税増税に伴う運賃改定を行った。

県を中心とした「広島県移動活発化検討会免許返納ワーキング」では、寺領地区を対象に公共交通を考える会を3回開催し、免許返納後の生活を具体的に考える会を開催した。

今後も、住民の利用に合わせた小さな改善を実施しながら、交通網全体の見直しを含め検討していく。

③ 歳出決算額

ア あなたく運行業務委託費

事業者	路線数	路線名	運行委託費[円]	利用者数[人]
加計交通	3	塩明	6,922,700	1,499
		井仁・東区	6,922,700	926
		猪山・平見谷	6,922,700	1,336
三段峡交通	4	坂原	6,922,700	3,177
		寺領・北部	6,922,700	1,874
		松原・小板	6,922,700	2,286
		田吹・打梨・那須・横川	440,630	220
安野タクシー	1	安野	6,922,700	1,480
計	8		48,899,530	12,798

イ あなたく追走運行業務委託費

路線名	人数 [人]	追走料金① [円]	利用者負担② [円]	町負担運行委託費 ① ②[円]
寺領・北部	11	10,260	2,200	8,060
計(1路線)	11	10,260	2,200	8,060

ウ 在来バス・廃止代替運行費補助金

事業者	路線数	補助対象路線	補助金額[円]	乗車人員[人]
広島電鉄	3	在来線	17,938,346	77,592
		可部線代替	14,511,000	6,694
		高速	8,412,460	18,646
		小計	40,861,806	102,932
加計交通	2	病院線	15,278,902	4,836
		加計高速線	15,236,004	2,565
		小計	30,514,906	7,401
三段峡交通	2	寺領線	5,202,763	1,409
		坂原線	15,909,743	4,226
		小計	21,112,506	5,635
総合企画	1	芸北線	9,096,000	3,401
		小計	9,096,000	3,401
石見交通	2	広益線	0	12,278
		新広益線	0	5,006
		小計	0	17,284
計	10		101,585,218	136,653

※バス事業会計年度による算出

拠点バス停等維持管理経費

項目	内容	支出額[円]
需用費等	光熱水費・修繕費・報酬・旅費等	515,368
建物共済(3か所)	殿賀・戸河内待合所・三段峡入口 広島電鉄乗務員詰所	27,519
清掃管理委託料(4か所)	殿賀・加計中央(上下)・戸河内・津浪	569,586
バス停待合所建物使用料 土地借地料	加計中央(上下バス停) 筒賀八幡原バス 停・殿賀バス停	615,807
計		1,728,280

(2) 加計高校を育てる会支援事業(決算書P.60)

① 事業の目的

本町唯一の高等学校である県立加計高等学校の特色ある教育の推進と、県立高等学校再編整備基本計画における統廃合対象校である加計高等学校の存続をめざし、それに要する経費に対し補助金を交付する。

② 事業の成果と課題

令和元年度から新たに地方創生推進交付金の対象事業として地域再生計画の認定を受け、ローカルビジネス創出コーディネート配置事業を実施した。アントプレナーズ(事業を起こす人)キャンプを開催し、先進地での実践者との交流研修を行い、また、コンサルティング会社へのインターンシップや道の駅来夢とごうち・井仁の棚田での現地調査研修などを行った。

探求の時間を通じた「職業人・地域人講話」では、町議会議員との座談会を開催し、町の現状や未来について意見交換等、課題解決にむけたプロジェクトを企画実践した。

学校全体の学力向上による進学率アップのための進路対策や、魅力ある学校づくりとしての地元の資源を生かした菌類の探究や森林講座、国際理解講座等を引き続き行っている。また、地元の中学校を対象としたオープンスクールや、進路講演、進路面接指導を行うなど中学校と連携した活動を行い、中高連携を深めた。

また、平成 28 年度から引き続き、中高一貫教育に伴う連携枠として地元出身生徒の確保を行った。併せて町外・県外からの生徒確保のため、「地域みらい留学」プロジェクトに参加し、東京大阪など全国 4 ヶ所で学校の PR ブースを展開し、全国公募による生徒獲得に努めた。

進路対策講座の一環として行っている「公営塾」は、会場を川・森・文化・交流センターとし、土日及び学校の振替休日を利用して開催し、延べ 444 人が参加した。

広報活動としては、機会あるごとに生徒募集チラシの配布等を行った。

加計高校生徒数 (令和元年 5 月現在、単位：人)

1 年生	2 年生	3 年生	合計
40	32	28	100

加計高校を育てる会への補助金内訳

事業名	金額[円]	内容
総合教育支援事業	7,349,715	進路対策講座、総合的な学習支援、部活支援 射撃部支援、通信衛星授業支援（講座受信料等）
居住支援事業	7,017,287	寮生への居住支援
広報等活動事業	3,799,815	加計高校の広報活動費用 （五輪の峰、生徒募集チラシ作成費等）
合計	18,166,817	

公営塾講師賃金 2,349,412 円

ローカルビジネス創出コーディネーター業務委託料 6,600,000 円

備品購入費 539,979 円

③ 金額

歳出決算額 27,656,208 円

歳入決算額（特定財源） 地方創生推進交付金 3,300,000 円

過疎対策事業債 20,400,000 円

企業版ふるさと納税 3,400,000 円

(3) 長期総合計画策定事業（決算書 P. 62）

① 事業の目的・内容

平成 27 年 3 月に策定した『第 2 次安芸太田町長期総合計画』の前期基本計画が令和 2 年 3 月末で終了することを踏まえて、前期分の反検証等を反映し、令和 2 年度を始期とする後期基本計画を策定した。

② 事業の成果と課題

後期基本計画の策定にあたり、一般（平成30年度2月実施）、中・高生へのアンケートや事業者・団体を対象としたヒアリング等を基に基本計画を審議会で審議し、各分野の施策立案と各施策の評価指標を設定した。

また、12月～1月にかけて後期基本計画（骨子案）の意見を募集した。

ア 会議の開催

内容	開催回数等	備考
策定ワーキング会議	4月15日外6回	
リーディング施策検討会	11月21日外1回	
策定本部会議	5月20日外3回	
長期総合計画審議会	5月31日外3回	

イ アンケート・地域懇談会・パブリックコメントの実施

内容	開催回数等	備考
事業者ヒアリング	7月23日～9月6日	18事業者・団体
町内中学生アンケート	5月15日および17日	対象計110名
高校生アンケート	5月10日	対象計153名
地域懇談会	5月・10月・2月	各地区参加者計129名
パブリックコメント(住民意見募集)	12月23日～1月24日	カテゴリ別意見数45件

③ 歳出決算額

ア 策定業務委託

業務名	業務内容	委託金額
第二次安芸太田町長期総合計画後期基本計画策定支援業務	一般、中高生アンケート自由記述、地域懇談会、基本計画案のパブリックコメント等での意見の集約および後期基本計画への反映における支援	1,509,200
第二次安芸太田町長期総合計画後期基本計画冊子制作業務	第二次安芸太田町長期総合計画後期基本計画書原稿デザイン等編集支援	95,700
合 計		1,604,900

イ その他経費

審議会及び策定委員会開催に要した費用 366,797 円

(4) まち・ひと・しごと創生事業（決算書 P.62）

① 事業の目的・内容

地方創生推進交付金（決算書P.24）は、「地方版総合戦略」に位置づけられた地方自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを国が支援するものである。

安芸太田町では、「安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年10月策定）に位置づく『特別名勝「三段峡」と「食」のブランディングプロジェクト』、『安芸太田町版「生涯活躍のまち」プロジェクト』、『広島県立加計高等学校支援プロジェクト』（詳細は上記（2））及び『安芸太田町インバウンド促進プロジェクト』について、地方創生推進交

付金を活用して事業を実施した。

地方創生推進交付金事業

地域再生計画等区分		業務等	金額[円]	特定財源[円]		
				Ⓓ:地方創生推進交付金		
				Ⓔ:過疎対策事業債		
繰越明許	特別名勝「三段峡」と「食」のブランディングプロジェクト	一般社団法人地域商社あきおおた運営費補助	13,160,474			
	安芸太田町版「生涯活躍のまち」構想実現化事業	安芸太田町版「生涯活躍のまち」加計エリアサポート拠点整備事業補助	1,700,000	Ⓔ	1,700,000	
	(繰越明許予算) 小 計		14,860,474	Ⓔ	1,700,000	
現年度予算	特別名勝「三段峡」と「食」のブランディングプロジェクト	一般社団法人地域商社あきおおた運営費補助	36,568,090	Ⓓ	10,000,000	
	安芸太田町版「生涯活躍のまち」構想実現化事業	「生涯活躍のまち(タウン型)」モデルエリア・拠点運営補助	13,000,000	Ⓓ	6,500,000	
		「生涯活躍のまち」加計エリア拠点整備事業	51,800,000	Ⓓ	25,875,000	
		【福祉課】介護福祉人材確保育成事業	712,978	Ⓓ	356,000	
		【地域づくり課】	空き家活用モデルハウス整備事業	6,100,000	Ⓓ	2,780,000
			関係人口の安定確保システム構築業務	1,815,000	Ⓓ	3,769,000
			移住・定住交流促進事業	5,786,138		
	安芸太田町インバウンド促進プロジェクト	恐羅漢スノーパーク人工降雪機整備事業	100,000,000	Ⓓ	50,000,000	
		安芸太田町インバウンドアクションプラン策定事業	6,599,945	Ⓓ	3,459,000	
		インバウンドスキーヤー誘客事業	320,000	Ⓔ	3,400,000	
	広島県立加計高校支援事業プロジェクト※	ローカルビジネス創出コーディネーター業務委託	6,600,000	Ⓓ	3,300,000	
(現年度予算)小 計		229,302,151	Ⓓ	106,039,000		
(内 まち・ひと・しごと創生事業 分)		(222,702,151)	Ⓔ	36,700,000		
総合戦略推進会議、地方創生関係研修、事務協議旅費等			655,140			
小 計			655,140			
合 計			244,817,765	Ⓓ	106,039,000	
(内 まち・ひと・しごと創生事業 分)			(238,217,765)	Ⓔ	38,400,000	

※ 加計高校を育てる会支援事業

② 事業の成果と課題

地方創生推進交付金を活用し、町産業の総合的な支援の仕組みづくりの核となる「一般社団法人 地域商社あきおおた」の運営支援を行った。町が観光施策として推進しているヘルスツーリズム（森林セラピー、教育旅行）に関する事業を継続して実施した。また、町の観光や産業の情報発信ツールとして平成 30 年度開発した一般社団法人地域商社あきおおたの公式ホームページ「あきおおたから」を活用し、観光プロモーション活動を実施した。

安芸太田町版「生涯活躍のまち」構想の推進においては、拠点エリア運営補助及び加計エリア拠点整備に向けて、指定地域再生推進法人である公益社団法人青年海外協力協会の取組に支援を行い、加計エリア拠点整備事業が完了し、運用を開始した。

また、令和 2 年度から新たに地域再生計画の認定をうけた「安芸太田町インバウンド促進プロジェクト」は、恐羅漢スノーパークの人工降雪機整備を支援するとともに、向う 3 年間のインバウンド誘客のアクションプランを策定し、年間を通じたインバウンド誘致の体制を整備した。

今後の施策推進にあたっては、地域商社事業、「生涯活躍のまち」形成事業、インバウンド促進事業とともに、民間事業者、地域住民、関係組織等との連携を図りながら推進することとしている。

なお、平成 27 年 10 月に策定した「安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和元年度で計画期間が終了するため、国の示す第 2 期総合戦略の新たな視点を踏まえ「第 2 期安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び、安芸太田町における人口の現状と将来の展望をまとめた「安芸太田町人口ビジョン（改定版）」を策定した。

また、令和元年度実施事業の成果と課題については、庁内で実施している施策評価を踏まえ、令和 2 年 8 月に開催した「安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」においてその効果検証を行った。

会議の開催

内容	開催回数	備考
安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	8 月 8 日外 2 回	

○ 税務課

1. 税務総務費

(1) 税務総務管理事業（決算書 P. 62）

① 事業の目的・内容

賦課課税事務の適正を期するとともに徴収体制の整備を行う。また、更正還付事務を行う。

② 事業の成果と課題

固定資産税については、家屋調査の補助として家屋調査補助員（46名）から57件の報告を受け、家屋の新築等を評価し公平適正な課税に努めた。

更正還付状況は、町県民税等の確定・修正申告等に基づき、14法人と個人38名に対して、総額878,442円を還付した。

2. 賦課徴収費

(1) 賦課徴収管理事業（決算書 P. 64）

① 事業の目的・内容

地方税法及び町税条例等に基づき、適正かつ公正な賦課徴収業務を行うとともに、徴収率の向上対策を図る。

町県民税1期から4期、固定資産税1期から4期、国民健康保険税1期から10期、後期高齢者医療保険料1期から9期及び軽自動車税全期で徴収を行う。法人町民税、入湯税、たばこ税は申告納付による徴収を実施した。

ア 賦課・徴収の状況（決算書 一般会計 P. 12、国保特別会計 P. 129、後期特別会計 P. 152）

確定申告を町内18会場で実施し、1,614件の申告を受け付けた。

徴収状況は「3. 町税等の徴収実績」に示す。

イ 委託料の状況

業務名	契約額[円]	業務名	契約額[円]
収納共通納税システム 更新業務	445,500	固定資産評価システム 保守業務	176,000
申告支援システム 設定及び保守業務	2,025,540	標準宅地の時点修正業務	123,444
法人向けパソコン サービス保守業務	7,776	不動産鑑定評価及び地価 調査基準地の修正等業務	8,591,550
固定資産評価システム ・評価計算業務	765,600	合 計	12,135,410

② 事業の成果と課題

町民税については、人口動態と比例する傾向があり、固定資産税についても新規の設備投資が厳しい状況の中、適正な課税客体の把握に努めている。

令和元年10月から、町民税の特別徴収が金融機関へ行かなくても納税ができる共通納税システムが開始された。

軽自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割が新たに創設された。燃費基準値達成等に応じて決定されるが、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した軽自動車については、税率を1%分軽減される軽減措置がある。賦課徴収は当分の間、県が行い、納付された環境性能割の44.65%（管理する市町道の延長及び面積により市町へ配分）が町へ交付される。

徴収率は、町税は現年度分が0.28ポイント減、滞納繰越分が7.57ポイント増となった。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者等の経営状況が厳しい状況であるが、引き続き滞納整理を行っていく。

町内の小学校6年生（複式学級においては5・6年生）を対象とした租税教室を開催し、次世代を担う児童に税の役割や納税の義務について理解と関心を深めてもらい、将来における納税意識の向上に努めた。

3. 町税等の徴収実績

一般会計

上段:H30年度

下段:R1年度

(単位:円・%)

区分	納税義務者数	調定額	対前年	収入済額	対前年	不納欠損及び ▲還付未済額	収入未済額	対前年	徴収率	増減	
現年度分	町民税(個人)	2,977	208,958,918	▲ 0.34	206,223,696	▲ 0.35	0	2,735,222	0.03	98.69	0.00
		2,816	208,245,790		205,509,658		0	2,736,132		98.69	
	町民税(法人)	199	32,903,200	▲ 6.03	32,693,200	▲ 6.18	0	210,000	17.86	99.36	▲ 0.16
		201	30,919,100		30,671,600		0	247,500		99.20	
	固定資産税	5,725	438,105,493	▲ 0.21	433,563,938	▲ 0.69		4,541,555	45.66	98.96	▲ 0.47
		5,737	437,193,400		430,578,158		0	6,615,242		98.49	
	国有資産等所在市町村交付金	4	98,980,700	▲ 2.34	98,980,700	▲ 2.34	0	0	-	100.00	0.00
		4	96,661,000		96,661,000		0	0		100.00	
	軽自動車税(種別割)	4,707	25,751,700	1.80	25,346,200	2.83	0	405,500	▲ 62.76	98.43	0.99
		4,486	26,214,000		26,063,007		0	150,993		99.42	
軽自動車税(環境性能)	-	-	-	-	-	-	-	-		100.00	
	-	504,500		504,500		0	0		100.00		
町たばこ税	4	34,834,194	2.12	34,834,194	2.12	0	0	-	100.00	0.00	
	6	35,570,986		35,570,986		0	0		100.00		
入湯税	4	1,571,850	▲ 12.90	1,225,050	▲ 51.01	0	346,800	121.71	77.94	▲ 34.10	
	4	1,369,050		600,150		0	768,900		43.84		
小計		841,106,055	▲ 0.53	832,866,978	▲ 0.81	0	8,239,077	27.67	99.02	▲ 0.28	
		836,677,826		826,159,059		0	10,518,767		98.74		
滞納繰越分	町民税(個人)	105	6,698,002	13.13	902,428	111.56	916,390	4,879,184	3.10	13.47	11.72
		106	7,577,681		1,909,160		637,880	5,030,641		25.19	
	町民税(法人)	3	410,000	39.02	50,000	356.80	0	360,000	▲ 5.11	12.20	27.87
		3	570,000		228,400		0	341,600		40.07	
	固定資産税	151	12,401,857	13.13	1,388,781	60.08	1,501,445	9,511,631	▲ 1.14	11.20	4.65
		189	14,030,386		2,223,200		2,404,045	9,403,141		15.85	
軽自動車税	46	813,400	15.20	192,800	76.92	89,100	531,500	▲ 15.24	23.70	12.70	
	167	937,000		341,100		145,400	450,500		36.40		
入湯税	0	0	-	0	-	0	0	-	-	-	
	1	346,800		0		0	346,800		-		
小計		20,323,259	15.44	2,534,009	85.55	2,506,935	15,282,315	1.90	12.47	7.57	
		23,461,867		4,701,860		3,187,325	15,572,682		20.04		
合計		861,429,314	▲ 0.15	835,400,987	▲ 0.54	2,506,935	23,521,392	10.93	96.98	▲ 0.38	
		860,139,693		830,860,919		3,187,325	26,091,449		96.60		
延滞金		H30年度		232,700		R1年度	473,600			103.52	

国民健康保険事業特別会計

区分	納税義務者数	調定額	対前年	収入済額	対前年	不納欠損及び ▲還付未済額	収入未済額	対前年	徴収率	増減
国民健康保険税(現年度分)	1,128	117,123,000	▲ 2.82	112,077,900	▲ 3.00	0	5,045,100	1.14	95.69	▲ 0.17
	1,124	113,820,800		108,718,346		0	5,102,454		95.52	
国民健康保険税(滞納繰越分)	50	16,381,635	2.67	1,231,274	109.36	3,137,400	12,012,961	4.70	7.52	7.81
	58	16,818,342		2,577,822		1,663,000	12,577,520		15.33	
合計		133,504,635	▲ 2.15	113,309,174	▲ 1.78	3,137,400	17,058,061	3.65	84.87	0.32
		130,639,142		111,296,168		1,663,000	17,679,974		85.19	
延滞金		H30年度		23,900		R1年度	225,406			843.12

後期高齢者医療事業特別会計

区分	納税義務者数	調定額	対前年	収入済額	対前年	不納欠損及び ▲還付未済額	収入未済額	対前年	徴収率	増減
後期高齢者医療保険料(現年度分)	2,170	85,050,305	1.49	85,082,198	1.42	0	▲ 31,893	▲ 187.80	100.04	▲ 0.07
	2,139	86,320,722		86,292,720		0	28,002		99.97	
後期高齢者医療保険料(過年度分)	9	312,768	▲ 27.13	4,112	1786.45	92,919	215,737	▲ 95.65	1.31	32.72
	14	227,929		77,571		140,968	9,390		34.03	
合計		85,363,073	1.39	85,086,310	1.51	92,919	183,844	▲ 79.66	99.68	0.11
		86,548,651		86,370,291		140,968	37,392		99.79	
延滞金		H30年度		3,100		R1年度	0			▲ 100.00

4. 町税決算額

(1) 町税合計

国有資産等所在市町村交付金の減等により、830,861千円となり、前年度比△4,540千円、△0.5%の減となった。

① 国有資産等所在市町村交付金

国土交通省中国地方整備局（温井ダム管理所）交付金の減等により、96,661千円となり、前年度比△2,320千円、△2.3%の減となった。

② 固定資産税

償却資産の減等により、432,801千円となり、前年度比△2,151千円、△0.5%の減となった。

③ 法人町民税

法人均等割の減等により、30,900千円となり、前年度比△1,843千円、△5.6%の減となった。

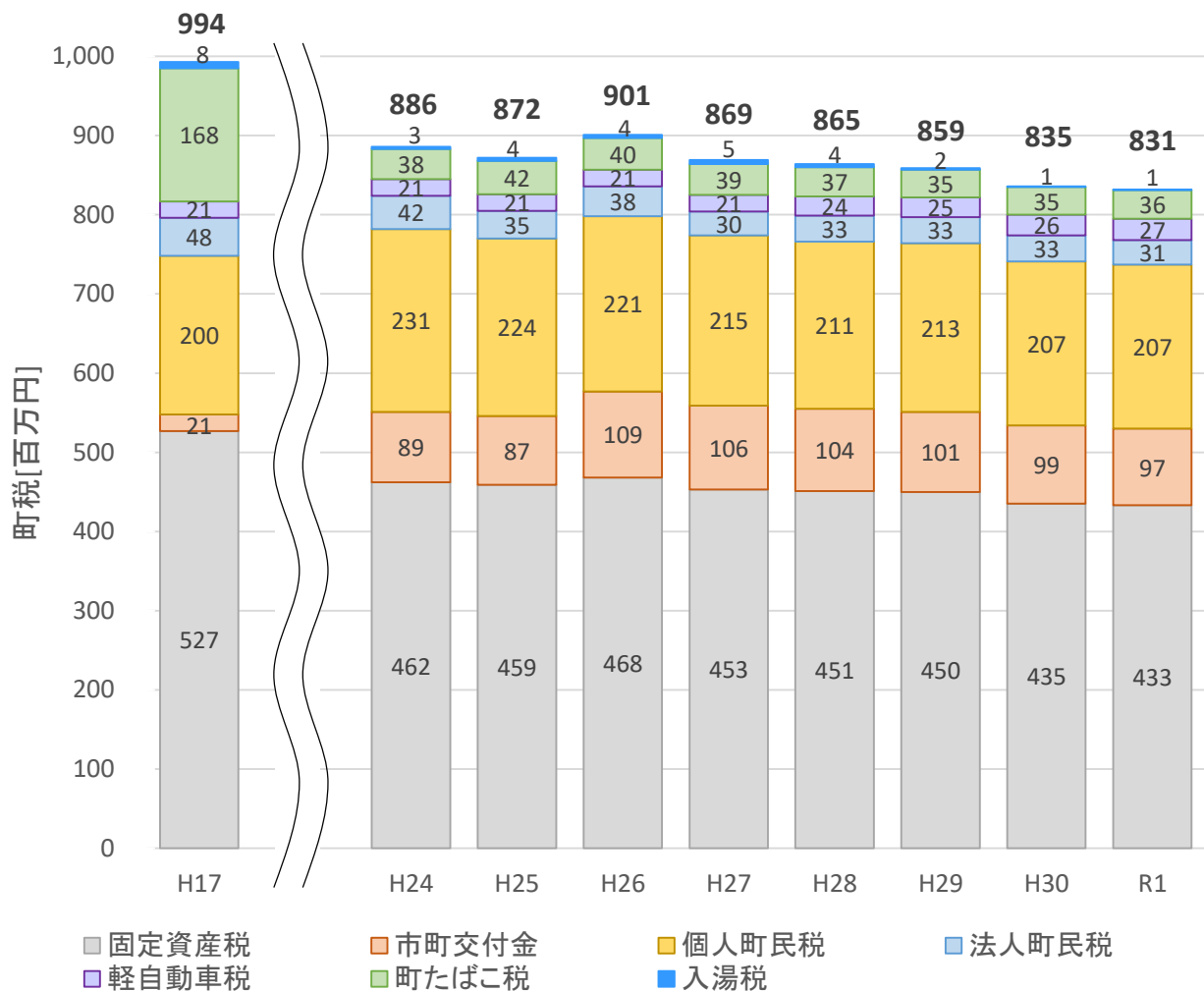


図 町税決算額の推移

※数字は百万未満四捨五入のため、合計額が合わないことがある。

○ 住民生活課

1. 戸籍住民基本台帳費

(1) 戸籍住民基本台帳管理事業（決算書P.64）

① 事業の目的・内容

町民及び本籍人に関する戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関する届出を受付・整備し、各種証明書を交付する。

住民基本台帳人口（月報値）は、令和2年3月31日現在6,085人であり、前年に対して、自然減110人、社会減26人、計136人の減となった。うち65歳以上は3,090人で、50.78%を占めている。その他については次表のとおりである。

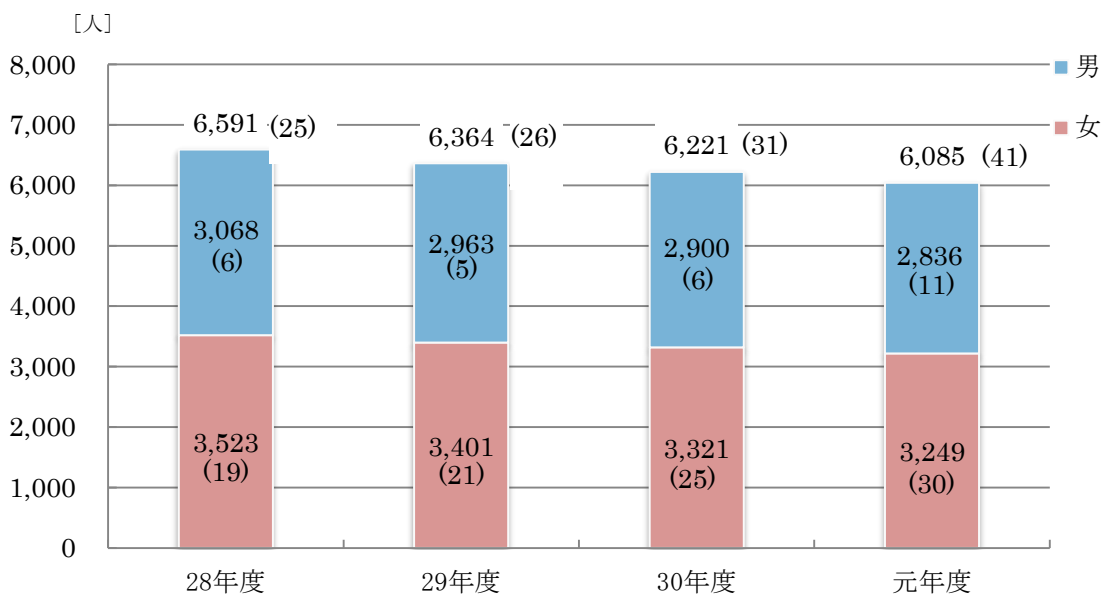
今後も、正確で迅速な応対による住民サービスの向上に努める。

戸籍（令和2年3月31日現在）

戸籍数 (戸籍)	本籍人口 [人]	届出件数[件]					
		出生	婚姻	離婚	死亡	その他	合計
7,876 (△146)	18,077 (△431)	89 (△9)	173 (10)	16 (△17)	253 (△32)	116 (△52)	647 (△100)

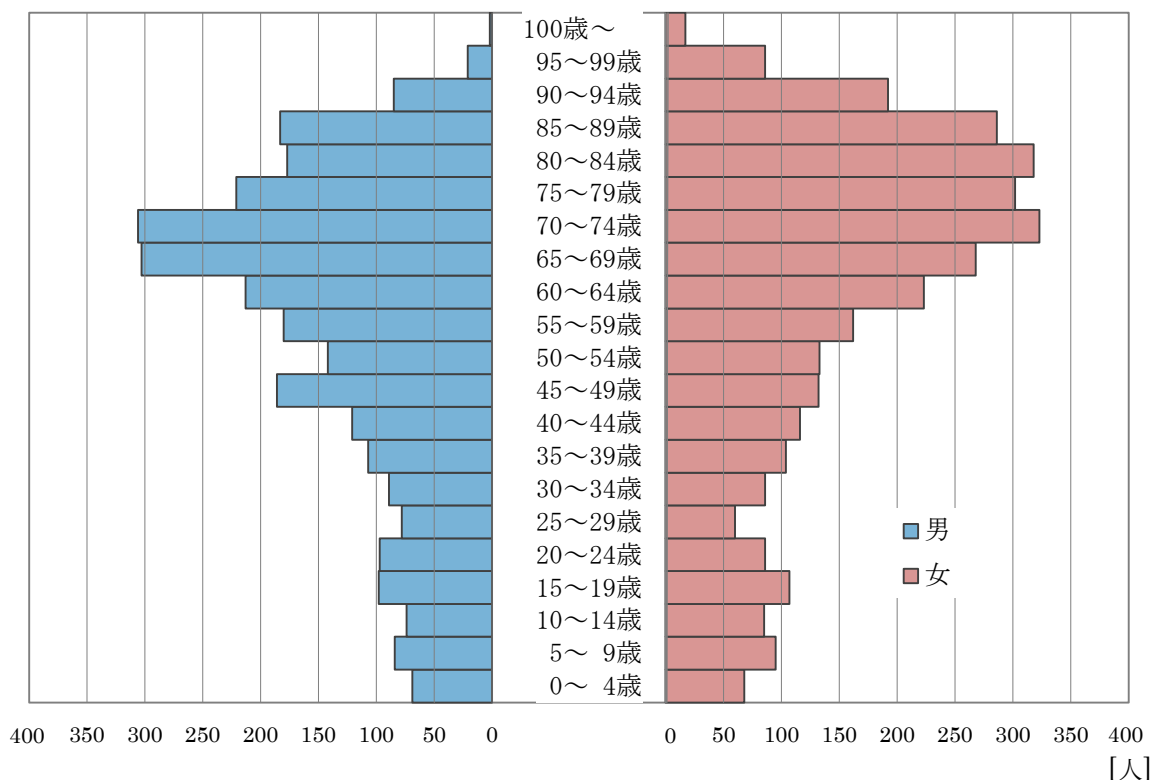
()内は対前年増減

住民基本台帳年度末人口の推移（令和2年3月31日現在）



*()内は外国人住民再掲

年齢別人口（令和2年3月31日現在）



65歳以上の人口（令和2年3月31日現在）

人口	男	女	高齢化率
3,090人	1,298人	1,792人	50.78%

人口移動状況（令和2年3月31日現在）

	社会動態			自然動態		
	転入等	転出等	増減	出生	死亡	増減
平成28年度	218人	237人	△19人	26人	173人	△147人
平成29年度	131人	220人	△89人	21人	159人	△138人
平成30年度	201人	218人	△17人	20人	146人	△126人
令和元年度	202人	228人	△26人	20人	130人	△110人

手数料（決算書P.22）

	戸籍		住民票		個人番号カード関係	
	件数	金額[円]	件数	金額[円]	件数	金額[円]
本庁	3,699	2,143,800	1,016	304,800	1	500
加計支所	1,877	1,056,500	1,072	321,600	7	3,500
筒賀支所	535	315,300	219	65,700	1	500
合計	6,111	3,515,600	2,307	692,100	9	4,500

	印鑑登録・証明		その他		合 計	
	件数	金額[円]	件数	金額[円]	件数	金額[円]
本 庁	719	215,700	4	1,200	5,439	2,666,000
加計支所	822	246,600	52	34,050	3,830	1,662,250
筒賀支所	274	82,200	3	900	1,032	464,600
合 計	1,815	544,500	59	36,150	10,301	4,792,850

② 歳出決算額 9,375,327 円

(2) マイナンバー通知カード関連事業(決算書P.64)

① 事業の目的・内容

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、住民登録のある人に、一人ひとり異なる12桁のマイナンバー(個人番号)を付番し、社会保障、税、災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤である。

② 事業の成果と課題

令和元年10月に国の指針に基づき「マイナンバーカード交付円滑化計画」を策定し、広報や専用タブレットパソコンによる申請補助等、取得拡大の取り組みを行ったが、令和元年度のマイナンバーカード交付件数は214件、令和2年3月末時点の総交付件数は938件で交付率15.41%に留まり、普及が進んでいない状況であるため、今後さらなる普及促進の取り組みが必要である。

③ 歳出決算額 1,220,880 円 (国庫支出金908,000円)

2. 社会福祉総務費

(1) 社会福祉総務管理事業(決算書P.68)

• 後期高齢者医療広域連合負担金事業

① 事業の目的・内容

後期高齢者医療被保険者に係る医療費を支出する。

② 事業の成果と課題

後期高齢者医療制度の運営は、県内全市町で構成する広島県後期高齢者医療広域連合において実施している。後期高齢者医療被保険者に係る平成31年3月から令和2年2月までの医療費町負担金を、運営主体である広島県後期高齢者医療広域連合に支出した。(医療費の1/12を負担)

③ 歳出決算額 147,173,000 円

(2) 民生指導事業(決算書P.68)

① 事業の目的・内容

民生委員児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の向上を図る。

② 事業の成果と課題

令和元年12月の一斉改選により、45名の委員(新任11、再任34)が厚生労働大臣より

委嘱され、地域福祉活動の担い手の中心として日々活動されている。活動費の交付等による支援により、民生委員児童委員活動が円滑に実施され、地域福祉の向上に寄与した。

高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、地域の福祉ニーズが高まる中、民生委員児童委員の役割は非常に大きく負担も増加している。今後も引き続き研修会の開催等、活動を支えていく取り組みが必要である。

③ 歳出決算額 8,949,518 円

(3) 人権相談・啓発事業（決算書P.68）

① 事業の目的・内容

町民一人ひとりが人として尊重され、誰もが明るく住みよい地域社会を形成していくという視点に立ち、人権尊重の理念に関する正しい理解と啓発の推進に取り組む。

② 事業の成果と課題

各種啓発事業を実施し、人権に関する諸問題の解決に向け、町民の人権意識の向上を図った。しかしながら、依然として思い込みや偏見による人権課題が存在していることや、インターネットによる人権侵害等、新たな人権問題も発生しており、一層効果的で実情に合った取り組みを継続していく必要がある。

ア 「人権の花」運動

児童がお互いに協力し合って花を育て、この体験を通じて他人を思いやる心や優しさを醸成することを目的として、町内小学校、保育園等に水栽培用ヒヤシンスセットを贈呈した。また、人権擁護委員による「人権の花」贈呈式を加計小学校で行い、人権教室及び人権紙芝居等を実施した。

イ 「人権啓発セミナー」の開催

7月25日、8月30日、9月26日、10月24日、11月27日、計5回人権啓発セミナーを開催した。

男女共同参画、障がいのある人の人権、多文化共生、子どもの人権、LGBT 性の多様性と人権についての講演により理解を深めた。参加者数：延べ223名

ウ 「人権フェスタ」の開催

人権週間に合わせて、町民の人権意識の高揚を図るため、人権フェスタを開催した。

日時・場所：令和元年12月7日（土） 川・森・文化・交流センター

内容：安芸太田中学校「田楽」発表、RCC 広報部長吉田幸さんの講演、町内福祉事業所作品展示、町内小学6年生による人権標語展示等、地域支援センターへの中継

参加者数：約120名

エ 運営費及び啓発事業補助金 2団体に交付

オ 広報啓発活動

広報安芸太田に人権啓発記事「一人ひとりの人権が大切にされるまちづくり」を毎月掲載し、町民の人権意識の高揚を図る取り組みを行った。本庁、支所統一した人権懸垂幕を新調し掲出した。また、5月と11月に、人権リーフレット「人権について知りましょう」「きっとなくすことができるはず」を全世帯に配布した。

カ 人権相談

社会福祉協議会が開催している「くらしの総合相談所」において、人権擁護委員、民生委員児童委員が人権相談に応じている。また、役場においては、住民生活課長・各支所長が相談業務にあっている。

③ 歳出決算額 2,073,125 円 (県支出金 683,000 円)

3. 老人福祉費

(1) 敬老祝い金事業 (決算書 P. 70)

① 事業の目的・内容

敬老の日行事の一環として、高齢者に敬老祝い金の贈呈等を行い、長寿を祝うとともに、老人福祉の増進を図る。

② 事業の成果と課題

88 歳の方に 10,000 円分のハートフル商品券、100 歳の方に 30,000 円の祝い金を贈呈した。

令和元年度敬老祝い金事業贈呈実績

対象区分	88 歳	100 歳	計
人数	100 人	10 人	110 人
所要額	1,000,000 円	300,000 円	1,300,000 円

88 歳 (1931 年 4 月 1 日から 1932 年 3 月 31 日までに生まれた者)

100 歳 (1919 年 4 月 1 日から 1920 年 3 月 31 日までに生まれた者)

また、町内特別養護老人ホームにおいて実施された敬老行事に対し、補助金を交付した。(補助金額 167,900 円)。

③ 歳出決算額 1,467,900 円

4. 障害者福祉費

(1) 身体障害者福祉医療費給付事業 (決算書 P. 72)

① 事業の目的・内容

重度心身障がい者に対し、医療費の助成を行い、保健の向上と福祉の増進を図る。

ア 対象者

身体障害者手帳 1～3 級所持者

療育手帳 ㊤、A、㊦所持者

イ 一部負担金

1 医療機関ごとに、1 日につき 200 円の一部負担金 (月額上限：入院 14 日、外来 4 日) を徴収する。

② 事業の成果と課題

令和元年度身体障害者福祉医療費給付実績

内 訳		医療費等	備 考
一 般 (65 歳未満)	受給者数	58 人	令和 2 年 3 月末現在
	受診件数	1,496 件	
	支給額	9,511,077 円	
後 期 (65 歳以上)	受給者数	180 人	令和 2 年 3 月末現在
	受診件数	4,943 件	
	支給額	21,195,479 円	
合計支給額		30,706,556 円	

※福祉医療費公費負担事業費補助金により事業費の 1/2（概算）を県が補助する。

③ 歳出決算額 32,583,944 円（県支出金 17,238,000 円）

5. 国民年金事務費

(1) 国民年金事業（決算書 P.72）

① 事業の目的・内容

国民年金制度は、全ての国民を対象に老齢、障害または死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とする公的年金制度である。

本制度は国が事業主体となって運営し、一部の届出事務等を町が委託を受け実施している。

② 事業の成果と課題

第 1 号被保険者及び任意加入被保険者の資格関係事務等、法定受託事務を中心に事業を行った。高齢化が進む中、老後の所得保障を担う大きな柱となる公的年金制度の役割は、今後一層重要となる。

国民年金被保険者数（各年度末）

年金種別	令和元年度	平成 30 年度
1 号被保険者	491 人	524 人
任意被保険者	2 人	2 人
3 号被保険者	165 人	178 人

年金相談の状況

相談方法	令和元年度	平成 30 年度
来庁相談	123 件	126 件
電話相談	44 件	38 件
計	167 件	164 件

ア 普及・啓発事業の状況

町民広報に制度周知の掲載を、年12回行った。

③ 歳出決算額 319,007円 (国庫支出金 319,007円)

6. 児童福祉給務費

(1) 乳幼児医療費給付事業 (決算書P.74)

① 事業の目的・内容

乳幼児(0～6歳までの未就学児)の医療費の助成を行い、疾病の早期発見及び治療を促進し、乳幼児の健全な育成を図る。

さらに、6歳(就学児)～18歳までの子どもを対象に町独自で医療費の助成を行い、子育て支援策の充実に取り組む。

ア 対象

乳幼児医療費給付事業： 0歳児から6歳児(未就学児)

子ども医療費給付事業： 6歳児(就学児)から18歳(満18歳到達後最初の3月31日まで)

イ 一部負担金

1医療機関ごとに、1日につき500円の一部負担金(月額上限：入院14日、外来4日)を徴収する。

② 事業の成果と課題

令和元年度乳幼児医療費支給事業実績 対象 0～6歳(未就学児)

内 訳		医療費等	備 考
県	受給者数	154人	令和2年3月末現在
	受診件数	2,596件	
	支給額	3,731,792円	
単 町	受給者数	4人	令和2年3月末現在
	受診件数	27件	
	支給額	29,154円	

※福祉医療費公費負担事業費補助金により事業費の1/2(概算)を県が補助する。(所得制限により対象外となる者については、町単独で助成を行う)

令和元年度子ども医療費支給事業(町単独事業) 対象 6～18歳

内 訳		医療費等	備 考
受給者数		345人	令和2年3月末現在
受診件数		4,029件	
支給額		7,614,529円	

③ 歳出決算額 11,957,201円 (県支出金 1,799,000円)

7. 児童措置費

(1) ひとり親家庭等医療費給付事業（決算書P.78）

① 事業の目的・内容

ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、医療費の助成を行い、保健の向上と生活の安定を図る。

ア 対象者

父子家庭の父及び子、母子家庭の母及び子（子は18歳到達後最初の3月31日まで）

イ 一部負担金

1医療機関ごとに、1日につき500円の一部負担金（月額上限：入院14日、外来4日）を徴収する。

② 事業の成果と課題

内 訳		医療費等	備 考
県	受給者数	51人	令和2年3月末現在
	受診件数	571件	
	支給額	1,405,769円	
単 町	受給者数	47人	令和2年3月末現在
	受診件数	626件	
	支給額	1,615,293円	

※ 福祉医療費公費負担事業費補助金により事業費の1/2（概算）を県が補助する。
（所得制限により対象外となる者については、町単独で助成を行う）

③ 歳出決算額 3,258,155円（県支出金 599,000円）

8. 保健衛生総務費

(1) 保健衛生総務管理事業（決算書P.80）

● 献血推進事業

① 事業の目的・内容

血液確保のため献血の推進を行い、400ml献血を実施する。

② 事業の成果と課題

実施会場である加計高校において、献血を2回実施しているが、献血の適応可能条件に制限が設定されているため、参加者の人数が年々伸び悩んでいる。

今後も地域において献血事業が維持できるよう、広報、防災無線等で啓発を行い、特に若年世代の献血への関心を高め協力者を増やすことが必要である。

実施会場	加計高校	
実施日	4月25日	11月8日
参加者	103人	121人
実施者	79人	102人

③ 歳出決算額 28,512円

9. 環境衛生費

(1) 環境衛生管理事業（決算書 P. 82）

① 事業の目的・内容

地域の環境美化及び環境保全、また太田川上流域の清らかな河川環境の保全等、本町の豊かな自然環境を維持していくため、安全で快適な生活環境づくりの構築に取り組む。

② 事業の成果と課題

ア 水環境保全事業

生活排水やトイレの水洗化の普及啓発を行い、令和元年度においては、新たに 10 基の合併処理浄化槽設置届が提出された。また、未受検の浄化槽管理者に対しては、県の指導事務の取扱い方針に基づき、受検勧奨通知や訪問指導を実施した結果、令和元年度法定検査受検率は 86% と県内でも高い水準を維持している。

今後においても、引き続き生活排水やトイレの水洗化の推進や、浄化槽の適切な維持管理指導等に取り組む必要がある。

イ 狂犬病予防事業

狂犬病発生防止のため、6月に町内を巡回し、狂犬病予防注射の集合接種を行った。また、秋には未接種の飼い主に対し、勧奨通知を行ったが、町内の接種率は 75% に留まっており、犬の登録、狂犬病予防接種率が 100% に近づくよう、引き続き啓発に取り組む必要がある。

また、町広報誌や防災行政無線により、ペットの飼い方マナー向上の呼びかけや、野良猫対策として忌避対策道具の貸出しを行ったが、犬の糞の後始末や放し飼い、野良猫へのエサやり等に対する苦情は後を絶たないため、今後も継続的に啓発に取り組む必要がある。

犬の登録件数 (R2. 3. 31 現在)

地 区	登録頭数
安芸太田町全体	334 頭

令和元年度接種率

区 分	接種率
安芸太田町	75%

※参考

広 島 県	72%	平成 30 年度実績
全 国	71.3%	平成 30 年度実績

野良猫忌避対策道具貸出件数 4 件

ウ 地球温暖化対策事業

本町は、町事務事業における大幅な温室効果ガス削減を目的とした、「安芸太田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定している。本計画では、2030 年度における温室効果ガス排出量を、基準年度である 2013 年度との比較で、40%削減を目標に掲げているが、直近実績の平成 30 年度（2018 年）では、22%削減を達成し、順調に計画が進行している。今後も、引き続き公共施設の設備の効率化や、全職員による省エネ行

動等により推進していく。

エ 海岸漂流物等地域対策推進事業（県補助金 5,201,000 円）

下流域へのごみや植物（葦等）の流出を防止（海ごみ発生抑制対策）するため、河川内植物等除去工事を実施した。また工事完了後、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で、河川内清掃活動を少人数で行ったが、開催予定としていた海ゴミ削減学習会は中止とした。

今後も地域と連携して、実施後の河川環境が保たれるよう、環境美化意識の高揚と環境美化活動の定着を図ることが必要である。

- ・田吹川の河川内植物等除去工事

延長 220m（1,400 m²）、ごみ回収量 10 kg、植物除去 230m³

- ・河川内清掃活動（令和 2 年 3 月 8 日（日））

参加者：河川内清掃活動 12 名

- ・海ゴミ削減学習会（開催中止）

③ 歳出決算額 9,379,001 円

(2) 火葬場管理事業（決算書 P. 82）

① 事業の目的・内容

火葬場（千風苑）の安定した運営と適正な施設の維持管理を行う。

② 事業の成果と課題

町の火葬業務については、令和 5 年度まで富士建設工業株式会社と指定管理契約を締結し、安定した施設運営と適正な施設の維持管理に努めている。

円滑な施設運営を図るため、指定管理者と町において、年 4 回連絡調整会議を行っている。また、火葬炉等の点検を実施し、1 号炉過流火導孔積替及び 1 号炉排ガス処理設備コンプレッサー取替修繕を実施した。今後も、施設の長寿命化を図るため、計画的な点検修繕の実施と、利用者に対し副葬品等についてのご要望を徹底していく必要がある。

令和元年度千風苑利用状況

火葬件数 105 件	(再掲)町外火葬 4 件	(再掲)手術肢体等 1 件
------------	--------------	---------------

③ 歳出決算額 16,580,370 円

ア 指定管理委託料 15,095,000 円

イ 修繕費 1,343,995 円

ウ その他（保険料等） 141,375 円

(3) 生活用水取水施設整備事業（決算書 P. 84）

① 事業の目的・内容

町営水道未普及地域における、生活用水確保のため取水施設整備事業への補助を行う。

【補助対象】

ア 地下水取水施設及び表流・伏流水取水施設整備事業（事業費の 1/3 : 25 万円を限度）

イ 給水戸数2戸以上の水道組合等が行う施設整備事業（事業費の1/2）

② 事業の成果と課題

地区名	件数	地下水取水施設及び表流・ 伏流水取水施設	給水戸数2戸以上の 水道組合等が行う施設	補助金額[円]
戸河内	2	1	1	271,000
加計	5	1	4	1,004,000

③ 歳出決算額 1,275,000 円

(4) 病院事業会計補助金（決算書P.84）

① 事業の目的・内容

地方公営企業法第17条の2及び第17条の3に基づき、病院事業会計に対する補助金を交付する。

② 補助金内訳

内 訳	補 助 金[円]
安芸太田病院補助金	366,000,000
令和元年度安芸太田町病院事業会計に対する一般会計負担金（資本的収支）	73,800,000
戸河内診療所補助金	14,000,000
合 計	453,800,000

③ 歳出決算額 453,800,000 円

○ 児童育成課

1. 児童福祉費

(1) 児童手当給付事業（決算書P.74）

① 事業の目的・内容

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

中学校終了まで（15歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している者に対し、3歳未満が一律15,000円、3歳以上小学校終了前（第3子以降15,000円）、小学校終了後中学校修了前が一律10,000円、所得制限以上に該当する世帯は当分の間の特例給付として月額一律5,000円の支給である。平成31年2月分から令和2年1月分の手当を支給した。

② 事業の成果と課題

一定の経済的支援により、保護者の養育費負担の軽減につながった。

③ 給付額及び歳出決算額（平成31年2月分から令和2年1月分）

区 分		延人数[人]	金額[円]
3歳未満	被用者	438	6,570,000
	非被用者	263	3,945,000
3歳以上 小学校修了前	被用者第1子・第2子	1,793	17,930,000
	被用者第3子以降	476	7,140,000
	非被用者第1子・第2子	536	5,360,000
	非被用者第3子以降	167	2,505,000
小学校修了後中学校修了前		952	9,520,000
特例給付		88	440,000
合 計		4,713	53,410,000

(2) 子ども・子育て支援事業（決算書P.74）

① 事業の目的・内容

次代の安芸太田町を担う子どもの健やかな成長のために、「第2期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定した。

計画策定のため、令和元年度実施のニーズ調査を受け、計3回の策定委員会（当初4回計画の予定も新型コロナウイルス対策で1回中止）、パブリックコメント（意見の募集）を実施し、住民、関係者の意見を取り入れた計画策定に努めた。

② 事業の成果と課題

計画策定に基づき、令和2年度から事業を進めるが、過疎・少子化に対応した子育て支援策を行う必要がある。

③ 歳出決算額 3,439,954円

(3) 子育て支援センター運営事業（決算書P.74）

① 事業の目的・内容

加計認定こども園あさひ、認定こども園とごうち内にある子育て支援センターを拠点として、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

② 事業の成果と課題

これまでの継続的な取り組みの中で、センター事業の認知度は上がり、支援センターを利用することで、保育所・認定こども園の様子を知る機会となり、保健師などの協力により、相談、支援業務も充実しつつある。また、保護者のコミュニティの造成にも寄与しており、支援センターの必要性は高い。

新たな需要の掘り起こしにより、前年度より利用者は増加した。

一方、今後は出生数の減少、保育所・こども園入園（所）者の低年齢化により、今後の利用者減少は避けられない。新年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の対応の中、子育てに不安を抱く世代の不安解消対策が必要となっている。

利用状況は下表のとおりである。

施設名	利用人数	開設日数	平均利用者数
加計のびのび 子育て支援センター	延べ1,340人	208日	保護者2.9人/日 子ども3.4人/日
戸河内 子育て支援センター	延べ761人	208日	保護者1.8人/日 子ども1.8人/日

③ 歳出決算額 6,390,113円

(4) 児童センター運営事業（決算書P.76）

① 事業の目的・内容

地域の児童館としての機能を有し、併設される放課後児童クラブでは学校の放課後や長期休業中における、児童の生活の場を提供している。指導員の保護や支援のもとで児童の健全な育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援する。

② 事業の成果と課題

児童センター事業として、行事計画を立て、自然を活用しながらの創作活動や体験活動など多彩な行事を展開し、健康かつ情操豊かな児童の育成を図った。

令和元年度は、前年度に比べ放課後児童クラブの利用人数は351人少なく、1日平均利用者数は0.7人の減少となった。また児童センター全体での利用人数は1,037人少なく、1日平均利用者数は2.9人の減少となった。

利用者は前年度より減少したが、放課後児童対策における要望は、地域を超えて多くあり、新たな対応を検討する必要がある。このため令和2年度から、地域の要望を受けて新たに「加計放課後児童クラブ」を開設する。一方で、指導員の確保及び質の向上に努め、事業の推進を図る必要がある。

ア 利用状況

事業名	利用人数	開館日数	平均利用者数
筒賀児童センター	延べ 9,487 人	284 日	33.4 人/日
筒賀放課後児童クラブ (内数)	延べ 7,889 人	284 日	27.8 人/日

イ 放課後児童クラブ利用料状況 (単位：円)

利用児童数	収入金額	未収入金額
597 人	663,600	0

③ 歳出決算額 14,041,703 円

(5) 児童福祉施設事業 (決算書 P.76)

① 事業の目的・内容

ニーズの高まる小学生の留守家庭等の見守り対応の施設が新たに必要となり、加計地区に放課後児童クラブを開設するため、旧加計保育所の施設の改修による施設開設のための準備を行った。

② 事業の成果と課題

予定どおり新年度から開設することができ、住民ニーズに対応することができた。今後、町全体の児童福祉施設としては、老朽化の進む保育施設の計画的な改修を図る必要がある。

③ 歳出決算額 15,787,419 円

(6) 保育所 (園) 管理事業 (決算書 P.78)

① 事業の目的・内容

認定こども園 (2 園)、認可保育所 (2 所) において、就学前の子どもに教育、保育等の総合的な提供を行った。

令和元年 10 月から国の幼児教育無償化施策により、3 歳以上児の保育料が無償化された。併せて町独自の施策として、これまでの第 2 子以降保育料無償化に加え、給食費についても無償化を実施した。

② 事業の成果と課題

新たに保小の連携教育事業を行い、これまで以上に小学校との連携を図り、相互参観、外部教師による講習を実施し、小学校は新一年生のスタートカリキュラム、年長児アプローチカリキュラムの策定を行った。

新年度は、引き続きスムーズな接続を図るため、様々な事業を計画しているが、コロナウイルス感染症対策のため、事業の進捗状況は予定より大幅に遅れている。今後子どもたちのための事業を精査して行う必要がある。

③ 歳出決算額 89,839,973 円

入所児童数

(令和2年3月末現在)

保育所・こども園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	充足率
加計認定こども園あさひ	60	3(1)	7	10(1)	12	14(1)	12	58(3)	100.0%
修道保育所	20	1	2	1	2	3	4	13	65.0%
筒賀保育所	30	1	3	4	2	5	6(1)	21(1)	70.0%
認定こども園とごうち	60	8(1)	8	11(1)	17	10	16	70(2)	116.7%
合計	170	13(2)	20	26(2)	33	32(1)	38(1)	162(6)	95.3%

() 内広域入所受託児童数

④ 収納状況

現年度保育料

保育所(園)・こども園名	調定金額[円]	収入金額[円]	未収入金額[円]
加計認定こども園あさひ	2,918,330	2,918,330	0
修道保育所	565,300	565,300	0
筒賀保育所	409,900	409,900	0
認定こども園とごうち	3,509,240	3,509,240	0
合計	7,402,770	7,402,770	0

平成30年度 滞納繰越保育料

保育所(園)・こども園名	調定金額[円]	収入金額[円]	未収入金額[円]
加計認定こども園あさひ	52,650	52,650	0
合計	52,650	52,650	0

一時保育料

保育所・こども園名	利用児童数(延べ)	収入金額[円]	未収入金額[円]
加計認定こども園あさひ	153	383,060	0
修道保育所	54	105,680	0
筒賀保育所	3	5,430	0
認定こども園とごうち	70	178,085	0
合計	280	672,255	0

時間外保育料

保育所・こども園名	利用児童数(延べ)	収入金額[円]	未収入金額[円]
加計認定こども園あさひ	127	30,300	1,600
修道保育所	0	0	0
筒賀保育所	2	540	0
認定こども園とごうち	305	64,690	0
合 計	434	95,530	1,600

広域入所

受託市町名	受入児童数 (延べ)	利用保育所・こども園	受託金額[円]
広島市	8	あさひ3, とごうち5	3,400,260
北広島町	1	筒賀1	997,860
守口市	1	修道1	427,330
合 計	10		4,825,450

○ 産業振興課

1. 労働諸費

(1) 労働金庫預託事業（決算書 P. 86）

① 事業の目的・内容

勤労者の生活の安定と福祉の向上のため、中国労働金庫労働者金融福祉対策預託を行う。

② 事業の成果と課題

当初一定金額を資金として預託することで、これを原資に町内勤労者に対して低利で貸付けを行い、勤労者福祉の向上・増進に寄与している。

ア 貸付金 3,000,000 円 (歳出)

イ 労働費貸付金元利収入（労働金庫預託金元利回収金） 3,000,000 円 (歳入)

③ 歳出決算額 3,000,000 円

(2) 無料職業紹介事業（決算書 P. 88）

① 事業の目的・内容

定住促進・地域産業経済の充実を図るため、平成 22 年に「安芸太田町無料職業紹介所」を開設した。町内居住者または町内居住予定者と、町内事業所との雇用関係のあっせんを行っている。

② 事業の成果と課題

町内事業者からの求人情報は庁舎内掲示板やホームページで随時公開しており、ホームページを見てからの問い合わせや来庁者も多い。雇用状況を聴き取り、希望に合う求人を紹介することで、雇用の安定化に努めている。

ア 利用者数等

項 目	R1	H30
求人登録事業所数	89 件	80 件
求職登録者数	47 人	42 人
マッチング数	25 件	27 件

イ 今後の課題

U・I・J ターンなど定住につながる斡旋としては、正規職員としての職種が限られるなど課題が多い。安定した就職先をあっせんできるよう、新規求人の発掘を行うなど、関係機関と連携を取り進めていく必要がある。

③ 歳出決算額 9,636 円

2. 農業費

(1) 農業総務管理事業（決算書 P. 88）

① 事業の目的・内容

町有施設の維持管理及び土地賃借料の支払い・庁用車管理・農業関係各種団体への負担金等の支払いと集会所等の指定管理委託など管理事業を行う。

② 事業の成果と課題

集会所及び広場等修繕	183,972 円
集会所指定管理委託料	1,069,020 円
町民広場管理業務委託料	722,400 円

施設の老朽化に伴い、財政状況を踏まえながら施設の在り方、安全性、利便性について検討していく必要がある。

③ 歳出決算額 4,452,858 円

(2) 農業振興事業 (決算書 P. 88)

① 事業の目的・内容

地域の特性に応じた地域農業の活性化と経営体の育成を図るため、農業生産の維持発展に努める。

② 事業の成果と課題

ア 畦畔改良整備事業

水田としての機能維持に努めるための畦畔の改良整備事業である。

件数	補助金額[円]	内容
5	271,500	1,500 円/m

イ 営農用施設機械器具整備事業 (ビニールハウス)

水稲に代わる作物の栽培定着と、生産調整の促進に努めるための事業である。

件数	補助金額[円]	内容
1	200,000	6.5m×20m=130 m ²

ウ 祇園坊柿更新植栽による苗木購入補助事業

安芸太田町の特産品である祇園坊柿の産地育成と、年数経過による老木の改植により、地域特産物の振興対策を進める事業である。

事業者数	補助金額[円]	内容
5	78,100	苗木 142 本

エ 祇園坊柿買取価格補償事業 (200 g /個以上の生柿 50 円/kg)

祇園坊柿の生産量確保のため、地域特産物の振興対策を進める事業である。

事業者数	補助金額[円]	内容
5	1,488,590	取扱量 29,771kg

オ 営農団体育成事業

農産物の安定収量の確保を図るための機械導入事業である。

件数	補助金額[円]	内容
1	810,000	トラクター25PS

③ 歳出決算額 2,937,490 円

(3) 農村地域総合推進事業（決算書 P. 90）

① 事業の目的・内容

経営力の高い経営体の育成を図るため、農業生産の維持発展に努める。広島市と連携し、「ひろしま活力農業経営者育成事業」として栽培技術等を学ぶことで、農業経営者として自立する意欲のある若い農業者を育成支援する。

② 事業の成果

区 分	事業費[円]	備考
坪野ほ場土層改良工事設計書作成業務	864,000	園芸作物条件整備事業補助金 補助率 50% 補助金 5,849,000 円
坪野ほ場土層改良にかかるくず枯らし	56,000	
坪野ほ場土層改良工事	10,615,000	
穴ほ場土層改良堆肥投入	165,000	
研修負担金、研修土地賃借料	745,579	広島市振興センター、15 名
国補対象施設整備事業補助金 ハウス 12 棟 3,000 m ² 坪野地区	6,750,000	産地パワーアップ事業補助金 補助率 50%（資材のみ） 補助金 6,750,000 円
国補対象外施設整備事業補助金	6,941,000	
園芸用農地確保事業	183,000	3 万円/10a 補助率 100% 補助金 183,000 円
施設リース事業補助金	1,407,657	研修期間リース料（8 か月分）
計	27,727,236	

【ひろしま活力農業経営者】 穴・坪野地区 6 名（就農 5 名、研修中 1 名）

③ 歳出決算額 28,155,523 円（県支出金 12,782,000 円）

(4) 中山間地域等直接支払事業（決算書 P. 90）

① 事業の目的・内容

農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、農業生産活動の継続を通じ農用地の持つ多面的機能の確保を図るため、耕作放棄の原因となる農業生産条件の不利性を支払いにより直接補正されている。

本町のような山間棚田が多い中山間地域農用地を対象とした、農業生産活動の集落維持と営農の活性化支援策である。

期間は平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間であり、第 4 期の最終年度となった。

対象農用地の現地確認、交付金の支払いを行い、水路農道等の共同管理及び電気柵や棚田の維持管理に交付金を活用して、農地を保全し集落維持に努めている。

中山間地域等支払に関する集落協定締結・交付状況

協定締結数	参加農家数[戸]	協定面積[a]	補助金額[円]	備考
51 協定	1,157	35,203	47,058,185	中山間地域等直接 支払交付金 補助率 75% 補助金 35,293,590 円

② 事業の成果と課題

協定に沿った農業生産、集落維持活動の結果、農地が適正に保全されている。

令和2年度から第5期対策が始まるが、棚田地域振興法の施行をはじめ、この度の制度改正により農地を守る取り組みが強化され、より手厚い制度となった。

農地を守ることで集落を守っていくため、各集落において引き続き活動が継続されるよう、より一層の支援を行っていく。

③ 歳出決算額 47,078,909 円 (県支出金 35,309,590 円)

(5) 人・農地問題解決推進事業 (決算書 P. 90)

① 事業の目的・内容

力強い農業構造を実現していくために、集落・地域での話し合いにより、地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保する必要がある。そのため、地域の中心となる経営体(個人、法人、集落営農組織)の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取り組みを支援することにより、持続可能な農業の実現を図る。

② 事業の成果と課題

平成25年度に町全域をエリアとする人・農地プランの策定により、人・農地プランの中心経営体に位置付けられた意欲のある担い手を育成支援している。

補助金額

事業名	件数	補助金額[円]	特定財源
青年就農給付金 (経営開始型) 事業	3	3,966,026	青年就農給付金事業補助金 補助率 100% 補助金 3,966,026 円
機構集積協力金事業	0	0	機構集積協力金交付事業補助金 補助率 100% 補助金 0 円
計	3	3,966,026	

③ 歳出決算額 3,987,866 円 (県支出金 3,966,026 円)

(6) 多面的機能支払事業 (決算書 P. 90)

① 事業の目的・内容

農業生産活動を通じて農地を保全するためには、畦畔や水路、農道等を良好な状態で維持する必要がある。しかし、高齢化や過疎化の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難になっており、集落共同で保全管理活動を行うことが求められている。

このため、集落共同による農地の耕作放棄地発生防止、水路・農道等の保全、農地周辺における景観形成の保全活動等への取り組みに対する支援策として、令和元年度から令和5年度までの5年間にわたり取り組むもので、第3期目の初年度となった。

対象農用地の現地確認、交付金の支払いを行い、水路・農道等の共同管理に交付金を活用して、農地等の保全と集落維持に努めている。

多面的機能保全に関する協定締結・交付状況

協定締結数	協定面積[a]	補助金額[円]	備考
35 組織	29,648	12,636,109	多面的機能支払交付金 補助率 75% 補助金 9,477,081 円

② 事業の成果と課題

令和元年度から第3期目として新たに5年間の活動が実施されており、活動計画に沿った資源保全管理活動の結果、農地等が適正に保全されている。

今回、新しい活動組織として3組織が新規加入となった。また、新しい取り組みとして、「資源向上支払（長寿命化）」という水路・農道の本格的な改修のための加算措置の取り組みに、2組織が新たに取り組むこととなった。

しかしながら、高齢化等の理由により活動が継続できず、やむを得ず活動を終了した組織が5組織発生しており、進行する高齢化に農地保全が限界を迎える地域が今後も増加することが予想され、金銭面の補助だけでは継続が難しいのが現状である。

町として事務支援や指導を強化し、組織の実情に応じて経理の外部発注などを促しながら、活動の継続を支援していく。

③ 歳出決算額 12,656,189 円（県支出金 9,497,081 円）

(7) 経営所得安定対策等推進事業（決算書 P.90）

① 事業の目的・内容

農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、食糧自給率の向上を図るため、農業経営の所得を安定させるための活動及び交付金の要件確認等に関する事務を行う。

② 事業の成果と課題

申請者数と交付金額

申請者数[人]	交付金額[円]		
	水田活用交付金（加工用米、飼料作物、大豆）	産地交付金（出荷野菜）	計
98	1,407,000	2,860,628	3,893,402

ア 事務費 340,475 円

イ 補助金（安芸太田地域農業再生協議会） 313,000 円

③ 歳出決算額 653,475 円（県支出金 653,000 円）

(8) 水田農業構造改革対策事業（決算書P.90）

① 事業の目的・内容

米政策改革大綱の趣旨に沿って、水田を利用した特色ある産地づくり、効率的かつ安定的な農業経営体の育成など、水田農業の構造改革の加速化が求められている。地域における需要に応じた米の生産の推進を図るために関係機関と一体となって、本地域の水田農業の構造改革を推進するため、米の需給調整に関する事務を行っている。

② 事業の成果と課題

水田における作物別面積は、次表のとおりで作付けとなった。

作物等名	作付等面積[m ²]
水稻	2,197,589
保全管理	1,167,874
野菜	269,410
果樹	134,370
飼料作物	53,690
花き、花木	33,290
豆類	9,610
その他	45,200
計	3,911,033

ア 事務費 191,534 円

イ 補助金(安芸太田地域農業再生協議会) 88,000 円

③ 歳出決算額 279,534 円（県支出金 278,000 円）

(9) 畜産振興事業（決算書P.90）

① 事業の目的・内容

畜産業の振興に必要な諸事業を活用して、畜産経営体（肉用牛2戸・乳用牛1戸）の経営安定と環境整備を図り、経営体の負担軽減に努める。

ア 補助対象事業

・家畜共済事業

家畜の疾病及び死廃事故の発生率が高いため、家畜共済金額に対して補助することで、経営体の負担軽減に努める。

・循環型農業推進事業

町内堆肥施設から発生する有機堆肥を有効活用し、ほ場の土壌改良等を図る。

イ 畜産関係団体への負担金（家畜診療所運営負担金）

② 事業の成果と課題

ア 補助対象事業

家畜共済事業（広島県農業共済組合） 383,742 円

循環型農業推進事業 13,860 円

イ 広島県西部地域家畜診療所運営負担金（広島県農業共済組合） 315,000 円

③ 歳出決算額 712,602 円

(10) 圃場整備償還金補助事業（決算書P.92）

① 事業の目的・内容

耕地の区画の変更・用水・排水・農道等の整備により、農業機械の効率的な運用と合理的な水管理ができるよう生産性の高い農業基盤に整備する。

町内2地区（松原、寺領・長原）において実施した土地改良事業に伴い、地元が借入れた資金の元利償還金に対して32%を補助することにより、農家経営負担の軽減に努める。

② 事業の成果

松原地区は令和元年度で償還が終了し、寺領・長原地区は令和2年度で償還が終了するため、この事業は令和2年度をもって終了することとなる。

③ 歳出決算額 200,590円

(11) 上水路管理・改修事業（決算書P.92）

① 事業の目的・内容

上殿地区の農業用水及び防火用水として使用されている上殿上水路の適正な維持管理を図る。

上殿上水路 昭和7年6月竣工 延長6,241m 取水口：寺領川

② 事業の成果と課題

上水路の適正な維持管理を行うため監視員を配置し、安定した通水を確保する。

ア 委託料支払額（樋門監視・見回り） 50,200円

イ 漏水修繕 199,100円

町が所管している唯一の水路である上殿上水路について、使用料徴収事務、見廻り監視業務委託、通水確認等を行っている。田の遊休化や転用により年々使用料金が減少しており、今後、上水路を維持管理していく上で業務量等を考慮し、地元移管等も含め検討していく必要がある。

③ 歳出決算額 249,300円

3. 林業費

(1) 林業総務管理事業（決算書P.92）

① 事業の目的・内容

林地残材を搬出してバイオマスボイラーの熱源として利用する事業を実施した。

林業関係施設の維持管理を行い、林業関係団体へ負担金の支払いを行った。

森林の有する多面的機能発揮のために行う森林整備活動等に対して支援を行った。

② 事業の成果

杉・桧の林地残材を搬出・出荷した人にハートフル商品券を支給し、搬出を奨励した。

太田川森林組合が木質チップに加工し、木質バイオマスボイラーの燃料として活用している。

自伐型林業の普及支援のため、地元原木市場までの運賃経費について支援を行った。

ア 報償金（林地残材搬出 97.6 m³分） 294,000円

イ 林業総合センター指定管理委託料 370,000円

ウ 太田川森林組合及び林業総合センター土地賃借料 1,693,777円

- エ 補助金
 森林・山村多面的機能発揮対策事業（1団体） 84,000 円
 オ 自伐型林業普及支援事業 103 m³分 230,429 円
 カ 団体負担金

団 体 名	負担金額[円]
(公社) 広島県みどり推進機構	50,000

③ 歳出決算額 3,041,299 円

(2) 森林病虫害駆除事業（決算書P.92）

① 事業の目的・内容

松くい虫及びナラ枯れ被害から重要な森林資源を守るため、必要な事業を実施し、森林の有する公益的機能の確保に努める。

ア 松くい虫防除事業

松林の保全及び健全な森林を維持していくために必要な事業である。

松くい虫による被害が継続的に発生しているため、保全松林に対して、効率的かつ効果的な伐倒駆除等の被害対策を実施する。

イ ナラ枯れ防除事業

ナラ枯れ被害の拡散を防ぐため、被害木に薬剤注入し、ナラ類穿孔性害虫(カシノナガキクイムシ)の駆除を行う。

② 事業の成果と課題

ア 松くい虫防除事業

防除事業を継続して実施することにより、松くい虫被害の発生を最小限に抑えている。今後は、公益的機能の高い守るべき松林を優先して防除を行う必要がある。

イ ナラ枯れ防除事業

平成22年度に温井地区において急速に広がったナラ枯れ被害の対策として、県内で初めてナラ枯れ防除事業を開始し、現在まで継続して実施することにより、被害は減少している。

松くい虫及びナラ枯れ被害を効率的に撲滅できる防除方法の確立を国、県に強く要望し、合わせて周辺市町と連携し広域的に防除を行う必要がある。

補助対象事業及び委託料

事業名	防除方法	防除量	事業費[円]	備考
松くい虫防除事業	伐倒防除	寺領地区 76 m ³	1,820,500	森林病虫害被害対策事業補助金 補助率50% 補助金1,196,250円
ナラ枯れ防除事業	立木くん蒸	津浪地区 60本	572,000	
合		計	2,392,500	

③ 歳出決算額 2,402,400 円（県支出金1,196,250円）

(3) 環境貢献林整備事業（決算書P.92）

① 事業の目的・内容

人工林対策事業・被害木の処理事業である。手入れが十分にされず放置された人工林について、森林の公益的機能を持続的に発揮させることを目的として、切り捨て間伐と積雪による人工林被害木伐倒整理を実施した。

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するために平成19年から広島県に導入された「ひろしまの森づくり県民税」を財源として事業を行っている。

② 事業の成果と課題

これまで放置され緊急に整備が必要な森林において間伐を行い、森林の持つ公益的機能を回復することができた。

第3期対策として平成29年度から人工林健全（間伐）については、民家や道路などの保全対象施設からの距離要件の追加により、事業の実施可能な森林が大幅に減少し、事業地の確保が困難になっている。本町の森林が広く事業対象範囲となるよう県に対して事業要件の見直しを引き続き要望していく。

具体的な実施内容については下表のとおりである。

作業区分	事業量	事業費[円]	備考
人工林健全(間伐)	42.0ha	15,051,870	環境貢献林整備事業補助金 補助率 100% 補助金 16,855,000円
被害木の処理	0.2ha	156,500	
事業推進調査	42.2ha	851,400	
事務費	一式	795,230	
計		16,855,000	

③ 歳出決算額 16,856,953円（県支出金16,855,000円）

(4) 安芸太田町森づくり事業（決算書P.92）

① 事業の目的・内容

ひろしまの森づくり県民税を財源として、手入れが不十分な里山林等について、土砂災害防止、生物多様性の保全、鳥獣害防止等の生活環境及び景観等を保全するため、下草刈り、伐採整理による里山林整備を実施した。

また、森林・林業体験活動の支援として、森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的な参加を図るため、森林の多面的機能や林業について学ぶ体験活動等を実施した。

また、県内16会場で開催するひろしま「山の日」県民の集い安芸太田会場として、森林セラピー体験や木工体験などを深入山グリーンシャワーで開催した。

② 事業の成果と課題

手入れが必要な里山林の整備を行うことにより、森林の持つ公益的機能が回復し、景観が改善された。

森林・林業体験活動、里山保全活用への支援を行い、森林教育と里山の再生に向けて森林の保全と活用を実施した。

今後も、ひろしまの森づくり事業により森林保全活動を進めるとともに、地域住民等が里山を再生させる地域資源保全活用事業などを引き続き行い、この活動を町内各地域に普及させていくことが必要である。

具体的な事業内容については以下のとおりである。

ア 里山林整備事業

作業区分	事業量	事業費[円]	備考
里山林整備事業地測量	11 件	343,710	ひろしまの森づくり 事業補助金 補助率 100% 補助金 13,751,500 円
放置森林整備事業(天然林間伐)	3.8ha	4,175,140	
松くい虫被害跡地等整備事業	722 m ³	8,253,300	
バッファゾーン整備事業	0.3ha	88,000	
竹林繁茂防止事業	0.4ha	464,180	
事務費	一式	427,170	
計		13,751,500	

イ 森林・林業体験活動支援事業

事業費 948,500 円 (補助率 100%、補助金 948,500 円)

種 別	参加者数	内 容
6/2 ひろしま「山の日」県民の集い安芸太田町会場	600 人	会場：深入山グリーンシャワー 森林セラピー、木工体験、アルプホルン外
10/29 林業体験教室	12 人	上殿小、筒賀小、戸河内小 5 年生
11/20 林業体験教室	20 人	加計小 5 年生

ウ 里山保全活用支援事業 (2 件) 事業費 1,000,000 円

(補助率 100%、補助金 1,000,000 円)

③ 歳出決算額 15,723,825 円 (県支出金 15,700,000 円)

(5) 森づくり事業基金管理事業 (決算書 P. 94)

① 事業の目的・内容

森林の公益機能を持続的に発揮させるべく、森林保全事業推進のための基金を設ける。

② 事業の成果と課題

基金を活用して事業資金である基金に対する利子を支出した。

③ 歳出決算額 38 円

(6) 森林バイオマス熱利用普及促進事業 (決算書 P. 94)

① 事業の目的・内容

二酸化炭素の追加的排出を伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化防止、森林の多面的機能の向上、地域資源循環システムの構築及び木材関連事業の活性化を図る。

② 事業の成果と課題

ア ペレットストーブ等購入促進補助事業

補助件数 3件 581,000円

町内のバイオマス資源が有効活用されるよう、継続して普及促進する必要がある。

③ 歳出決算額 581,000円

(7) 森林経営管理事業（決算書P.94）

① 事業の目的・内容

森林環境譲与税を活用し、森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進を行い二酸化炭素削減など、森林の持つ公益的機能の維持、回復をさせる。

また、森林所有者が自ら経営管理する意向を有するかについての意向調査を行い、森林及び路網などの経済的条件を踏まえ、森林の経営・管理を行うために必要な権利を森林所有者から取得して、間伐の行われていない森林の解消を進めていく。

② 事業の成果と課題

安芸太田病院の待合室及び病床へ、地域産材を使用した木製品（椅子、テーブル）を整備し、木材の利用促進を図った。

今後、間伐の行われていない森林の整備を進めていくために、森林所有者自らが経営管理するかについて、意向調査を計画的に進めていく必要がある。

種 別	数量	事業費[円]	備考
木材の利用促進	椅子 16 テーブル 2	1,276,000	財源：森林環境譲与税 1,295,470円
事務費	一式	19,470	
計		1,295,470	

③ 歳出決算額 1,295,470円（森林環境譲与税 1,295,470円）

(8) 森林環境譲与税基金管理事業（決算書P.94）

① 事業の目的・内容

森林の整備等に関する事業に要する経費の財源に充てるための基金を設ける。

② 事業の成果と課題

次年度以降基金を活用して事業資金である基金への積み立てを行った。

③ 歳出決算額 17,324,530円（森林環境譲与税 17,324,530円）

(9) 町有林整備事業（決算書P.94）

① 事業の目的・内容

町保有林の多くを占める人工林に対して、適正に森林施業を実施し、健全な森林の育成に努める。計画的な森林施業を実施することにより、優良木の育成及び森林の持つ公益的機能を発揮させるとともに、計画的な木材利用を進めていく。

② 事業の成果と課題

施業履歴に基づいた計画的な森林施業として、上横山町有林、内黒山町有林の下刈りを実施し、町有林の健全な育成を図った。

今後は、搬出間伐を主体的に実施する予定であるが、木材を搬出する作業道の整備と合わせ、急傾斜地については作業道の整備が困難であるため、架線集材等による搬出について研究する必要がある。また、循環型林業の取り組みとして皆伐再造林について検討をしていく必要がある。

施業内訳

区 分		施 業 地		面積 [ha]	事業費 [円]	備考
種別	作業種	経営林名	所 在			
単層林	下刈	上横山	大字穴字上横山 11954-2	1.80	298,080	町有林整備事業 補助金 補助率 68% 補助金 374,520 円
単層林	下刈	内黒山	大字戸河内字内黒 山 880-2 外 2 筆	1.53	252,720	
計				3.33	550,800	

③ 歳出決算額 794,747 円(県支出金 374,520 円)

(10) 流域森林整備事業 (決算書 P.96)

① 事業の目的・内容

健全な森林造成の推進を目的として、森林組合と連携し、民有林で実施される森林整備に対して事業費の一部を補助し、林家の負担軽減を図る。

② 事業の成果と課題

近年の林業不振によりいわゆる「林業離れ」が進行し、荒廃した林分が残されている。そこで、本町の大切な森林資源を守り育てるため県標準単価の1割を補助することにより、林家の負担軽減及び森林施業の推進を図った。

引き続き、計画的な施業を推進していくためには、森林経営管理制度を活用して、森林経営計画策定の面積を増加させていくことが必要である。

流域森林整備事業による保育事業の実施状況

作業区分	面積[ha]	事業費[円]	補助金額[円]
下刈り	13.74	2,500,680	250,068
保育間伐	0.85	110,700	11,070
枝打ち(4m)	0.30	69,900	6,990
合 計	14.89	2,681,280	268,128

③ 歳出決算額 268,128 円

(11) 林業・木材産業等競争力強化対策事業（決算書 P. 96）

① 事業の目的・内容

間伐材等の供給力の強化を図り、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展を実現し、森林所有者の収益性の向上を図る。

ア 林内路網整備

森林整備（間伐）のために開設する、林業専用道及び森林作業道の整備に対し補助を行う。

- ・林業専用道 1 路線
- ・森林作業道 6 路線
- ・路網の補強 1 路線

イ 間伐（搬出）

林内路網整備を行った受益範囲において実施した間伐に対し補助をする。

- ・間伐面積 24.20ha

ウ 資源高度利用型施業

皆伐から再造林まで一貫して行う施業に対し補助を行う。

- ・伐採、集材、再造林 1.20ha

② 事業の成果と課題

林内路網の開設により、高性能林業機械を活用した木材の低コストでの搬出が容易となり、搬出間伐の推進及び木材の安定供給に取り組むことができた。

今後は、整備した森林作業道等を利用して集約化施業を図り、計画的な素材生産量を確保する。

ア 林内路網整備

路線名	事業主体	区分	延長 [m]	幅員 [m]	事業費 [円]	備考	
松原北線	太田川森林組合	林業専用道	306.0	3.5	11,775,000	林業・木材産業等競争力強化対策事業補助金 補助率 100% 補助金 26,722,427円	
向イ山線		補強	14.7	4.0	2,500,000		
市間山線		森林作業道		1,253.7	3.0		2,267,427
内ヶ倉線				1,372.0	3.0		2,744,000
朽山線				2,150.2	3.0		4,299,000
神ヶ尾線				174.7	3.0		333,000
長谷2線				1,102.0	3.0		2,141,000
オシガ線				445.3	3.0		663,000
計	—	—	6,818.6	—	26,722,427		

イ 間伐（搬出）（補助率 100%、補助金 10,148,573 円）

施業地	事業主体	面積[ha]	事業費[円]
民有林	太田川森林組合	24.20	10,148,573

ウ 資源高度利用型施業（補助率100、補助金1,000,000円）

施業地	事業主体	面積[ha]	事業費[円]
民有林	太田川森林組合	1.20	1,000,000

③ 歳出決算額 37,871,000円（県支出金37,871,000円）

(12) 鳥獣捕獲事業（決算書P.96）

① 事業の目的・内容

鳥獣による農林水産物への被害防止及び農林水産業者の生産意欲の向上を図るため、安芸太田町有害鳥獣捕獲実施計画に基づき有害鳥獣の捕獲に努める。

有害鳥獣の捕獲体制を強化するため、鳥獣被害対策実施隊による集中捕獲活動と合わせ、狩猟免許取得費用を補助することにより捕獲従事者の確保を図る。

また、平成27年度から稼働している安芸太田食肉処理加工場の利用促進と加工された食肉の販路拡大に努める。

② 事業の成果

鳥獣被害対策実施隊の任命、出動状況

	任命数[人]	出動時間[時間]	報酬額[円]
鳥獣被害対策実施隊員	68	536.5	777,925
鳥獣被害対策実施隊補助員	5	7.0	7,875
計	73	543.5	785,800

鳥獣別捕獲実績数

	捕獲数
イノシシ	120頭
サル	4匹
シカ	2匹
タヌキ	21匹
アナグマ	3匹
キツネ	3匹
テン	3匹
カラス	23羽
アオサギ	17羽
カワウ	98羽
ドバト	13羽

・安芸太田食肉処理加工場 処理加工頭数 6頭（イノシシ）

1頭当たり利用料 2,000円

主なもの

・有害鳥獣捕獲報償金	1,018,000 円
・捕獲班員傷害保険料 (68 人)	510,000 円
・有害鳥獣対策団体育成補助金 (捕獲班)	1,289,000 円
・狩猟免許取得奨励事業補助金	12,200 円

③ 歳出決算額 3,789,170 円

(13) 野生生物被害対策事業 (決算書 P. 96)

① 事業の目的・内容

野生鳥獣による農産物等への被害を防止し、農業・畜産・林業の振興を図るために設置される電気柵・トタン等の設置に要した費用に対して補助を行う。

なお、国・県の補助を受け町が設置した一集落を囲む設備の修繕も事業の対象とし、補助を行う。

対象要件： 対象補助額 資材費に対して 1/2 を補助する。

補助対象費用： 資材費 1 万円以上 40 万円まで

また、鳥獣害に強い集落づくりの実践及び普及啓発を行う。

② 事業の成果と課題

補助制度の周知により町全域で補助制度が活用され、圃場等への鳥獣被害防止柵等の設置が普及してきた。

また、経年劣化や自然災害等で設備の安全性が危惧されていた集落で取り組む被害防止柵の改修も補助対象とし、農産物の被害防止だけでなく、人身の被害防止にも努めた。

・有害鳥獣被害防止対策事業補助金	908,856 円
------------------	-----------

補助件数 16 件

③ 歳出決算額 908,856 円

(14) 野生生物保護管理事業 (決算書 P. 96)

① 事業の目的・内容

県の保護獣となっているツキノワグマの出没時に住民の安全確保、農林水産物への被害防除に努める。

ツキノワグマの管理対策を円滑に実施するため、広島県ツキノワグマ対策協議会の構成町となり、被害防止対策や個体群管理等の体制強化に努める。

ア 傷害見舞金制度

広島県ツキノワグマ対策協議会が実施する制度で、ツキノワグマにより負傷した場合に見舞金を支給する。

イ 被害防除対策

人身被害及び農林水産物等の被害防止対策を推進する。

② 事業の成果と課題

ツキノワグマの出没時に住民の安全確保上、迅速な情報提供と安全策の対応が求められており、防災無線による周知と町で組織するクマレンジャーの出動強化により被害防止に

努めた。

ツキノワグマの被害対策については、町民からの出没情報により、現地確認を行い、人身被害の恐れがある場合は積極的に捕獲を実施している。

ツキノワグマを集落近くに誘引しないよう、集落内の不要な果樹のもぎ取りやコンポスト等の撤去を指導していく必要がある。

ツキノワグマ捕獲頭数

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
32	3	8	2	10	2	4	5	5	19

広島県ツキノワグマ対策協議会負担金 3,577 円

③ 歳出決算額 48,561 円

4. 水産業振興費

(1) 水産業振興事業 (決算書 P. 96)

① 事業の目的・内容

町内に漁業権を有する太田川上流漁業協同組合及び三段峡漁業協同組合が、河川清掃等による美化活動を中心に清流「太田川」を保全することや、鮎の生産加工施設を利用し、干し鮎等の特産品化事業に対して活動補助を行う。

② 事業の成果と課題

土地賃借料 (ビオトープ川登)	466,601 円
あまご稚魚購入 (筒賀川放流)	99,946 円
広島県栽培漁業協会会費	65,000 円
各漁業協同組合補助金	
太田川上流漁業協同組合 補助金額	70,000 円
三段峡漁業協同組合 補助金額	70,000 円

各漁業協同組合とも稚魚の放流事業や河川清掃等を実施するなど、漁業振興及び環境保全事業が図られた。

また、近年は鮎等の漁獲量の減少と併せ、釣り人も減少しているため、観光資源としての対応策も必要である。

③ 歳出決算額 771,547 円

5. 商工費

(1) 消費生活相談事業 (決算書 P. 100)

① 事業の目的・内容

平成 19 年に「安芸太田町消費生活相談所」を開設した。消費者トラブルは誰もが被害者になる可能性があり、その手口は年々巧妙かつ多様化している。消費者被害防止の観点から相談窓口の周知、広報等により被害情報を発信している。また、高齢者は相談できないこと等により被害が深刻化することや、被害額も高額になる傾向があることから、高齢消費者等を地域で見守るため、関係機関 (県消費生活課、民生委員、警察、福祉関係など)

と連携を一層強化することにより被害の早期発見・拡大防止をめざす。

寄せられた相談には県の生活センターと連携しながら迅速に対応し、早期の問題解決と被害回復に努める。

② 事業の成果と課題

ア 消費生活相談総件数 18 件

相談内容別件数

項目	医療健康	寝具	修繕	架空請求	物品	電気通信	その他一般
件数	1	1	3	3	2	4	4

イ 関連事業

事業内容	参加人数[人]
高齢消費者等見守りサポーター養成研修会（2月21日）	44

啓発事業として町民広報で被害情報を発信するとともに、一人暮らしの高齢者を対象としたリーフレットの配布や、小・中学生を対象とした消費者教育資料の配布を行い、世代に応じた啓発を実施した。

高齢消費者等見守りサポーター養成研修会を実施し、高齢者を見守る立場の関係者（民生委員・介護職場・女性会・シニアクラブ・社会福祉協議会・警察・見守り協定事業者等）を対象とした研修会を実施した。高齢者の消費者被害を地域全体で防ぐためには、高齢者と接する関係機関が連携することが重要である。

消費生活に係る相談や問い合わせは関係機関と連携して対応するとともに、より深刻な被害については、県の消費生活相談員へ相談し、被害解決を行った。

個人カード情報に係る一人複数人役での偽装勧誘などの新たな手口も発生している状況を踏まえ、最新の消費者トラブルについて、広報誌等により周知を行い、被害の早期発見・拡大防止に取り組んでいく必要がある。

事業内容	事業費[円]	備考
地域社会における消費者問題解決力強化事業	532,578	地方消費者行政活性化対策交付金 補助率 100% 補助金 532,578 円

③ 歳出決算額 532,578 円（県支出金 532,578 円）

○ 商工観光課

1. 企画費

(1) 企業誘致推進事業（決算書 P. 62）

① 事業の目的・内容

町独自の企業誘致事業で奨励金は以下の4種類としている。固定資産税相当額を補助する「固定資産税に関する奨励金」、機械や建物の設備取得を補助する「設備取得等に関する奨励金」、土地取得費を補助する「土地取得等に関する奨励金」、事業開始に当たり町内在住者を新規に雇用した際に補助する「新規雇用者に関する奨励金」である。

② 事業の成果と課題

個別の奨励金額は下表のとおりである。現在の課題として、企業を誘致するにあたり、企業のニーズにあった土地、平地の確保ができていないため、広大な遊休地の実態調査を行う必要がある。また、町外事業者へ向けた当該奨励金事業の周知等も進めていく中では、サテライトオフィスといった観点で、空き家や空き店舗の実態調査も行う必要がある。

③ 歳入歳出決算額

ア 歳入決算額 広島県中山間地域雇用奨励事業補助金 1,000,000 円（決算書 P. 34）

イ 歳出決算額 35,574,775 円（負担金補助及び交付金のみ）

【固定資産税に関する奨励金】

企業名	内容	金額[円]
株式会社恐羅漢 ※最終年度	H23 取得 8 年目 50%	995,000
株式会社筒賀総合サービス	H24 取得 7 年目 50%	224,000
株式会社三國屋	H25 取得 6 年目 50%	165,000
株式会社大江石油	H25 取得 6 年目 50%	291,000
温井スプリングス株式会社	H28 取得 3 年目 100%	4,960,000
有限会社日基リース	H28 取得 3 年目 100%	2,845,000
チューリップ株式会社	H30 取得 1 年目 100%	1,144,775
計	7 件	10,624,775

【設備取得等に関する奨励金】

企業名	内容	金額[円]
チューリップ株式会社	H30 取得 ※単年度のみ	20,000,000

【土地取得等に関する奨励金】

企業名	内容	金額[円]
チューリップ株式会社	H30 取得 ※単年度のみ	1,550,000

【新規雇用に関する奨励金】

企業名	内容	金額[円]
温井スプリングス株式会社	H28 取得（町内新規雇用者 3 名）	600,000
有限会社日基リース	H28 取得（町内新規雇用者 4 名）	800,000
チューリップ株式会社	H30 取得（町内新規雇用者 4 名）	2,000,000
計	3 件	3,400,000

2. 商工費

(1) 商工会育成事業（決算書 P. 96）

① 事業の目的・内容

商工会による経営改善普及事業及び商工業者資金利子補給事業等を通じて、町内商工業の振興支援を行うことを目的とする。

② 事業の成果と課題

近年町内の商工会員数は、新規加入者はいるものの、廃業等による脱会者の方が多く、微減している。町内事業者も高齢化が進んでおり、後継者不足に悩まされている。町内全域の商工業者に対して経営改善普及事業及び商工業振興に取り組み、新規会員数を増やすか、事業継承を進め、廃業を阻止し、商工業の活性化を図ることができるかが課題である。

成果面は、がんばるビジネス応援補助金により、起業家促進分の申請者には、商工会のサポートも含めて新規会員登録を促しており、令和元年度の加入者は17件となっている。

プレミアム付き商品券は、37,400,000円発行し、37,276,000円の町内消費を促すことができた。（回収換金率99.7%）今年度は町外者に対する試行として道の駅にて販売し、4,763,000円の外貨獲得となった。

③ 歳出決算額 18,495,205円（負担金補助及び交付金）

ア 経営改善普及事業補助金	10,572,000円
イ 伴走型小規模事業費支援推進事業補助金	638,000円
ウ 地域総合振興事業補助金	834,000円
エ 地域総合振興事業補助金（筒賀地区特別事業）	973,000円
オ 商工者事業資金利子補給事業	1,478,205円
カ プレミアム商品券発行事業	4,000,000円

(2) プレミアム付商品券事業（決算書 P. 96～98）

① 事業の目的・内容

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えを目的とし、国の施策を全国地方自治体が受託する形で、券面額最大25,000円分の商品券を20,000円（プレミアム25%）で販売した。

② 事業の成果と課題

安芸太田町においては、低所得者分申請対象者1,533名のうち409名（26.7%）が申請後の交付決定、また子育て世帯対象者82名のうち82名（100%）が引換券交付決定となった。本庁・支所・出張所の窓口で販売し、4,000円で5,000円冊券を5冊まで購入できるが、交付決定491名に対して332.6名分×20,000円相当額の販売に留まった。このことから、子育て世帯は満額20,000円（額面25,000円）購入が大半であったが、反面で低所得者は購入資本となる20,000円がネックとなったことから、平均12,254円/人（61.3%の購入率、額面換算で15,318円）となり、3,064円/人の増税緩和効果であった。このため、実質的には20.6%の購入率に留まったことになる。

令和元年10月1日から令和2年2月29日までを商品券使用可能期間とし、販売券面額8,315,000円のうち8,292,000円を、取引店舗に対して換金交付した。（換金率99.7%）

③ 歳入歳出決算額

ア 歳入決算額	13,329,400 円	
プレミアム付商品券事務費補助金	5,019,000 円	(決算書 P. 24)
プレミアム付商品券事業費補助金	1,658,400 円	(決算書 P. 24)
プレミアム付商品券販売収入	6,652,000 円	(決算書 P. 48)
イ 歳出決算額	13,311,957 円	
賃 金(臨時職員)	1,014,679 円	
報償費(換金買上金)	8,292,000 円	
需用費(複写防止用紙等消耗品)	140,000 円	
役務費(郵送料)	188,178 円	
委託料(電算システム等)	3,677,100 円	

(3) 商工施設事業 (決算書 P. 98)

① 事業の目的・内容

道の駅パークおよびパーク内商業施設の維持管理を行うとともに、新たな商業施設誘致および施設の充実を図る。

② 事業の成果と課題

適切な管理により、道の駅パークは有効に活用されている。一方、パーク内商業施設のうち、一時休業していた町社会福祉協議会パン工房施設スペースに、地ビール製造事業者が出店され、今後の賑わい創出が期待される。道の駅パーク遊具のあるわくわくランドは平成21年4月に供用開始され多くの利用者がある施設だが、設置から10年が経過し、屋根の塗装剥離など劣化が進みつつあるため、年2回の施設安全点検を実施しているが、今後も安全対策を着実に実施する。

③ 歳入歳出決算額

ア 歳入決算額	4,801,137 円	
道の駅パーク内土地賃貸料 (決算書 P. 36) 借受土地建物貸付料の一部		
ジュンテンドー	3,139,008 円	} 計 4,801,137 円
J A広島市戸河内支店	888,168 円	
安芸太田町社会福祉協議会	105,151 円	
安芸乃国酒造株式会社	94,421 円	
安芸太田町商工会	552,029 円	
(一社) 地域商社あきおおた	22,360 円	
イ 歳出決算額	2,296,695 円	
需用費 (水道光熱費)	308,145 円	
役務費 (通信運搬費)	23,902 円	
委託料(道の駅パークエリア清掃業務委託料)	1,044,000 円	
使用料及び賃借料(商業施設誘致の用に供する土地賃借料)	920,648 円	

(4) 中小企業支援事業（決算書P.98）

① 事業の目的

第三セクターを含む町内の中小企業の活力を高め、地域経済を活性化させるため町独自の支援事業を行うもの。

② 事業の成果と課題

国は、各地方公共団体に第三セクター等の経営健全化に取り組むことを要請している。内容としては、地方公共団体の出資割合が25%以上の法人で、実質債務超過にある場合、経営健全化のための具体的な対応等を内容とした経営健全化方針を策定・公表するもの。

株式会社筒賀総合サービスがこの要件に該当しており、経営健全化方針を策定するため有識者・専門家からの意見徴収を行った。近年厳しい経営環境におかれており、経営健全化の具体策を見出すことも困難となりつつある。設立時と大きく状況も異なっていることから、今後の経営意向・販路拡大の可能性・施設の活用や在り方など、様々な視点で再検討をする必要がある。

③ 歳出決算額 16,200 円（報償金）健全化方針の審査・意見聴取の謝金

(5) がんばるビジネス応援補助金事業（決算書P.98）

① 事業の目的

町内の中小企業の活力を高め、地域経済を活性化させることで、安定的な雇用や所得の確保を図ることを柱とし、地域産業振興と経済振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

② 事業の成果と課題

令和元年度の交付決定件数は10件であった。内訳は以下のとおりである。新分野の進出や起業により、雇用・就業の場が増え、町内の経済が活性化に寄与している。

起業化促進 6件

新分野進出 4件

事業継承 0件

がんばるビジネス応援補助金事業を使用した事業者が、継続的に営業活動を行えるよう商工会等と連携を密にし、フォロー体制を構築したり、セミナーへの参加を促したりすることについて、両者で協議を進めている。

③ 歳入歳出決算額

ア 歳入決算額 15,800,000 円 過疎債ソフト分の商工債（決算書P.48の一部）

イ 歳出決算額 15,832,000 円 負担金補助及び交付金

(6) 観光管理事業（決算書P.98）

① 事業の目的・内容

広域連携による観光振興を進めるとともに、やまがたサイクルツーリズム推進協議会を主体とした誘客事業を当町及び北広島町共同で行う。

② 事業の成果と課題

商工観光課の事務所が、地域商社あきおおたのスタッフ増員計画に伴い狭まるために、道の駅来夢とごうち事務所から筒賀支所に移転となり、情報の共有に課題を生じる場面も

あった。一方、森林セラピー事業及び民泊等教育旅行事業は、予算的に企画課の所管となり、地域商社あきおおたが安芸太田町ヘルスツーリズム推進協議会の事務局及び経理事務全般を運営することとなった。

また、やまがたサイクルツーリズム推進協議会では、8月11日の「山の日」に有名なサイクリストをゲストとして迎え、「FunRide2019in やまがたサイクルランド」を開催した。北広島町（事務局）・安芸太田町2町を周遊する90kmのコースを125名の参加者のもと行った。コース中にエイドステーションを設け、両町の特産品を食べて頂き、自然豊かな本町サイクリングコースの魅力などをPRした。併せて西部建設事務所のご協力により、サイクリングコースの分岐ポイントにポールや路面標示を安芸太田町内に5箇所整備して頂いた。

③ 歳入歳出決算額

ア 歳入決算額 700,000 円
 観光コンテンツ開発支援事業補助金(県補助金) 700,000 円 (決算書P. 34)

イ 歳出決算額 3,221,170 円
 需用費 991,476 円
 うち 消耗品費 530,650 円
 燃料費 (公用車ガソリン代) 390,194 円
 修繕料 (車検整備) 70,632 円
 役務費 387,075 円
 うち 通信運搬費 266,735 円
 手数料 23,620 円
 自動車損害保険料 96,720 円
 使用料及び賃借料 96,219 円
 備品購入費 (かたんテント天幕) 260,000 円
 負担金 (内訳は下表のとおり)

参加団体名	金額[円]
中国「道の駅」連絡会	40,000
全国「道の駅」連絡会	20,000
やまがたサイクルツーリズム推進協議会	1,400,000
全国草原再生ネットワーク会費	10,000
計	1,470,000

公課費 16,400 円

(7) 観光宣伝事業 (決算書P. 98)

① 事業の目的・内容

町内観光地及び周辺観光地との連携による誘客促進のためのPRを目的とし、町独自及び広域観光パンフレット(ひろしまさんぽ)を作成して配布する。また、広島県観光連盟と連携し、着地型旅行商品を旅行会社等に提案する。広島東洋カープ企画の「わがまち魅力発信隊」として、マツダスタジアムにて本町のPRを行う。広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会として、世界最大級の旅の祭典「ツーリズム EXPO ジャパン 2019」に参加する。

県内初の導入である CIR（国際交流員）事業によりインバウンド誘客を推進する。

② 事業の成果と課題

6月22日にマツダスタジアムで行われた「わがまち魅力発信隊」では、広島県内・県外からの野球観戦来訪者に、漬物焼きそばや鮎の一夜干しの特産品を PR するとともに、安芸太田町全体の観光 PR やパンフレット配布を地域商社あきおたと共同して行った。

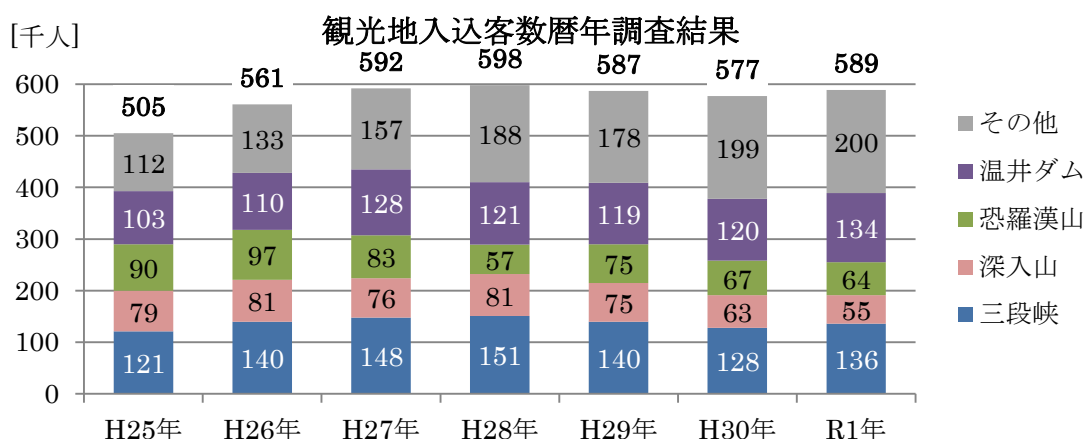
広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会として、大阪市で開催された世界最大級の旅の祭典「ツーリズム EXPO ジャパン 2019」に参加し、旅行会社に対しては圏域を巡る周遊コースの紹介と商品造成の働きかけを行い、宮島や平和公園など広島を代表する観光地と同様に、三段峡や温井ダムなど町内の魅力を発信し、ツアーメニュー作成を誘導した。

広島北部地域市町観光連携事業では、広島市・安芸高田市・北広島町と連携を取り「ひろしま北里山ガイドブック」を活用し「ひろしま北里山キング認定制度」に取り組んだ。11月17日には全山を踏破された里山キング認定者を対象とした交流イベントを本町の深入山の麓で行い、登山・昼食交流・講師による登山講習会に28名の参加があった。

雪山誘客事業について、冬季プロモーションとして、日本最大級のスノーボードアウトレットバーゲン「スノーボード天国（広島・岡山・福岡）」に出展し、冬季雪山誘客の PR 活動を行った。また、広島県内外の官公庁、公民館、アウトドアショップなどにチラシを配布し、PR 活動を実施した。令和2年2月15日・16日に開催予定であった『雪フェス 2020 in おそらかん』は雪不足の為に中止となったが、広島大学留学生9名参加の1泊2日のモニターツアー（恐羅漢スノーパークで雪山体験、いこいの村ひろしまで木のブレスレットづくりなどの屋内プログラム）を実施した。

2020 東京オリンピックを契機としたインバウンド需要への対応として、英語圏であるアメリカから派遣された県内初の国際交流員を令和元年7月末から1名配置した。町に観光として訪れる客の大半が欧米豪であることから、町内事業者の料理メニュー英訳や現地ガイドのインバウンド対応アドバイス・SNS 情報発信などの活動を行っている。

令和元年の入込観光客数（年単位集計）は平成30年と比較して1万2千人増加と2年ぶりに回復の兆しが見えていたものの、令和2年1月・2月の雪不足に加え、次第に広まった新型コロナウイルスの影響により、令和2年上半期は大幅に減少している。観光施設事業者や指定管理者と連携して感染拡大防止策を徹底して実施し、町内外に向け、安全安心して利用できる観光施設であることを PR するなど、広島市近郊の住民を対象としたマイクロツーリズム各種事業を展開し、WITH コロナ環境下での入込観光客の増加を図る。



③ 歳出決算額	9,602,251 円
ア 報酬	2,267,096 円
イ 報償費	101,400 円
ウ 旅費	160,822 円
エ 需用費	149,537 円
オ 役務費	309,942 円
うち 広告料	285,000 円
手数料	7,896 円
通信運搬費	17,046 円

カ 委託料 (内訳は下表のとおり) (単位：円)

安芸太田町観光プロモーション映像制作業務 ※動画9＋総集編1	2,037,037
安芸太田町観光パンフレット(安芸太田ナビ)データ修正業務	120,000
安芸太田町観光パンフレット(安芸太田ナビ)増刷業務 ※1万8千部	680,400
安芸太田町散策マップ(日本語版)増刷業務 ※5万部	121,000
安芸太田町散策マップ(中国語版)増刷業務 ※1万部	37,400
安芸太田町散策マップ(フランス語版)増刷業務 ※1万部	37,400
安芸太田町散策マップ(韓国語版)増刷業務 ※2万部	62,700
安芸太田町散策マップ(英語版)増刷業務 ※2万部	62,700
安芸太田町散策マップ(繁体語版)増刷業務 ※2万部	62,700
安芸太田町観光パンフレット「森羅万象」データ修正業務	23,100
安芸太田町観光パンフレット「森羅万象」英語版データ修正業務	11,000
安芸太田町観光パンフレット「森羅万象」日本語版増刷業務 ※3万部	356,400
安芸太田町観光パンフレット「森羅万象」英語版増刷業務 ※1万部	176,000
計	3,787,837

キ 使用料及び賃借料 254,272 円

ク 負担金 (内訳は下表のとおり) (単位：円)

広島県観光連盟会費	90,000
広島県観光連盟キャンペーン事業	330,000
広島県観光連盟 広域情報誌「広島さんぽ」負担金	330,000
ひろしま観光ナビホームページ広告負担金	30,000
広島県観光ガイドマップ「広島県の宝」負担金	52,000
広島県観光ボランティアガイド協議会	10,000
広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会事業負担金	350,000
広島北部地域市町観光連携事業負担金	345,960
ひろしま雪山誘客促進協議会負担金	684,000
広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会費	10,000
JAFナビ会費	4,000
令和元年度語学指導等を行う海外青年招致事業オリエンテーション負担金	24,990
令和元年度外国青年招致事業に係る人員割会費・保険負担金・渡航負担金・オリエンテーション負担金	302,145
令和元年度JETプログラム翻訳・通訳講座の集合研修負担金	8,250
計	2,571,345

(8) 観光施設整備事業（決算書 P. 98）

① 事業の目的・内容

町公共施設等総合管理計画の基本方針及び基本目標を踏まえた施設の適正化を目的とする。内容としては、耐用年数を超え老朽化の著しい施設の廃止、施設の長寿命化をはかる改修を行う。

② 事業の成果と課題

主たる町内観光施設は合併前に整備され、多くは設置後 20 年を経過し、劣化が著しく現在の利用状況にそぐわないものがある。しかし、利用が今後も一定数見込まれる施設は省エネルギー対策等を施した長寿命化を行う必要がある。今年度においては、広島県おもてなしトイレ整備事業補助金により、利用者に不便を強いていた和式便所の洋式改修など、利用者目線に立った改修を行った。一方、大浴場の老朽化が著しいいこいの村ひろしまは浴場以外にも劣化が進んで施設使用に影響を及ぼしている箇所があり、改修を費用対効果で進めていく必要があり補正予算化したが、繰越明許費として執行内容を精査することとした。また温井ダム周辺施設内の自然生態公園施設は、ケビンと管理棟の廃止解体を進めようとしたが、地元協議に時間を要したことや不落等により繰越明許費となった。

③ 歳入歳出決算額

ア 歳入決算額 1,401,000 円

- ・観光地受入基盤等整備事業補助金 1,401,000 円（決算書 P. 34）
- ・過疎地域自立促進特別対策基金繰入金 1,719,000 円（決算書 P. 40 の一部）
- ・過疎債（商工債） 1,400,000 円（決算書 P. 48 の一部）

イ 歳出決算額 4,742,360 円

- ・工事請負費（内訳は下表のとおり）

内 容	工 事 名	工事請負費
長寿命化・便 座洋式化対策	温井ダム周辺環境施設龍姫湖のさと温井公衆トイ レ改修工事	2,805,000
施設廃止	筒賀交流の森ケビン解体工事（繰越明許費）	1,719,360
計		4,524,360

- ・負担金

自然公園等施設整備事業に係る県負担金（三段峡水梨トイレ設計費） 218,000 円

(9) 観光施設管理事業（決算書 P. 98）

① 事業の目的・内容

観光施設の通常管理運営を目的とする。内容としては、町所有の観光施設を適切に維持管理する業務と、西中国山地国定公園内の維持管理を県から受託する業務に分けられる。

② 事業の成果と課題

指定管理者制度による運営と直営管理の維持管理を中心に、施設管理を行った。指定管理者間の情報連携や意見交換を図るための連絡協議会を開催して、管理運営状況の把握と相互施設の活用に繋げている。施設については、過去に整備した機器類が設置から 10 年以上が経過し、耐用年数を超過したものが多く、生産中止で部品在庫がなく修繕不可と

なったものが増加し、突発的な修繕に対応している。今後も施設や機器類の修繕・更新等が必要となるが、施設ごとの箇所の優先順位について更新計画を策定していく。安全対策や施設の統廃合・解体等について、財政面を含めて総合的に判断する必要がある。

また指定管理施設のうち、いこいの村ひろしまについては、急遽2ヶ月間の委託契約の継続と、残期間については新たな施設管理者と委託契約を締結して継続性を確保したが、その前後においては複数の民間事業者による売却を前提とした施設調査などを並行して運営意向を確認したものの、諸条件等で結論を得るに至らず、令和2年度に向けては単年の指定管理期間による公募を行い、応募された2社の中から選考した。

地域体験交流館及び安芸太田町駐車場、三段峡交流広場については、選考型で指名して契約を更新して運営を開始したが、深入山グリーンシャワーはいこいの村とは切り分けて直営することとして1年間維持管理を実施したが、後段(10)で再掲記載とする。

当課所管の諸施設は指定管理者と連携した事業運営に努めるとともに、施設改修を含め普通財産化後の長期貸付やPFI手法など指定管理者制度以外の事業運営について調査研究を行い、管理運営方針の見直しを含め、施設の在り方を再度検討することとする。

三段峡内の遊歩道や黒淵公衆トイレなど、西中国山地国定公園内の県所有施設を管理受託しているが、水梨公衆トイレが浄化槽破損により使用不能となった。多くの来峡者が利用する施設であるため、早期改修を強く要望して設計を前倒しして頂き、令和2年度内の竣工予定となった。一方、施設の経年劣化も進んでおり、利用者にとって不便であるだけでなく同じ個所で2度の転倒事故が発生するなど危険である遊歩道もあり、こちらも県要望として協議している。インバウンドなどの施設利用促進を県と協力して進めるとともに、遊歩道法面や公衆トイレの改修等を継続して強く要望していく必要がある。

なお、観光庁の多言語解説事業における町内観光施設や特産品など21項目の英文書が完成して、解説文面を活用することが出来るようになった。事業費は観光庁が主管・執行されたため町からの支出はないが、元年度の採択実績によって、2年度における文化庁の補助事業の採択要件及び補助率の加算が付くという成果に繋がっている。

③ 歳入歳出決算額

ア 歳入決算額 6,934,690円

・行政財産使用料（携帯基地アンテナ）	1,666円	（決算書P.20の一部）
・セリエ戸河内使用料	836,400円	（決算書P.20）
・自然保護協力奨励金	90,819円	（決算書P.32）
・西中国山地国定公園施設管理委託料	2,895,000円	（決算書P.36）
・町有土地建物貸付料	16,300円	（決算書P.36の一部）
・電気利用料	2,500,481円	（決算書P.44の一部）
・板ヶ谷チェーン着脱場負担金	594,024円	（決算書P.46）

イ 歳出決算額 87,541,160円

・賃金	4,201,526円
-----	------------

・需用費	14,554,652 円
消耗品費（観光施設内トイレ消耗品等）	340,153 円
燃料費（黒淵仮設トイレ発電機）	168,077 円
食糧費	3,190,240 円
印刷製本費	158,922 円
光熱水費	5,541,068 円
修繕料（内訳は下表のとおり）	5,156,192 円

施設名	修 繕 箇 所	修繕費[円]
いこいの村ひろしま	男子浴場天井内排気ファン更新修繕	410,400
	機械室薬注ポンプ修繕	238,680
	男子更衣室漏水修繕	177,120
	消防設備点検指摘事項修繕	310,350
	給湯配管漏水修繕	90,720
	厨房汚水配管水漏れ修繕（1工区）	50,600
	厨房汚水配管水漏れ修繕（2工区）	82,918
深入山グリーンシャワー	乗用芝刈り機修繕	122,138
	屋外施設照明器具交換修繕	91,300
	管理棟照明器具交換修繕（1工区）	273,900
	管理棟照明器具交換修繕（2工区）	299,200
三段峡交流広場	公衆トイレ扉修繕	290,400
道の駅来夢とごうち	屋外修繕	154,440
	電気制御盤修繕	77,000
セリエ戸河内	外灯修繕	49,500
	座敷修繕	288,200
太田川交流館かけはし	多目的トイレオストメイト給湯器修繕	119,548
杉の泊ホビーフィールド	コテージブラインド交換修繕業務	255,200
安野花の駅公園	放流柵修繕	105,600
筒賀交流の森	バーベキュー広場 LED ランプ交換修繕	104,500
	龍頭峡バーベキュー広場炊事棟修繕	271,700
グリーンスパつつが	ボイラー1次給湯ポンプフレキ他修繕	88,088
	消防設備点検指摘事項修繕	83,600
	浴室照明修繕	297,000
	厨房ガスレンジ修繕	168,542
	空調機結露防止対策修繕	55,000
筒賀大歳神社	公衆便所外灯修繕	80,300
	公衆便所腰壁等修繕	283,800
その他	サイネージ配信機器修繕他	236,448
	計	5,156,192

・役務費 1,585,152 円

通信運搬費	87,870 円
手数料（公衆トイレ浄化槽等汚泥引き抜きほか）	111,600 円
火災保険料（建物共済分担金）	1,385,682 円

・委託料（内訳は下表のとおり）

形態	業 務 名	委託料[円]
指定	道の駅来夢とごうち管理	6,492,000
指定	筒賀交流の森管理	5,050,000
指定	三段峡交流広場管理	1,190,000
指定	杉の泊ホビーフィールド管理	1,300,000
指定	筒賀交流の森木工陶芸館管理	1,400,000
指定	地域体験交流館かけはし管理	1,876,000
指定	温井ダム周辺環境施設管理	4,400,000
指定	グリーンスパつつが管理	5,000,000
指定	いこいの村ひろしま管理	8,000,000
指定	筒賀ふれあい農園管理	1,000,000
一般	温井ダム周辺環境施設管理（猪山自治会分）	1,500,000
一般	西中国山地国定公園内清掃	1,479,400
一般	西中国山地国定公園内公衆便所浄化槽清掃	721,440
一般	西中国山地国定公園内公衆便所浄化槽保守点検	82,840
一般	いこいの村ひろしま施設修繕工事設計業務	820,800
一般	いこいの村ひろしま建物鑑定評価に関する業務	589,600
一般	いこいの村ひろしま建築設備・防火設備定期点検検査及び報告書作成業務	627,000
一般	いこいの村ひろしまバイオマスボイラー定期メンテナンス（計3回）	530,580
一般	いこいの村ひろしま非常用発電機負荷試験業務	253,800
一般	深入山山焼き事業（翌年度の山焼き事業のための下刈作業）	286,000
一般	深入山山焼き後の残存低木刈払い業務	1,990,440
一般	深入山山焼き前の残存低木伐倒・刈払い業務	1,931,160
一般	深入山グリーンシャワー法面草刈業務	103,040
一般	松原深入山フラワーロード（あじさい）刈り払い業務	270,000
一般	三段峡内落石処理及び清掃	120,000
一般	三段峡水梨仮設トイレ設置及び管理業務	110,000
一般	柴木川公園剪定・草刈業務	79,680
一般	登山道刈払い（深入山、内黒山、恐羅漢山、十方山、猪山展望台、立岩山）	886,680
一般	消防施設保守点検（ホビーフィールド・セリエ戸河内）	101,000
一般	板ヶ谷チェーン着脱場ほか浄化槽清掃	1,441,102

形態	業 務 名	委託料[円]
一般	板ヶ谷チェーン着脱場ほか浄化槽保守点検	229,798
一般	板ヶ谷チェーン着脱場清掃管理	584,000
一般	わくわくランド整備複合遊具保守点検	196,200
一般	セリエ戸河内清掃	78,078
一般	セリエ戸河内自家用電気工作物保守管理	93,000
一般	深山峡施設等管理	135,000
一般	月ヶ瀬公園剪定・草刈	47,130
一般	月ヶ瀬公園清掃	80,960
一般	筒賀大銀杏公衆便所清掃業務	49,060
一般	鍛冶屋館清掃	25,762
一般	安野花の駅公園施設清掃	253,500
一般	温井ダム周辺環境施設温井夢の丘公園草刈清掃	76,568
一般	温井ダム周辺環境施設自然生態公園草刈業務	77,800
一般	温井ダム周辺環境施設滝山峡記念庭園高木等支障木伐採業務	297,000
一般	温井ダム周辺環境施設複合遊具保守点検	159,500
一般	温井夢の丘公園公衆トイレ清掃業務	80,000
一般	旧温井テニスコート周辺法面草刈業務	145,418
一般	町内案内看板盤面制作業務委託	446,050
計		52,687,386

・使用料及び賃借料（観光施設土地賃借料等） 8,142,910 円

・工事請負費（内訳は下表のとおり）

工事名	工事請負費[円]
三段峡正面口トイレ給水管修繕工事	666,360
計	666,360

・原材料費（直営管理用） 144,587 円

・備品購入費（内訳は下表のとおり）

項 目	内 訳	購入費[円]
庁内器具費	筒賀ふれあい農園ケビンエアコン（3台）	343,800
	いこいの村ひろしまフロントシステム	2,268,000
	商工観光課デジタルカメラ（1台）	49,800
	小 計	2,661,600
機械器具費	深入山グリーンシャワー臨時職員用タイムレコーダー	10,692
	いこいの村ひろしま温蔵庫（1台）	754,800
	グリーンスパつつが恒温高湿庫（1台）	1,944,000
	セリエ戸河内厨房ガスフライヤー（1台）	148,995
	深入山グリーンシャワー複合機（1台）	38,500
合 計		5,558,587

(10) 観光施設管理事業のうち深入山グリーンシャワー直営状況（決算書P. 98の一部）※再括

① 事業の目的・内容

観光施設のうち指定管理委託としなかった深入山グリーンシャワー施設については、商工観光課の直営事業として平成31年4月1日から令和元年11月30日まで管理運営を行った。

② 事業の成果と課題

施設管理については、前年度の指定管理者より雇用されていた臨時職員を5名採用し、2名ずつのローテーションで施設管理を実施した。4月当初は、施設使用料金の納付書による納付としていたが顧客からのクレームが殺到したこと、また納付書で納付できない県外利用者への対応も考慮して、お土産品の売買と同様にレジ払い方式とし、毎日の集金を個別封筒に入れて管理し、翌週月曜日に職員が回収して会計課に納付する方式とした。

売上げは、地域特産品・お土産品・自動販売機に分類し、施設使用料は施設毎の集計表を日計表と照合しながら行った。施設管理においては、予約受付・当日受付・貸し出し・施設清掃・軽微な草刈りをパート職員が実施し、広大なグラウンドゴルフの草刈り及びグラウンドの除草・整地は役場職員が専用機械で毎月行った。いこいの村ひろしまとの連携は、宿泊とグラウンドゴルフがパックとなった予約について、指定管理者である地域商社に後日納付書を送付して使用料を徴収した。

成果としては、直営により様々な管理課題が毎週の集金時に報告され、適宜対応した。しかし施設の老朽化や漏水・漏電などもあり、直営による修繕対応や翌年度以降の予算計上という諸課題になっている。

当該施設の収支状況は、以下のとおり。

③ 歳入歳出決算額

ア 歳入決算額 6,284,670円(※決算書中の該当分)

・深入山グリーンシャワー使用料	1,724,700円	(決算書P.20)
・恐羅漢周辺トレッキングマップ売払収入	2,500円	(決算書P.38の一部)
・自動販売機売上収入	716,580円	(決算書P.48)
・御土産品販売収入	2,420,010円	(決算書P.48)
・地域特産品販売収入	1,420,880円	(決算書P.48)

イ 歳出決算額 9,621,475円(※決算書P.98中の該当抽出集計分)

・賃金	4,201,526円	
〔 臨時職員賃金5名分(4~11月分) 〕	4,201,526円	
・需用費	4,611,767円	
消耗品費(施設管理用消耗品等)	101,101円	
燃料費(軽油・ガソリン・ガス代)	83,518円	
食糧費(御土産・地域特産・自販機ジュース)	3,190,240円	
印刷製本費(レジ袋印刷費)	158,922円	
光熱水費(電気代)	270,838円	
修繕料(草刈り機修繕・漏電修理等)	807,148円	

・ 役務費	92,962 円	
〔 通信運搬費（電話代）		73,362 円
〔 手数料（浄化槽法定検査手数料）		19,600 円
・ 委託料	623,258 円	
〔 浄化槽清掃管理委託		520,218 円
〔 法面草刈り作業委託		103,040 円
・ 使用料・賃借料	33,923 円	
〔 土木補修作業用バックホウ賃借料		33,923 円
・ 原材料費	47,347 円	
〔 水道補修・キャンプ場街灯補修用原材料		47,347 円
・ 備品購入費	10,692 円	
〔 臨時職員用タイムレコーダー		10,692 円

売上高から仕入れ原価を差し引いた、販売部門別においては、自動販売機での収支は 269,548 円 (37.6%) の黒字、御土産品販売の収支では 826,360 円 (34.1%) の黒字、地域特産品販売の収支は 265,322 円 (18.7%) の黒字となっており、合計 1,361,230 円に施設使用料売上げを加算すると 3,085,930 円の黒字となるが、人件費である賃金のみを経費減算すると 1,115,596 円の赤字となる状況であった。以上の総集計より、単年度収支では 3,336,805 円の赤字となった。このため、町費負担相当となる修繕費の一部を除算した額を、令和 2 年度の指定管理料算定上限額の参考とした。

(11) 観光団体育成事業（決算書 P.98）

① 事業の目的・内容

観光イベント実施団体への支援を通じて、より魅力ある観光地の情報発信を行い、実施団体の育成を図ることを目的として、各種イベントに対し補助金を交付する。

② 事業の成果と課題

後継者不足、人手不足や資金不足等により継続が難しくなっているイベントもある。その中で、イベント期間を 1 日ではなく複数日に変更した取組もあり、滞在時間を増やし観光消費額の増大につながっているものもある。実施団体に対し、イベント内容に応じた各種支援を行っている。各イベントでの課題については、観光誘客・地域振興など各イベントでの目的等を見直すなど、開催内容や継続可否などの検討が必要である。

イベント実行団体に対する補助率については、平成 28 年 7 月に策定した「補助金等の取り扱いに関するガイドライン」及び安芸太田町補助金等事業評定委員会の決定事項に基づいてイベント補助金を見直すこととしており、平成 30 年度と令和元年度までが 7 割、令和 2 年度からは 5 割及び上限 100 万円としていたが、固定経費となる交通整理や駐車場警備費・シャトルバス代を、町が一括契約して別途支出することで、関係団体や実行委員会と協議を進めた。

③ 歳入歳出決算額

ア 歳入決算額 3,338,658 円

- ・ 広島県市町村振興協会助成金 3,000,000 円 (決算書 P. 46 の一部)
- ・ 過疎地域自立促進特別事業基金繰入金 338,658 円 (決算書 P. 38 の一部)

イ 歳出決算額 4,735,158 円

補助金(イベント等)

事業名等	主催者	補助金額[円]
安野花まつり	安野花まつり実行委員会	100,000
与一野しだれ桜保全活動事業	与一野自治会	100,000
井仁の棚田地域保全活動事業	いにびちゅ会	180,000
吉水園一般公開イベント	かえる祭り実行委員会	211,579
三段峡ホテルまつり	三段峡ホテルまつり実行委員会	230,000
三段峡春まつり	三段峡観光同業組合	230,000
第53回納涼加計まつり	納涼加計まつり実行委員会	354,000
第29回ふれあい戸河内まつり	ふれあい戸河内まつり実行委員会	1,150,000
龍姫湖まつり in 温井ダム2019	龍姫湖まつり実行委員会	599,000
第22回五サー市と秋の吉水園一般公開	五サー市実行委員会	710,000
つつがふるさとまつり	ふるさとまつり実行委員会	642,000
計		4,506,579

補助金 (その他)

事業名等	補助金額[円]
三段峡黒淵浚渫機械修繕事業	112,579
計	112,579

補助金 (繰越明許費)

事業名等	補助金額[円]
西日本豪雨災害被災者支援に伴う交流活動団体補助金	116,000
計	116,000

(12) 温井ダム周辺施設整備対策基金管理事業 (決算書 P. 98~100)

① 事業の目的・内容

温井ダム周辺施設の整備や改修を行った場合に取り崩して充当している。今年度は予定していた解体工事が未執行となったこと、また温井トイレの洋式等改修工事は県補助金と起債で充当されたために、基金からは取り崩さなかった。

ア 歳入決算額 預金利子 204 円 (決算書 P. 38)

イ 歳出決算額 積立金 204 円

○ 建設課

当課では農林土木事業、公共土木事業、住宅事業等を所管し、これに係る建設事業を執行するとともに、道路、河川、住宅、上下水道等の維持管理を行っている。

その他、町としての要望の集約や、統一的な事業執行をすべき事案について調整している。

1. 農業費

(1) 農業施設整備補助事業（決算書 P. 90）

① 事業の目的・内容

国や県の補助対象とならない公共用道路の維持修繕や灌漑水路改修等に関して、地域住民の負担を軽減するため「安芸太田町土木・耕地事業等補助金交付規程」に基づき補助を行う。

② 事業の成果と課題

地域の道、地域の水路は自分たちで守るという気概の一助を担っており、重要な役割を果たしている。

しかし、国や県の補助対象とならない事業を本事業の対象としているため、小規模事業を想定しているが、近年、県費補助の対象枠が縮小されているため、これまで県費事業で対応していた事業が本事業へ移行している。地域住民の負担増もさることながら、本町単独費の増加も懸念される。

また、予算の有効的な活用のため、舗装事業の優先順位を下げている実質凍結状態となっている。

③ 補助金交付状況

種 別	件数	補助対象事業費	補助金[円]	備 考
灌漑用排水施設（改良）	12	4,496,003	1,792,000	
公共用道路整備（改良）	1	308,880	154,000	
合 計	13	4,804,883	1,946,000	

2. 林業費

(1) 林業施設管理事業（決算書 P. 94）

① 事業の目的・内容

本町が管理する林道 91 路線、総延長約 205km の維持管理事業である。主な事業内容は、除草や側溝・路面清掃、舗装補修等である。

その他、緑資源機構によって実施された緑資源幹線林道大朝・鹿野線に係る事業負担金及び補助金の支出を行う。

② 事業の成果と課題

除草作業や側溝・路面清掃等の維持管理を定期的実施することにより、林道機能の維持はもとより災害発生の未然防止に効力を発揮している。

③ 事業の執行状況

委託名		事業費[円]	備考
横川トンネル非常警報設備保守点検業務		770,000	
路線名	工種	事業費[円]	備考
道路環境整備工事(路線委託)	道路維持	8,735,100	
道路除草工事	除草工事	20,189,520	
工事計		28,924,620	

負担金及び補助金の支出状況

種別	支払相手方	金額[円]	備考
事業負担金	(独) 森林総合研究所	2,796,980	
事業補助金	戸河内受益者組合	6,576,402	
計		9,373,382	

(2) 林道開設改良事業 (決算書 P. 94)

① 事業の目的・内容

林道横川西平線は安芸太田町大字横川と廿日市市吉和を結ぶ、延長 522m、利用区域内の森林面積 491ha の林道である。

未改良区間の改良を実施することにより、大規模林道との連携が発揮でき、森林の管理及び施業に大きく貢献し、維持管理費の軽減にも繋がる。

② 事業の成果と課題

改良を実施することにより森林の管理及び施業を容易にする。改良完了後においては、全線の舗装の要望を県に行う。法面業者の確保ができず一部を繰り越した。

③ 歳出決算額

工事名	事業費[円]		繰越額[円]	備考[円]
	工事費	事務費	(R1→R2)	
林道横川西平線改良工事	3,800,000	—	6,001,000	県単独林道整備事業補助金 補助率 50% 補助対象 3,800,000 補助金 1,900,000 過疎債 1,900,000
	—	—	201,000	
	計	3,800,000	6,202,000	

3. 土木総務費

(1) 土木総務管理事業 (決算書 P. 100)

• 安芸太田町アダプト活動支援事業

① 事業の目的・内容

町管理の道路・河川についてボランティア活動を通して住民が里親となり、美化活動(清掃、草刈)に取り組む、町がその活動をバックアップする。具体的な支援内容としては、登録団体について損害保険の加入、申請による奨励金の交付等である。

② 事業の成果と課題

令和元年度の登録団体は 12 団体である。今後も引き続き新規登録団体加入に取り組んでいく。

③ 事業の執行状況

保険料 56,260 円

負担金補助及び交付金 902,535 円（うちアダプト活動支援事業交付金 442,535 円）

4. 道路橋梁費

(1) 道路維持管理事業（決算書 P. 100）

① 事業の目的・内容

本町が管理する町道の維持管理事業である。

令和元年度においては、地域住民の要望や点検結果による道路構造物、舗装の維持修繕、交通安全施設の設置、車両の離合等に支障をきたしている箇所の雑草木の刈払工事を行った。

② 事業の成果と課題

町道は住民生活に直接影響する路線であるため、道路の安全かつ円滑な交通の確保に努めているが、生活環境の多様化による要望、車両の重量化に伴う道路の損傷が著しく、年々維持管理費用が増大する傾向にある。

③ 歳出決算額

工 事 名	工 種	事業費[円]	備 考
道路環境整備工事(路線委託)	道路維持	33,348,700	
町道田中八幡原線維持工事	道路維持	2,698,920	H30→R1 繰越分
町道穴阿川登線陥没修繕工事	道路維持	149,040	
道路除草工事	除草工事	24,364,800	
計		60,561,460	

(2) 除雪事業（決算書 P. 102）

① 事業の目的・内容

主に町道の冬期における除雪事業である。また、広島県西部建設事務所安芸太田支所が管理する国道の歩道及び県道の一部についても、除雪を受託している。

② 事業の成果と課題

本事業により生活道路の確保、交通の安全が図られた。

除雪作業については、すべて町内業者に委託しているが、受託業者の規模縮小や人員の削減、保有機械の処分等もあり広範囲かつ早急な対応が困難な状況にある。世代交代も始まりつつあり、路線ごとの注意点などの引き継ぎが課題となっている。

令和元年度では、町所有の老朽化していた除雪機 1 機の新規更新を行った。現在の除雪体制を今後も維持するためには、町が除雪機械をリースし、受託業者に機械を貸与する方法を検討するか、町で除雪機の新規購入を行い委託業者へ貸与する必要がある、これにより除雪機購入費及びリース機械の賃料が増大すると思われる。

③ 歳出決算額

種 別	金 額 [円]	備 考 [円]
道路除雪委託費	27,010,700	町内業者等 18 社に委託 国県道除雪に係る収入 274,689 雪寒路線除雪に係る収入 8,826,000 収入計 9,100,689
除雪機械賃借料等	6,963,696	トラクターショベル 6 台 5,662,916 除雪機修繕料 1,074,730 除雪機稼働集計システム賃借料 226,050
除雪機械購入費	10,065,000	社会資本整備総合交付金 補助率 2/3 補助対象 10,000,000 補助金 6,666,000 過疎債 3,300,000
合 計	44,039,396	

(3) 県道維持事業（決算書 P. 102）

① 事業の目的・内容

広島県西部建設事務所安芸太田支所が管理する県道の軽微な維持工事について、安芸太田町が広島県から権限の移譲を受けて行う事業である。

主な事業内容は、除草、側溝・路面清掃、舗装補修、倒木・落石処理、動物死骸処理、道路照明や植栽の維持、凍結防止剤の設置、安全施設の設置等である。

② 事業の成果と課題

この事業により、県道における安全で円滑な車両交通の確保に寄与した。

③ 歳出決算額

工 事 名	工 種	事業費[円]	備 考[円]
県道道路施設等維持	道 路 維 持	48,560,694	県支出金 48,559,000

(4) 町道整備事業（決算書 P. 102）

● 町道津浪巡回線法面対策工事

① 事業の目的・内容

平成 29 年度に町道津浪巡回線の法面において測量・落石調査を行い、比較検討のうえ、落石予防工詳細設計および落石防護工詳細設計を行ったものを基に、対策工事を実施した。

② 事業の成果と課題

工事を実施することにより、主に加計 SIC を利用する 1 日平均 800 台以上の通行車両の安全が確保できた。

③ 歳出決算額

工 事 名	事業費[円]		繰越額[円] (R1→R2)	備 考[円]
(繰越明許 H30→R1) 町道津浪巡回線法面 対策工事 (2工区)	工事費	8,789,640	—	社会資本整備総合交付金 補助率 58.0% 補助対象 8,789,640 補助金 5,098,000 公共事業等債 3,300,000
町道辺森線法面対策 工事外1件	工事費	—	33,000,000	
町道木坂鵜渡瀬線維 持工事外3件	工事費	17,746,140	—	
合 計		26,535,780	33,000,000	

● 町道法面補修設計委託業務

① 事業の目的・内容

平成26年度に実施した、道路施設（法面）点検業務により要対策と判断された町道出口横山線及び、町道辺森線の法面において、測量・落石調査を行い比較検討のうえ、落石予防工詳細設計および落石防護工詳細設計を行うものである。

② 事業の成果と課題

今回設計を基に工事を実施することにより、町道路線における歩行者、通行車両の安全が確保できる。

③ 歳出決算額

業 務 名	事業費[円]		繰越額[円] (R1→R2)	備 考
(繰越明許 H30→R1) 町道出口横山線法面補 修設計委託業務	委託費	4,595,400	—	社会資本整備総合交付金 補助率 58.0% 補助対象 4,540,000 補助金 2,633,000 公共事業等債 1,700,000
(繰越明許 H30→R1) 町道辺森線法面補修設 計委託業務	委託費	10,000,000	—	社会資本整備総合交付金 補助率 58.0% 補助対象 10,000,000 補助金 5,800,000 公共事業等債 4,200,000
町道辺森線法面補修設 計委託業務外1件	委託費	22,124,400	—	社会資本整備総合交付金 補助率 58.5% 補助対象 22,124,400 補助金 12,942,000 防災減災国土強靱化緊急対策 事業債 7,500,000
法面測量業務	委託費	—	10,000,000	
町道旭町道の口線用地 分筆測量業務外1件	委託費	668,800	—	
合 計		37,388,600	10,000,000	

• 町道出口横山線外道路舗装工事

① 事業の目的・内容

舗装修繕は該当する補助事業がなく、単独費の修繕での対応で予算的に厳しい状況にあったが、平成 27 年度より、電源立地地域対策交付金事業での舗装修繕の対応が可能となった。

経年劣化等による舗装状況の著しく悪い箇所と使用頻度等を考慮し、順位をつけて修繕を行うことにより、道路の安全を確保する。

② 事業の成果と課題

舗装修繕工事を実施し交通の安全を確保した。

引き続き修繕の必要な路線の舗装修繕工事を実施する。

③ 歳出決算額

工 事 名	概 要	事業費[円]		備考[円]
町道出口横山線 舗装工事外 1 路線	L=1,170m A=5,900 m ²	工事費	28,925,600	電源立地地域対策交付金 27,038,000

(5) 国県道改良事業（決算書 P.102）

① 事業の目的・内容

西部建設事務所安芸太田支所で執行された本町内の国県道の改良事業について、本町が当該事業の負担金を支出するものである。

② 歳出決算額

種 別	負担金[円]	繰越額[円] (R1→R2)	備 考 [円]
一般国道 191 号外道路改良	3,569,393	9,247,180	負担率 1/10 対象事業費 3,569,393 合併特例債 3,400,000

(6) 橋梁施設改良事業（決算書 P.96）

① 事業の目的・内容

本町が管理する橋梁は、全 323 橋（15m以上：86 橋、15m未満：237 橋）であり、昭和 40 年から昭和 60 年頃に集中して建設された橋梁が多く、平成 26 年度より 5 年に一度の定期点検が義務付けられている。

このため、橋梁の点検結果及び長寿命化修繕計画策定結果を反映させるアセットマネジメントシステムを活用しながら、橋梁ごとの損傷状況及び修繕費用の長期的予測を行い、交通の安全を図りながら計画的に修繕工事を行う必要がある。

② 事業の成果と課題

平成 23 年度に行った橋梁長寿命化修繕計画策定結果によると、予防保全としての橋梁修繕を早期にかつ大規模に実施すると、結果として全体の修繕及び架替費用が抑制できる。そのため、今後も財政的な平準化を図りながら、大規模な修繕を実施する必要がある。令和元年度は、早期に修繕を要する橋梁について補修工事を行った。

③ 歳出決算額

業 務 名	事業費[円]		繰越額[円] (R1→R2)	備考[円]
(繰越明許 H30→R1) 二反田橋外橋梁補修 設計業務委託外 1 件	委託費	15,313,940	0	社会資本整備総合交付金 補助率 63.8% 補助対象 15,313,940 補助金 9,769,000 過疎債 5,500,000
橋梁長寿命化修繕計 画見直し業務外 1 件	委託費	6,140,823	0	社会資本整備総合交付金 補助率 64.35% 補助対象 6,140,823 補助金 3,951,000
橋梁測量設計業務	委託費	0	2,654,000	
合 計		21,454,763	2,654,000	

工 事 名	事業費[円]		繰越額[円] (R1→R2)	備 考[円]
(繰越明許 H30→R1) 町道旭橋線旭橋橋梁 補修工事外 1 件	工事費	16,368,000	29,650,000	社会資本整備総合交付金 補助率 63.8% 補助対象 16,368,000 補助金 10,442,000 過疎債 5,900,000
橋梁補修工事	工事費	0	26,972,000	
合 計		16,368,000	56,622,000	

5. 住宅費

(1) 住宅管理事業・定住促進住宅管理事業（決算書 P. 102, 104）

町が令和元年度末現在で管理している住宅は、公営住宅 92 戸・特定公共賃貸住宅 24 戸・単独住宅 7 戸・定住促進賃貸住宅 12 戸の計 135 戸である。

● 町営住宅管理

① 事業の目的・内容

公営住宅は公営住宅法に基づく低所得者のための住戸である。その他、公営住宅法の所得制限を超える者が入居できる特定公共賃貸住宅、所得制限を設けず町の裁量で運営する単独住宅、さらに定住促進を目的とした定住促進賃貸住宅がある。

近年では低迷する経済状況の中、収入が著しく減少した者や生活扶助を受けざるを得ない者の入居が多くなっている。今後も住居に困った者に対応すべく、安定した住宅の供給を行う。

② 事業の成果と課題

本町の管理する住宅のうち約 4 割程度が耐用年数を経過したものであり、長寿命化もしくは建物の更新が必要である。

一部は昭和 20 年代に建築された建物であり、老朽化が激しく修繕の施しようのない建物も存在している。このような耐用年数を大きく経過している建物については、空室となり次第解体除却を行っている。

それ以外にもその建物の使用料による年間収入より、1 回の軽微な修繕費用の方が高額となる場合もある。よって長寿命化計画を基本に、維持管理を行う。

令和元年度末の調定戸数及び、使用料調定額、収納状況は次のとおりである。

使用料の徴収状況

住宅の種類	調定戸数	使用料 調定額[円]	収入済額 [円]	不納 欠損額	未収戸数 [戸]	未納額
公 営 住 宅	81 戸	17,047,479	15,166,408	0	7	1,881,071
単 独 住 宅	6 戸	915,905	915,905	0	0	0
特定公共賃貸住宅	24 戸	11,517,782	11,026,382	0	1	491,400
定住促進賃貸住宅	12 戸	4,427,560	3,796,400	0	4	631,160
計	123 戸	33,908,726	30,905,095	0	12	3,003,631

※ 駐車場については公営住宅 6 団地 42 台分を管理しており、現在契約があるのは 32 台分である。

※ 未納使用料については、未収戸数 12 件のうち 3 件の分割納付を認めている。

法的整理も視野に入れて事務を行っているが、本人及びその連帯保証人が生活扶助を受けていたり、死亡して請求できなかつたりといった案件も発生しているため、取扱要領を整備する必要がある。

● 町営住宅維持管理事業

① 事業の目的・内容

入居者が安心・快適に暮らせるよう、町営住宅の維持管理を行う。

② 事業の成果と課題

修繕を施すことにより、建物が長寿命化され、入居者の安全が確保されている。

しかしながら、築年数を大きく経過した建物については、更新等を行う必要がある。

事業名	事業費[円]	事業内容	備 考 (%、円)
安芸太田町営住宅 明装工事	4,730,000	壁塗装工事 (砂田住宅 10 戸)	社会資本整備総合交付金 補助率 45% 補助対象 4,730,000 補助金 2,128,000

(2) 空き家対策総合支援事業 (決算書 P. 104)

① 事業の目的・内容

当事業は、適切な管理が行われていない空き家等に対する法律である「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、安芸太田町空家等対策協議会を設置し、空き家等対策計画の策定や、空き家等が特定空き家等に該当するか否かの判断基準等の協議を行うものである。

② 事業の成果と課題

協議会は、町・自治振興会長・町議会議員・弁護士等 13 名の委員で構成している。

令和元年度は、2 月に開催し、老朽危険空き家に対する事業等について次のとおり報告を行った。

③ 歳出決算額

事業名	事業費[円]	事業内容	備考(%、円)
老朽危険空き家解体除却事業	900,000 (300,000×3件)	老朽化し、危険な建物を所有する者が解体を行う場合、除却費用の一部を補助	社会資本整備総合交付金 補助率 50% 補助対象 900,000 補助金 450,000

(3) 地域未来活力づくり事業 (決算書 P. 60)

① 事業の目的・内容

個人の所有する住宅の改修工事に対し住宅改修助成金を交付し、住環境の向上に資することを目的とする。

② 事業の成果と課題

地元業者が施工することを条件としており、地域経済の活性化に寄与している。

下記の決算額のとおり、11,966 千円の経済効果があったと判断できる。

③ 歳出決算額

件数	事業費[円] (工事費総額)	交付対象金額[円]	交付金額[円]	助成率
6 件	11,966,900	11,956,000	553,000	50 万円以上の工事 10/100

6. 河川費

(1) 河川総務管理事業 (樋門操作) (決算書 P. 104)

① 事業の目的・内容

当業務は、異常気象等による河川の増水時に国土交通省・広島県が設置した樋門を開閉し、内外水位を調整するものである。

② 事業の成果と課題

国土交通省管理施設 4 箇所・広島県管理施設 2 箇所の樋門管理業務を当町が受託し、緊急時に素早く対処できるよう近隣住民に操作員を委嘱し、定期点検や非常時の操作を行っている。

③ 歳出決算額

種 別	金 額 [円]	備 考 [円]
樋門操作報酬	1,096,605	国庫支出金 864,439
		県支出金 232,166

(2) 河川維持事業 (決算書 P. 104)

① 事業の目的・内容

町が管理する普通河川の維持管理事業である。主な事業内容は、未改修河川や護岸の補

修等である。

② 事業の成果と課題

令和元年度より、町が管理する普通河川にも町道のような年間を通した緊急的な維持予算を計上し、対応を行った。しかし、維持要望箇所が多数あり、すべてに対応できていない状況である。

③ 歳出決算額

工 事 名	工 種	事業費 [円]		備 考
河川環境整備工事	河川維持	工事費	2,586,100	

(3) 河川改良事業（決算書P.104）

① 事業の目的・内容

町が管理する普通河川の改良事業で主な事業内容は、護岸の改修等である。

② 事業の成果と課題

町が管理する普通河川の大部分は未改修河川であり、護岸改修等が必要な箇所が多い。しかしながら、整備が必要な箇所が多く十分に対応できていないのが実情で、砂防事業や災害復旧事業に頼っている状況である。令和元年度は、その中でも緊急性の高い河川3箇所の護岸等の修繕を行った。

③ 歳出決算額

工 事 名	工 種	事業費 [円]		備考 [円]
御鉢谷川維持工事 外2件	河川改修	工事費	4,046,900	緊急自然災害防止対策事業債 2,400,000

7. 急傾斜地対策費

(1) 急傾斜地対策事業（決算書P.104、106）

● 急傾斜施設維持工事

① 事業の目的・内容

広島県西部建設事務所安芸太田支所が管理する急傾斜地施設の軽微な維持管理について、安芸太田町が広島県から権限の移譲を受けて行う事業である。

主な事業内容は、倒木などにより損傷した施設の復旧・施設に影響のある支障木の伐採、急傾斜施設排水路の修繕等である。

② 事業の成果と課題

令和元年度は、急傾斜施設排水路の維持・修繕及び施設内の支障木伐木などを行った。当該事業により、急傾斜施設の維持保全に寄与することができた。

③ 歳出決算額

工 事 名	工 種	事業費 [円]	備考 [円]
急傾斜施設維持	工事費	1,000,168	県支出金 1,000,000

● 負担金

① 事業の目的・内容

西部建設事務所安芸太田支所で執行された本町内の急傾斜地対策事業について、本町が

当該事業の負担金を支出するものである。

② 歳出決算額

種 別	負担金[円]	繰越額[円] (R1→R2)	備 考 [円]
(事故繰越 H30→R1) 急傾斜地崩壊対策事業	2,820,000	—	負担率 1/20 鳥屋地区外 対象事業費 2,820,000 公共事業等債 2,800,000
(繰越明許 H30→R1) 急傾斜地崩壊対策事業	3,251,000	—	負担率 1/20 筒賀松原地区外 対象事業費 3,251,000 公共事業等債 2,900,000
急傾斜地崩壊対策事業	2,210,000	3,540,000	負担率 1/20 川手中地区外 対象事業費 2,210,000 公共事業等債 1,998,000
計	8,281,000	3,540,000	

8. 公共土木施設災害復旧費

(1) 公共土木施設災害復旧事業 (決算書P.118)

① 事業の目的・内容

平成 30 年災害の繰越事業分及び、令和元年 7 月豪雨により被災した公共土木施設災害復旧事業である。

② 事業の成果と課題

平成 30 年発生災害の繰越分の工事 (道路 3 か所、河川 2 か所) を完了し、補助金を受け入れた。

令和元年 7 月豪雨災害 1 箇所 (道路) の測量設計を行ったが、工事費については全額繰り越した。

③ 歳出決算額

工 事 名	事業費[円]	繰越額[円] (R1→R2)	備 考 [円]
(繰越明許 H30→R1) 町道川登勝草線外 3 件 道路災害復旧工事	工事費 29,182,520	—	災害復旧費負担金 補助率 66.7% 補助対象 28,414,640 補助金 18,592,000 災害復旧事業債 10,200,000
町道猪山鬼後線 道路災害復旧工事	工事費 —	11,000,000	
計	29,182,520	11,000,000	

9. 農林水産施設災害復旧費

(1) 農業施設災害復旧事業（決算書P.120）

① 事業の目的

平成30年7月豪雨災害により被災した農業施設の災害復旧事業であり、令和元年度に繰り越して工事を実施した。

② 歳出決算額

工事名	事業費[円]		備考 [円]
(繰越明許 H30→R1) 与一野水路 外2件災害復旧工事	工事費	9,063,760	災害復旧費補助金 補助率 94.8% 補助対象 9,063,760 補助金 8,592,442 災害復旧事業債 100,000

(2) 林道施設災害復旧事業（決算書P.120）

① 事業の目的・内容

平成30年7月豪雨災害の繰り越事業分及び、令和元年7月豪雨により被災した災害復旧事業である。

なお、県内の大規模な災害復旧工事の影響で、法面施工業者の確保ができなかったため平成30年災害に関しては一部を令和2年度に事故繰越し、令和元年災害に関しては測量設計を行ったが工事費については全額繰り越した。

② 歳出決算額

事業名	事業費[円]		事故繰額[円] (R1→R2)	備考 [円]
(繰越明許 H30→R1) 林道榎ヶ原渡畑線 外2路線災害復旧工事	工事費	12,441,800	—	災害復旧費県補助金 補助率 94.3% 補助対象 12,441,800 補助金 11,791,000 災害復旧事業債 500,000
(繰越明許 H30→R1) 林業専用道上田吹西平線 災害復旧工事	工事費	6,773,000	12,649,200	災害復旧費県補助金 補助率 94.3% 補助対象 6,773,000 補助金 6,386,000 災害復旧事業債 300,000
計		19,214,800	12,649,200	

事業名	事業費[円]		繰越額[円] (H31→R2)	備考 [円]
林道小々崎蟹股線 外1路線災害復旧工事	工事費	—	11,500,000	
林道小々崎蟹股線 測量設計業務委託	委託費	657,800	—	災害復旧事業債 100,000
計		657,800	11,500,000	

10. 保健衛生費

(1) 合併処理浄化槽設置整備事業（決算書P.82）

① 事業の目的・内容

下水道等集合処理整備区域外において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、小型合併処理浄化槽（専用住宅）を設置する住民に対し、設置整備に係る費用を補助する。

② 事業の成果と課題

令和元年度の合併浄化槽の新規設置基数の内訳は、補助対象8基（加計地区6基、戸河内地区2基）と補助対象外2基であり、町内の浄化槽基数（令和元年度末）は下表のとおりとなる。

下水道等集合処理整備区域外の地区においては、この事業が水洗化に向けた支援となり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のみならず、定住促進にも繋がっている。

浄化槽を設置するには、設置費用以外に、宅内配管及び家屋の改修に多額の経費を要することから、後継者不在の高齢者世帯等においては、浄化槽の設置に消極的であるが、環境への負荷軽減を図るため、引き続き、浄化槽の普及促進を図る。

浄化槽設置基数

種類	総基計
合併浄化槽	921
単独浄化槽	114
合計	1,035

③ 歳出決算額 3,590,700円（負担金補助及び交付金）

ア 小型浄化槽設置整備事業補助金 3,578,000円（5人槽：8基）

事業費内訳

国費[円]	県費[円]	地方債[円]	一般財源[円]	事業費計[円]
661,000	788,000	800,000	1,329,000	3,578,000

イ 広島県地域振興対策協議会負担金（浄化槽推進部会）12,700円

(2) 浄化槽維持管理費補助事業（決算書P.84）

① 事業の目的・内容

下水道等集合処理整備区域外において、浄化槽の適切な維持管理並びに浄化槽管理者の負担の軽減を図るため、小型合併浄化槽（専用住宅）を設置する住民に対し、維持管理費に係る費用の一部を補助する。

【浄化槽法定検査補助】 浄化槽法第11条で定められた検査費用

- ・効率化検査 5,000円
- ・ガイドライン検査 7,000円

【浄化槽清掃補助】 1年間の下水道料金と浄化槽維持管理費用（清掃作業の費用にその他経費1万円を加算した額）の差額

② 事業の成果と課題

今後も、下水道等集合処理区域との格差是正を図り、浄化槽管理者の負担を軽減する為にも浄化槽維持管理費補助事業の継続が必要である。

③ 歳出決算額

浄化槽維持管理費補助事業補助金 10,423,000円

事業費内訳

補助内容	項目	基数[基]	補助金[円]
法定検査補助	効率化検査	598	2,990,000
	ガイドライン検査	1	7,000
清掃補助		365	7,426,000
合計			10,423,000

○ 健康づくり課

1. 保健衛生総務費

(1) 保健衛生総務管理事業（決算書 P. 80）

● 地域包括ケアシステム推進事業

① 事業の目的・内容

平成 27 年に介護保険法の改正があり、地域住民との協働による地域での自主的な支え合い活動などが提唱されている。平成 29 年度に策定された第 7 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（安芸太田町地域包括ケア計画）に基づき、関係機関等と多職種連携・強化を図りながら、安芸太田町版の地域包括ケアシステムを推進し、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち あきおおた」の構築をめざす。

一方で医療を取り巻く環境は厳しく、医師がやりがいを感じて地域医療活動を行うためには、行政・地域住民の理解・協力が不可欠である。そのため、設立された住民組織「安芸太田町地域医療を守る会」とともに、安心して健康に生活できる地域をめざす。

② 事業の成果と課題

今後の高齢社会を乗り切る取り組みに向け、啓発していく上で、現役世代から自身の健康と生活を守りながら、生涯を通じて自立した人生を送れるよう、自身の健康、生活基盤と医療・福祉・介護を考えるシンポジウムを開催し、住民への広報及び啓発を図った。

支援している安芸太田町「地域医療を守る会」においては、町との協働で活動を行っており、全国シンポジウムへの参加、病院職員との協働で病院の清掃事業等を実施した。

さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進のためにも、これまで以上に住民への周知の機会を増やすことに加え、医療や看護、介護サービス等の協力・連携を一層求めていく必要がある。また、介護予防を充実させる取り組みを地域包括ケアシステム推進事業の中で如何に展開していくか、さらに検討していくことが求められる。

③ 歳出決算額

安芸太田町地域医療を守る会補助金	100,000 円
------------------	-----------

● 医師確保

① 事業の目的・内容

地域医療の維持に向け、医師確保（県医師配置調整等）の取り組みを行う。

② 事業の成果と課題

住民の安全と安心を確保するために、地域医療体制の整備、安定した医師の確保が必要である。また、修道地区の医療機関閉院もあり、町内の医療提供体制についての対策も課題となる。

○県派遣医師：2名

○医療機関数：病院（公立1）、診療所（公立1・民間3（前年4））

③ 歳出決算額

地域保健医療確保対策負担金（医師派遣2名分）	1,595,000 円
------------------------	-------------

- 救急相談センター広島広域都市圏（#7119）

- ① 事業の目的・内容

潜在的重症患者の早期受診、救急車・救急医療機関の適正利用を促進するため、広島広域都市圏が実施する救急医療の電話相談事業として、「救急相談センター広島広域都市圏」を実施する。急な病気やけがをした際に、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきか、判断に迷った方からの電話（#7119）による相談に対応するもので、看護師が病気やけがの症状を把握し、緊急性や応急手当の方法、適切な医療機関などについてアドバイス等を行う。

- ② 事業の成果と課題

年間総合判定実績【安芸太田町】 [人]

最緊急	緊急	準緊急	非緊急	受診不要	未判定	データなし	合計
7	7	4	1	0	0	36	55

- ③ 歳出決算額

救急相談センター広島広域都市圏 195,979 円

- 安芸太田ウォーキング大会、運動クラブ連絡協議会活動支援

- ① 事業の目的・内容

有酸素運動であるウォーキングの普及と健康のまちづくりをめざし、安芸太田ウォーキング大会を開催している。町内だけでなく町外からの参加者も多く、ウォーキングの普及とともに町の魅力を伝える場にもなっている。

健康運動の普及団体として支援している運動クラブ連絡協議会は、町内自主運動講座を組織として運営され、運動を中心とした健康づくりの自主活動を展開している。また、地域の安心・安全を守るための活動や、サロン等へのヘルスマイスター（運動普及推進員）が赴き、健康運動の普及や介護予防事業となる活動を行っている。

- ② 事業の成果と課題

安芸太田ウォーキング大会を開催するにあたっては、スタッフの高齢化もあり実行委員会のあり方や運営体制等見直しが必要である。また例年、町外参加者が8割を占める。町内参加者が増加するような工夫が必要である。

各回の参加人数 [人]

第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回
687	874	743	757	中止	533

運動クラブ連絡協議会活動として、町内で13の自主運動クラブが月2回活動している。健康体操である神楽よさこいを、町内外のイベントで披露し、「健康のまち」をPRする良い機会となっている。また、ヘルスマイスターの活動として集団健診会場での補助やサロン等での運動支援を行っている。様々な活動を展開しているが、高齢化が進み人数が減少している自主運動クラブもあるため、健康運動の普及については新規参加者の確保が課題である。

③ 歳出決算額

安芸太田ウォーキング大会開催補助金	700,000 円
運動クラブ連絡協議会補助金	320,000 円

• あきおおた地域応援ウォーキング事業

① 事業の目的・内容

運動習慣の少ない町民の生活習慣病予防及び介護予防の一つである。歩数計及び活動量計（リストバンド型）を活用して運動習慣づくりへの効果的な動機づけ（意識啓発）を行い、自ら健康に関する情報を収集し実践できる町民となる最初の一步を支援することを目的とする。楽しみながら健康づくり（主にウォーキング）に取り組むとともに、参加者全体での歩数目標達成により学校等へ図書カードを贈呈する仕組みとすることで地域貢献につなげ、運動継続意欲を高める。

② 事業の成果と課題

全国にも例を見ない「学校へ寄付する仕組み」を実現し、町オリジナルの仕組みで町内各小中学校に 15,000 円ずつの図書カードを贈呈した。学校・町 PTA 連合会・町生涯学習課と連携して保護者等の働き盛り世代に参加を呼びかけ、2年目は 219 人の参加となった（目標 200 名）。

運動無関心層の一層の掘り起こしと、運動クラブ等へ繋げるなどの運動継続支援が今後の課題である。

あきおおた地域応援ウォーキング事業実施状況

目標日数	実績日数	達成率	贈呈図書カード
21,900	20,285	92.6%	90,000 円分（小学校 6 校）

③ 歳出決算額

システム提供業務	732,200 円
----------	-----------

2. 予防費

(1) 疾病予防事業（決算書 P. 82）

① 事業の目的・内容

予防接種法に基づき、感染予防、発病予防、症状の軽減及び病気のまん延防止等を目的として予防接種を実施している。

② 事業の成果と課題

乳幼児については、出生時・転入時に保健師が個別訪問し、接種券の交付、説明を行うことで接種勧奨を行った。就学児及び高齢者、未接種者については、定期接種の機会を逃さないよう、各事業での指導や個別通知による再勧奨を行い、接種率の向上に努めている。また、乳幼児期と比べ、就学前や小学生になってからの接種率が低くなっているため、接種時期に合わせた接種勧奨を継続して実施する必要がある。

新規事業として、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性を対象に風しんの抗体検査及び予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づく風しんの第 5 期の

定期接種の実施を行った。

予防接種関連及び感染症関連の国の情報について素早く情報提供や対応ができるよう県及び医師会と連携し、地域住民の健康・安全を確保する体制を強化する。

③ 歳出決算額（委託料）

予 防 接 種 名	接種人数[人]	委託料[円]
二種混合（ジフテリア・破傷風）	25	120,150
四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）	52	597,120
不活化ポリオ	0	0
麻しん・風しん混合（第1期、第2期）	53	556,990
風しん抗体検査	96	544,565
麻しん・風しん混合（第5期）	34	336,488
日本脳炎	153	1,147,370
ヒブワクチン	61	536,520
小児用肺炎球菌	63	763,940
BCG（結核）	10	82,360
水痘	41	373,690
B型肝炎	38	257,880
子宮頸がん予防ワクチン（積極的勧奨差し控え中）	0	0
高齢者肺炎球菌	106	828,280
予診のみ	1	3,170
インフルエンザ（中学生以下）	334	1,177,400
インフルエンザ（65歳以上）	1,860	7,551,600
インフルエンザ（予診）	20	63,400
おたふくかぜ（任意）	11	75,500
その他（システム改修費）		550,800
合 計	2,958	15,567,223

(2) 母子保健事業（決算書P.82）

① 事業の目的・内容

妊産婦及び乳幼児とその保護者や家族に対し、必要に応じ育児相談・保健指導・集団教育等を行い地域住民の健康保持及び増進に努める。

乳幼児期の健康診査は、乳児期（前期・後期）・1歳6か月・2歳6か月・3歳児を対象に実施し、広島市立安佐市民病院小児科医の派遣を受け、疾病の早期発見・早期治療・早期療育につなげる。健診未受診者に対しては、個別訪問や再度健診受診勧奨を行うことで受診率の向上を図っている。

また、専門家による相談・指導を行うことで発育・発達の確認と育児不安を解消し、乳幼児の健やかな発育を支援する。

出生児・転入児は全戸訪問を実施し、安心して子育てができるように支援するとともに、町内2か所の子育て支援センターを利用し育児相談・妊婦相談等を実施している。

② 事業の成果と課題

令和元年度母子保健事業 実施状況

事業名	対象者	実施回数	対象者数	実施者数
乳幼児健康診査	生後4か月児	6回	15人	15人
	生後9か月児	6回	21人	20人
	生後1歳6か月	6回	24人	23人
	生後2歳6か月	6回	36人	33人
	3歳児（小児科・歯科）	3回	25人	24人
	3歳児（耳鼻咽喉科）	随時	34人	22人
妊婦健康診査	妊産婦	随時	27人	(延) 237人
すこやか相談	乳児～幼児	月2回		(延) 230人
聞こえと言葉の相談	幼児～小学生	年6回		(延) 26人

妊娠期から顔の見える関係の構築を行い、子育ての悩みや不安をひとりで抱え込まないように各種事業を実施し、子どもが健やかに育つための支援や、子育てに関する知識を得る機会の増加を図った。

母子保健事業に限らず、健康寿命を延伸して元気な町づくりを実現するうえで、各ライフステージに応じた栄養指導や食生活指導を担う行政栄養士の配置について早急に取り組む必要がある。

今後も各事業を実施する中で、安心して子育てができる・子育てが楽しいと思える支援を行うとともに、発達・発育に関する相談体制を確立する。

ア 親子相談支援センター【新規事業】

令和元年10月1日より「親子相談支援センター」を開設した。親子相談支援センターは、子どもをもうけようとする夫婦から妊娠期、子育て期までにわたる切れ目のない相談、支援体制を整えるとともに、問題を抱えている妊婦や親子、また配偶者虐待、児童虐待などに対して総合的な対応を行うことにより、健やかな子どもの成長と安心して子どもを産み育てられる環境の構築を目的とする。事例検討会を2回実施し関係機関との連携を通して課題の解決を図った。

イ 不妊治療費助成事業【拡充】

特定不妊治療の費用の助成拡充、不妊検査、一般不妊治療、不育症検査・治療に要する費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図り、子どもを産みやすい環境を整備し、子育て支援を充実することで、出生数の増加を図った。

特定不妊治療1件、不育症検査・治療1件の申請があり、2件とも出生につながっている。

③ 歳出決算額

母子保健各種事業

4,054,237円

(3) 住民検診事業（決算書P.82）

① 事業の目的・内容

健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定により、基本健診をはじめ、各種がん検診等を実施し、生活習慣病やがんの早期発見・早期治療に努めることを目的に事業を実施している。

集団健診（山ゆり健診）に加え、年間対応できる個別健診（人間ドック健診及び働き盛り応援健診、女性特有のがん検診費用助成）を実施し、受診率の向上を図っている。

また、集団健診では若年層から健診受診が習慣化するよう 20 歳から基本健診を受診できる体制を整えている。

② 事業の成果と課題

住民の効率的ながん対策のためには、予防や早期発見に重点的に取り組むことが必要である。これは、医療費適正化の観点からも全体の経費を圧縮することにもつながるため、引き続き、病気の正しい理解と受診の必要性を伝え、受診率の向上と健診を受けるという行動化への普及啓発に努める。

健診結果送付後には健診結果説明会を開催し、健診結果に対する適切な指導による重症化予防と早期受診勧奨を目的にフォローを行った。

令和元年度がん検診等受診者の概要

	基本健診	胃がん	肺がん	大腸がん	前立腺がん	子宮がん	乳がん
対象者数	4,807 人	4,807 人	4,807 人	4,807 人	2,197 人	2,970 人	2,610 人
集団健診	660 人	218 人	598 人	579 人	232 人	187 人	264 人
個別健診	214 人	159 人	203 人	203 人	110 人	32 人	26 人
合 計	874 人	377 人	801 人	782 人	342 人	219 人	290 人
受診率	18.1%	7.8%	16.6%	16.2%	15.5%	7.3%	11.1%

※ 対象者数は地域保健・健康増進報告（令和元年度分）から算出

③ 歳出決算額（委託料） 12,481,038 円

内訳

山ゆり健診	9,338,847 円
人間ドック健診	2,427,492 円
働き盛り応援健診	175,661 円
個別がん検診（子宮がん検診）	27,755 円
歯周疾患検診（集団：20 歳以上）	210,000 円
歯周疾患検診（個別：40 歳、50 歳、60 歳、70 歳）	301,283 円

○ 福祉課 福祉事務所

1. 企画費

(1) まち・ひと・しごと創生事業（決算書 P. 62、再掲）

• 安芸太田町介護人材確保・育成支援事業

① 事業の目的・内容

町内の介護施設等における介護に従事する人材の確保と育成を図り、併せて施設入所者や介護サービス利用者の処遇向上を図ることを目的として、介護福祉施設への新規就労者や施設従事者の資格取得等に係る費用の一部等を助成する。

② 事業の成果と課題

地方創生推進交付金を活用し、町内介護施設への新規就労者に対し、就労準備に要する費用の一部を助成するとともに、介護福祉士等の資格取得に係る費用助成も行い、資格取得助成対象者のほとんどが該当資格の取得に至っている。

介護従事者の確保・育成及び資質の向上は、第7期介護保険事業計画の項目にも掲げており、介護施設等の運営のみならず、介護保険制度を持続可能なものとするためにも必要不可欠であり、次年度も積極的に当該事業を推進していく。また、町内介護施設連絡会と連携しながら、新たに事業所や住民向けの介護人材育成に関する研修や広報活動を展開していく。

③ 歳出決算額 713,000 円

内訳：地域創生推進交付金分 712,978 円

自己資金分（預金利子） 22 円

助成の概要（令和元年度）

区 分	事業所数	件数[件]	金額[円]
新規就労助成	1	2	400,000
資格取得時助成	2	4	313,000
その他の費用			0

2. 社会福祉総務費

(1) 社会福祉総務管理事業（決算書 P. 68）

• 原爆被爆者援護事務

① 事業の目的・内容

被爆者援護法に基づき、保健・医療及び福祉に関わる総合的な援護を行うことを目的とし、広島県へ各種申請書の進達を行う。

② 事業の成果と課題

被爆者の高齢化に伴う死亡等により、手帳所持者数および各種手当（健康管理手当、医療特別手当、特別手当、保険手当）受給者数は、年々減少している。

また、平成25年度から始まった「黒い雨体験者相談・支援事業」における巡回相談会を令和元年10月10日に川・森・文化交流センターで実施し、医師への相談等により対象者の健康不安の軽減等を図った（参加者：7名）。

被爆者健康手帳等の状況（令和元年度）

項 目	新規申請件数	新規認定件数	喪失件数	総 数
被爆者健康手帳	25	5	16	272
健康診断受診者証	25	0	0	0
医療特別手当	1	1	0	7
特別手当	0	0	0	3
健康管理手当	25	4	15	243
保健手当	0	0	1	9

● 団体運営事業補助金

① 事業の目的・内容

社会的に弱い立場にある人やその家族が、交流や親睦等の活動を通じて社会参加を促すために組織された団体に対して運営の補助を行い、社会福祉事業の推進を図る。

② 事業の成果と課題

社会生活の中で孤立しがちな会員にとって、同じ境遇にある会員の存在は大きく、相互理解のもと、交流や親睦会などを通じた社会参加が促されている。

しかし、各種団体の会員は、高齢化の進行、多様化する価値観による会員の固定化などに伴い、年々減少傾向にあり、会の運営も困難な状況になってきている。

③ 金額（次表のとおり）

各団体運営事業補助金の状況（令和元年度）

団 体 名	金額 [円]	会員数 [人] (R2. 3. 31 : 前年比)
安芸太田町原爆被害者の会	161,000	204 (△1)
安芸太田町遺族会	89,000	203 (24)
安芸太田町母子寡婦福祉会 ※ 令和2年度から休止	67,000	34 (△3)
安芸太田町身体障害者福祉協会	215,000	94 (△2)

(2) 地域福祉計画策定業務（決算書 P. 68）

① 事業の目的・内容

「第2期安芸太田町地域福祉計画」における策定委員会を令和2年3月19日（木）に開催し、10名の策定委員の出席により計画の進行管理を行った。

② 事業の成果と課題

介護保険などの公的サービスでは対応が難しい問題や、公的制度の狭間といわれる部分の生活課題が増えてきており、地域においてお互いを支え合う仕組みづくり・地域福祉の重要性はますます高まっている。

第2期計画については、「自助」「共助」「公助」、そして「互助」の関係性を確認しながら、地域における助け合いや支え合いに係る基本目標を掲げ、各施策の方向性を打ち出し、計画の期間を平成30（2018）年度から令和3（2021）年度の4年間として推進しているが、

社会情勢の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行うものとしている。

今後は、地域福祉活動の推進をめざす町社会福祉協議会ともさらに連携し、本計画の実行に向けて取組を進めていく。

③ 歳出決算額 28,500 円

(3) 社会福祉協議会運営事業（決算書 P. 70）

① 事業の目的・内容

安芸太田町社会福祉協議会は、「地域福祉の増進を図ることを目的とする団体」であり、公共性・公益性の高い民間非営利団体として、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉事業従事者の人材育成など多岐にわたる事業を実施している。これらの取組を支援するために人件費に対する補助金を交付する。

② 事業の成果と課題

安芸太田町社会福祉協議会は、第4次地域福祉活動計画（5年計画：平成29年度～平成33年度）を策定した。本計画は、多種多様な視点から町が抱える課題を解決することを主眼におき、以下三点を目的とした内容になっている。

ア 住民が主役の地域福祉活動を推進

イ 暮らし続けられる福祉のまちづくり・地域福祉を推進

ウ 町と両輪となり地域福祉を推進

地域や高齢者、障がい者、生活困窮者等の様々な問題を解決するため、福祉の担い手の一員として各種事業に取り組んでいる。しかし、法人運営等に関しては評価の基準を設けていないことから、各種事業における成果指標が設定できないという課題がある。

③ 金額 29,270,000 円

運営及び事業補助金等の推移

（単位：千円）

事業名	28年度	29年度	30年度	元年度
①法人運営	28,405	32,000	34,800	29,270
②権利擁護サポート事業	578			
③さんさんネット	1,200			
④ボランティアセンター運営事業	639			
⑤ふれあいサロン運営事業	1,285			
⑥心配ごと相談所運営事業	202			
計	32,309	32,000	34,800	29,270

(4) 老人福祉管理事業（決算書 P. 70）

- 高齢者生活支援移動活発化補助金事業

① 事業の目的・内容

高齢者の外出支援及び社会参画の促進、また福祉の増進を図るため『あなたく』の運行区域外において、一定の要件を満たす高齢者が外出する際に利用するタクシー運賃の一部（1枚500円：上限48枚）を助成する。

② 事業の成果と課題

登録者数も年々増加しており、高齢者の外出支援・社会参加の促進につながっていると考えるも、将来にむけた公共交通施策の在り方・取組が必要であることから、制度の改廃等も含めて公共交通担当課と連携しながら検討を行う必要がある。

高齢者生活支援移動活発化補助金の状況（令和元年度）

登録者数 [人]	事業者名	利用状況 [回]		補助金額 [円] (回数×@500)
		延利用回数	平均利用回数	
253	加計交通	3,254	12.86	1,627,000
	三段峡交通	660	2.60	330,000
	安野タクシー	152	0.60	76,000
	合計	4,066	16.06	2,033,000

※「平均利用回数」・・・延利用回数÷登録者数

(5) 在宅福祉事業（決算書P.72）

● 移送支援事業

① 事業の目的・内容

身体機能の低下により、公共交通機関等の利用が困難な高齢者及び重度の身体障がい者等に対し、車いす専用車両による移送支援サービスや医療機関への受診や買物への同行等サービス（サポート（介助）サービス事業）を行うことにより、当該利用者の社会参加の促進と、より豊かな在宅生活と福祉の向上を図る。

② 事業の成果と課題

車いすレベルの重度の障がい者や認知機能の低下により、公共の交通機関を利用できない人が年々増加し、福祉有償運送の必要性は益々高くなっている。

しかし、利用者のほとんどは、社会参加・福祉向上という本来の事業趣旨よりも通院手段の一つとして利用されている状況にあることから、事業本来の趣旨の啓発及び、より社会参加しやすい環境づくりを構築していく必要がある。

移送支援事業の利用状況（令和元年度）

項目	実績	備考
利用者実人数[人]	86	
延利用日数[日]	477	
輸送回数[回]	953	
輸送距離[km]	7,720	
走行距離[km]	8,728	・10 km以上 5,315 km ・10km未満 3,413 km

③ 金額 3,770,700 円

● あんしん電話設置事業

① 事業の目的・内容

緊急通報電話を整備することにより、一人暮らし高齢者及び重度身体障がい者の不安を解消するとともに、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、高齢者及び障がい者の

福祉の推進に資することを目的とする。

② 事業の成果と課題

令和元年度に公募型プロポーザルを実施し、令和2年4月より新事業所へ委託を切り替える。これによりこれまでは機器の撤去の際には担当職員が出向くか、利用者の家族が役場へ返却していたが、設置から撤去まで一貫して業者が行うことになり、事務負担の軽減が見込まれる。さらに、インターネット回線を利用した見守りサービス (IoT) も加わり、利用者の不安の軽減に繋げることができた。今後も、利用者だけではなく、親族や周りの協力者、そして民生委員やケアマネ等、本人に関わる人へ制度の周知を図ることを継続していく。

また、令和2年10月からは利用者の一部負担金の徴収をめざしており、すでに利用者と親族、民生委員等への説明を済ませている。徴収は委託業者が行い、毎月の維持費と差し引いて町へ請求することで調整を進めている。

③ 歳出決算額 2,552,446 円 (運営委託料)

あんしん電話の状況 (令和元年度)

(単位：台)

平成30年度末登録台数	新規登録	撤去	令和元年度末登録台数
114	15	34	95

● シニアクラブ連合会運営費補助

① 事業の目的・内容

シニアクラブ連合会は、地域を基盤とした高齢者の自主的な団体であり、少子高齢化が進む本町にとって明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に大きな役割を担っている。本事業はシニアクラブ連合会が取り組んでいる諸活動の増進を目的としている。

② 事業の成果と課題

シニアクラブ連合会には、文化部・厚生部・体育部・交通安全部・女性部の5つの部があり、各種研修会をはじめ健康づくりのためのスポーツ活動や交通安全街頭指導等を行っている。

町村合併当時は49クラブ、会員数2,259人であったが、令和元年度末においては28クラブ、会員数824人となり、クラブ数・会員数とも年々減少している。会員の加入促進を図るためにも、高齢者の豊かな経験を活かした活動を実施することを通じて、生きがいの持てる魅力ある組織づくりが重要となっている。

③ 歳出決算額 2,430,000 円 (補助金)

(6) 高齢者福祉推進事業 (決算書P.72)

● シルバー人材センター

① 事業の目的・内容

定年退職者等に高齢者の知識・経験・能力を活かした臨時的・短期的な就業機会を提供することを通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉向上・

活性化を図る事業運営に対し、国庫補助と同額の補助金を交付する。

② 事業の成果と課題

高齢化社会を迎え、現役を退いた方々の生きがい対策や社会貢献の場としての使命を果たしているが、より成果を上げるため、会員の増強（特に女性会員並びに未加入地域への声掛けなど）や就業機会の開拓及び拡大に向けて努力しているものの、会員数及び受注金額も伸び悩んでいるのが現状である。また、新たな試みとして「空き家管理事業」を始め、固定資産税の通知に合わせ、空き家バンクのチラシに事業の紹介を行った。

今後も会員及び就業機会の確保に努めるものとされているが、継続雇用や定年制の延長等により、ますます困難な状況が予想される。

厳しいセンター運営の状況が続く中、町の運営費補助はシルバー人材センターに対する重要な支援策となっている。また、当該シルバー人材センターに対する国庫補助金額は、本町からの補助金額と同額となることもあり、シルバー人材センターにおける事業の充実と見直しを図っていく必要がある。

③ 金額 5,710,000 円

シルバー人材センターの状況

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
会員数[人]	123	131	124	125	130
就業率[%]	82.9	81.6	83.8	85.6	85.3
就業実人員[人]	102	107	104	107	111
受託件数[件]	883	934	932	882	1,050
就業延人員[人]	5,821	5,983	5,528	4,529	4,323

(7) 老人ホーム措置事業（決算書P.72）

① 事業の目的・内容

養護老人ホームは、原則 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由と経済的な理由で居宅での生活が困難な人に対し、心身の健康保持及び生活の安定を目的とし、必要な措置を講じていく施設である。また、虐待等の理由から、緊急避難を目的として短期間を目処に措置する場合もある。

② 事業の成果と課題

令和元年度において、新規入所者は2人で退所者は無かった。今後も、高齢化率の上昇や単身高齢者世帯の増加に併せ、措置者も微増していくと予想される。

また、国庫及び県費補助金等の措置がないため、措置者の増加に伴い、一般財源も増加するものと考えられる。

老人ホーム措置の状況（令和元年度）

区分	人数	金額[円]	備考
入所措置者	8	15,091,326	県内外 7施設
入所者負担金	8	2,964,172	負担金なし 1人

(8) 地域密着型サービス運営委員会事業（決算書P.72）

① 事業の目的・内容

運営委員会を開催し、地域密着型サービス事業所の指定や基準・介護報酬の設定に関すること、また、サービスの質の確保や運営評価等について協議する。

② 事業の成果と課題

本年度は運営委員会を1回開催し、新規事業所指定として地域密着型通所介護事業所の指定を行った。次年度は第8期介護保険事業計画策定年度となり、地域密着型サービスの必要性・方向性について継続して検討した事を次期計画に反映させていく。

③ 歳出決算額 13,720 円

地域密着型サービス事業所指定の状況（令和元年度）

種類	事業所の名称	指定開始日	指定期限日
小規模多機能型 居宅介護	安芸太田町社協小規模多機能型 居宅介護事業所ふれあい	平成 28. 4. 1	令和 4. 3. 31
小規模多機能型 居宅介護	安芸太田町社協小規模多機能型 居宅介護事業所ひまわり	平成 31. 3. 1	令和 7. 2. 28
認知症対応型共同生 活介護	グループホームなごみの里	平成 31. 1. 1	令和 6. 12. 31
介護予防認知症対応 型共同生活介護	グループホームなごみの里	平成 28. 4. 1	令和 4. 3. 31
（新規指定） 地域密着型通所介護	安芸太田町社協通所介護事業所 「ふれあい」	令和 2. 4. 1	令和 8. 3. 31

(9) 特別障害者手当等給付事業（決算書P.72）

① 事業の目的・内容

在宅における日常生活の負担の軽減を図るため、次のとおり手当を支給する。

ア 特別障害者手当

精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者

イ 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者

ウ （経過的）福祉手当

20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない者

② 事業の成果と課題

平成30年全国消費者物価指数の実績値（対前年比が0.5%）に準じ、平成31年4月に各種手当額の改定が行われた。

入所又は長期入院に至った場合（特別障害者手当のみ）は手当の支給停止となるため、手当支給該当者の現状把握等に注意が必要である。

特別障害者手当等給付の状況（令和元年度）

区 分	受給者数	支出内訳	支出額[円]
特別障害者手当	6	@26,940円×延10人 +@27,200円×延42人	1,411,800
障害児福祉手当	2	@14,650円×延4人 +@14,790円×延20人	354,400
(経過的)福祉手当	1	@14,650円×延2人 +@14,790円×延10人	177,200
合 計	9		1,943,400

(10) 障害者自立支援対策事業（決算書P.72）

① 事業の目的・内容

身体、知的、精神（発達も含む）に障がいのある人及び難病を持つ人々に対し、手帳の交付や用具の給付、障がい福祉サービス等を提供することなど、地域社会における共生の実現に向けて日常生活の便宜を図るとともに、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常及び社会生活を営むことができるよう、総合的に支援を行う。

② 事業の成果と課題

平成30年度から令和2年度までを計画期間とした「第5期安芸太田町障害者計画・障害福祉計画」、「第1期障害児福祉計画」に基づき、本町の現状・課題を踏まえて障がい者（児）の施策を進めた。

この計画では、「地域で安心して暮らせる生活の基盤づくり」を目標に掲げ、前期計画からの課題も含め、総合的に適切な支援を行うための専門的な窓口設置など相談支援体制の確保等を重点課題としており、令和元年度は1件の委託を行い、相談支援業務の開設ができた。しかしながら、未だに基幹型の相談支援事業所の設置が行えていない。障がい者に併せて障がい児の計画相談も行える事業所の開設を事業者と連携して行っていく必要がある。

また、加計地区に新たにB型事業所が開設予定であるため、既に町内にある事業所も含め、共に利用推進と利用者の希望に沿った就労支援におけるサービス提供を行っていく。

ア 障害者手帳

身体障害者手帳事務は、平成20年に広島県から権限委譲され、現在は町で申請受付、認定及び交付の事務処理を行っている。ただし申請にかかる診断書を発行できる指定医師（身体障害者福祉法15条）は、広島県が指定を行う。

また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の認定は広島県が行っており、町は申請の受付及び手帳交付事務が主な業務である。

身体障害者手帳の所持者は年々減少しており、死亡等による手帳返還者数が新規取得者数を上回っている。令和元年度時点で、身体障害者手帳を所持している高齢者率は90%にのぼることから、手帳の所持者数は今後も減少していくと予想される。

療育手帳の所持者数及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、新規取得はあるものの、ほぼ横ばいとなっている。

手帳所持者数（令和元年度）

（単位：件）

区 分	新規認定	更新認定	変更認定	資格喪失	総数[人]
身体障害者手帳	17	10	4	42	462
療育手帳	2	8	1	1	67
精神障害者保健福祉手帳	8	29	0	6	67

イ 障害者自立支援認定審査会

審査会 開催回数 6回 審査件数 13件

認定状況（令和元年度）

（単位：件）

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合 計
新規申請	0	1	1	0	0	0	2
更新申請	1	3	1	2	1	1	9
区分変更申請	0	1	0	0	0	1	2
合 計	1	5	2	2	1	2	13

ウ 障がい者相談事業

相談支援専門員による「お陽さま相談」を年5回実施し、相談支援体制の充実を図った。一般相談については健康づくり課、福祉課を窓口として対応している。

お陽さま相談（令和元年度）

（単位：件）

件 数	(内 訳)			研修・学習会
	個別相談	認定こども園・保育所訪問		
	保護者・本人	保護者面談	スタッフ支援	
14	10	0	4	0

一般相談（令和元年度）

（単位：件）

項 目	件 数	項 目	件 数
訪問相談	64	電子メール	0
来所相談	32	個別支援会議	4
同行訪問	4	関係機関協議	9
電話相談	10		

エ 計画相談支援

障がい福祉サービス等利用計画作成状況（令和2年3月末現在）

障害者総合支援法分			児童福祉法分		
障がい福祉サービス受給者数	計画案作成済人数	達成率 [%]	障がい児通所支援受給者数	計画案作成済人数	達成率 [%]
72	72 (5)	100.0	3	3 (1)	100.0

※（ ）内は、セルフプラン対応人数

オ 障がい者サービス給付事業

項 目		件数 [件]	金額 [円]
介護給付	居宅介護	117	4,468,205
	療養介護	60	15,639,360
	療養介護 医療費	61	4,269,087
	生活介護	331	70,291,091
	短期入所	44	3,819,142
	施設入所支援	243	29,013,676
	基準該当生活介護	86	4,381,884
訓練等給付	共同生活援助	106	8,393,744
	就労継続支援A型	109	10,838,550
	就労継続支援B型	223	23,948,004
	基準該当自立訓練（機能訓練）	10	523,314
	基準該当自立訓練（生活訓練）	0	0
特定障害者特別給付費		318	3,933,282
高額障害福祉サービス費		99	574,305
サービス計画作成費		171	2,342,620
補装具費		14	1,658,386
更生医療		51	4,516,498
育成医療		0	0
障害児通所給付費		16	596,237
地域生活支援事業	移動支援	19	122,030
	日常生活用具給付等	171	1,792,887
合 計		2,249	191,122,302

※件数は年間の延件数

3. 児童福祉費

(1) 児童扶養手当給付事業（決算書P.78）

① 事業の目的・内容

母子及び父子家庭の経済的安定と自立の促進を通して、児童の福祉の増進を図ることを目的として事業を実施する。

ただし、手当の支給にあたっては、所得による支給制限があり、手当を請求する人（父母又は養育者）もしくは、扶養義務者の所得が政令で定めた額以上であるときは、手当の全部又は一部を支給しない。

② 事業の成果と課題

低所得者のひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ってきている。

増加傾向にあるひとり親家庭が、安心して子育てと仕事との両立ができるよう、事業を実施していく必要がある（現在も、母子父子自立支援員により転職等就業相談にも応じており、対象全世帯が就業中である）。

令和元年度受給世帯（令和2年3月末現在）（単位：世帯）

対象世帯	支給世帯	全部停止世帯
36	33	3

令和元年度給付額

区分	延月人数[人]	支出額[円]
全部支給	229（うち、父子26）	9,800,970
一部支給	219（うち、父子47）	6,349,790
加算		
第2子加算	162（うち、父子15）	1,469,000
第3子以降加算	102（うち、父子0）	618,660
計	—	18,238,420
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（令和元年度のみ）*	対象者3人（@17,500円）	52,500
合計	—	18,290,920

* 令和元年10月から消費税率が引き上げに伴い、子どもの貧困に対応するため、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行った。

(2) 母子自立支援員設置事業（決算書P.78）

① 事業の目的・内容

母子家庭並びに父子家庭や寡婦の福祉に関して、実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行うことを目的として専門員を設置し事業を実施する。また、子どもや家族のさまざまな問題の相談に応じる家庭相談員の業務も兼ねている。

② 事業の成果と課題

母子・父子自立支援員は、家庭相談員業務も兼ねており、他法・他施策への円滑な移行、関係機関との連携、かつ、重層化している家庭諸問題への助言及び課題改善のため、世帯の声に寄り添いながら対応している。

世帯への関わりは長期に渡ることが多く、一つ一つ丁寧にひとり親家庭や家庭問題を抱える世帯への指導助言を継続していく。

母子自立支援員設置事業の状況（令和元年度）

（単位：延人員）

区分	前年度からの繰越及び新規	解決件数	翌年度への繰越	相談回数
母子家庭・寡婦				
生活一般	73	50	23	214
児童	20	12	8	74
経済的支援	67	60	7	193
生活支援施設	7	0	7	7
計	167	122	45	488

区 分	前年度からの 繰越及び新規	解決件数	翌年度への 繰越	相談回数
父子家庭				
生活一般	26	17	9	166
児 童	9	8	1	41
経済的支援	15	13	2	173
計	50	38	12	380

4. 生活保護費

(1) 生活保護費給付事業（決算書P.80）

① 事業の目的・内容

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助けることを目的として事業を実施する。

② 事業の成果と課題

生活保護業務においては、年度当初に「生活保護実施計画書」を策定し、世帯訪問等、実施上の基本方針を中心に保護の適正化を図った。

被保護世帯類型の現状は、令和2年3月末において、高齢世帯が14世帯、傷病・障がい世帯は6世帯であり、精神疾患等による長期入院や、慢性疾患による長期的通院を要する被保護者が大半である。

事業の執行にあたっては、経済的な給付に加え、被保護者の抱える多様な課題や対応が困難な事例に対応できるよう、査察指導員（現業員への指導助言者）並びに現業員（ケースワーカー）の資質向上をはじめ、他法・他施策の利活用等福祉事務所としての組織的な対応が必要である。しかし、専門性の高い業務であるため、有資格者（社会福祉主事）の計画的な育成が引き続きの課題である。

保護の適正化においては、法第63条費用返還や第78条費用徴収を適用する場合がある。令和元年度に発生した返還金等は、1件（4,458円）であった。

また、被保護者全世帯に対しては、法第61条（届出の義務）に基づき、収入申告及び資産申告の徹底と実態調査の強化を図った。

被保護世帯数の7割以上が単身高齢者の世帯であるため、今後において居宅での生活が営めなくなった場合の居住地（施設等）の確保が緊急の課題である。

ア 生活保護世帯数

相談件数及び開始・廃止

内 容		件 数	備 考
相 談 (うち申請)		5 (5)	
結 果 申 請 の	保 護 開 始	3	3世帯（4人）
	申 請 却 下	1	理由：資産活用が可能
	申 請 辞 退	1	理由：他法他施策の利活用
保 護 廃 止		4	4世帯（5人）

平成30年度においては6世帯（8人）の保護廃止であったが、令和元年度は4世帯（5人）が保護廃止となった。廃止の理由としては、次のとおりである。

生活保護の廃止理由

理 由	廃止世帯（人数）
世帯収入の増加（就労収入等）	2（3）
死亡	0（0）
保護の辞退	0（0）
その他の理由	2（2）

一方、保護開始は3世帯（4人）あった。

令和元年度までの生活保護の実施動向は、下表のとおりである。

生活保護の実施動向

年 月	世帯数	人 数	保護率 [%]
平成28年3月	23	25	3.69
平成29年3月	26	28	4.24
平成30年3月	23	23	3.61
平成31年3月	21	21	3.37
令和2年3月	20	20	3.28

(% (パーミル) = 1,000人当たりの被保護者数)

イ 給付費

令和元年度の全扶助費額は、前年比（平成30年度）で、生活扶助費で3.0%、住宅扶助費で7.8%、医療扶助費で18.0%、介護扶助費で24.4%、葬祭扶助費で100.0%（実績なし）の減額となったが、前年度実績のなかった生業扶助費の給付があった。

今後は被保護者の高齢化に伴い、医療扶助及び介護扶助の大幅な増加が見込まれる。

給付費の内訳（令和元年度）

区 分	延件数	金額 [円]
生活扶助	260	7,478,464
住宅扶助	130	2,177,136
教育扶助	0	0
介護扶助	99	618,713
医療扶助	549	27,248,766
出産扶助	0	0
生業扶助	2	10,500
葬祭扶助	0	0
保護施設事務費及び委託事務費	0	0
合 計	1,040	37,533,579

ウ 費用返還

区 分	件 数	金額[円]
介護扶助費償還分	0	0
法第 63 条費用返還（過年度分含む）	10	22,458
法第 78 条費用徴収	0	0
法第 78 条費用徴収（過年度）	0	0
その他	0	0
合 計	10	22,458

※ 法第 63 条…資力があることを認識しながら扶助費を支給する場合の事後調整

※ 法第 78 条…被保護者の作為又は不作為による不当な扶助費が支給された場合

5. 生活困窮者自立支援総務費

(1) 生活困窮者自立支援総務管理事業

① 事業の目的・内容

生活に困りごとや不安を抱えている世帯に対し、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援（生活困窮者自立支援事業）及び家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します（家計相談支援事業）。

② 事業の成果と課題

生活困窮者自立支援事業及び家計相談支援事業を社会福祉協議会へ委託したことで生活資金等窓口として、相談件数が飛躍的に伸びた。

③ 金額 6,380,000 円（国庫支出金 4,661,250 円）

相談支援件数推移（平成 30 年度～）

項目	平成 30 年度 （直営）	令和元年度 （委託）
相談件数	6	38
プラン作成件数	1	9
継続支援件数	1	16
終結件数	5	3

○ 議会事務局

1. 議会費

(1) 議会運営事業（決算書P.52）

① 事業の目的・内容

議会活動の推進

② 事業の成果と課題

開かれた議会の取り組みとして、10月25日「第2回 議会と町民との懇話会」を加計高等学校で開催した。「今 加計校生に期待すること」をテーマに1年生の生徒と議員が6グループに分かれ、意見交換を行った。生徒からの町内の暮らし、定住・空き家対策、医療・福祉、産業・農業などへの質問や、少子化の進行で生徒の確保は難しいが、内外へのアピール等により地域全体で支援体制を図り、加計高校が地域の宝として存続できるように話し合いを行った。

議員視察研修を県外3回実施し、議会の活性化に資した。

本会議の開催は、定例会4回、臨時会3回の招集がなされ、会期日数44日間で審議、113議案が議決された。

上程された案件数

案 件	件数[件]	案 件	件数[件]
条例（制定、一部改正）	30	専決処分の承認	4
予算（当初予算、補正予算）	33	報告（繰越明許費等）	5
決算認定（平成29年度会計決算）	2	その他	19
人事の同意	5	（契約、指定管理者指定等）	

決議	2	請願・陳情	12
意見書の提出	5		

会期中及び会期外における各委員会の開催状況は次のとおりである。

委員会名	回数	委員会名	回数等
議会運営委員会	13回	地方創生調査特別委員会	4回
総務常任委員会	13回	災害対策特別委員会	1回
産業建設常任委員会	7回	決算審査特別委員会	4日間
議会広報広聴調査特別委員会	25回	予算審査特別委員会	4日間
議会改革調査特別委員会	6回		

③ 歳出決算額

議会運営事業	54,983,180円
（内訳） 報酬、手当、共済費	49,955,280円
その他	5,027,900円

○ 監査委員

1. 監査委員費

(1) 監査委員事務局運営事業（決算書 P. 68）

① 事業の目的・内容

監査業務の実施（代表監査委員 1 名・議会選出監査委員 1 名）。

公正で合理的かつ能率的な町行政の運営を確保するため、違法、不当の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて実施し、町行財政の適法性、効率性、有用性の確保に資した。

② 事業の成果と課題

役場及び病院事業の「例月出納検査」を実施し、現金、預金と諸帳簿の確認を行うとともに、執行された事務事業について聞き取りを行い、不備が認められた事項については適正な処理とするよう是正を求めた。

以下、下記一覧の監査業務を計画実施した。

決算審査においては、両支所、保健・医療・福祉統括センター、商工観光課、教育委員会等の現地訪問を行い、現場における実情把握も同時に行った。

また、平成 29 年 6 月 9 日 地方自治法等の一部改正法が公布され、令和 2 年 4 月 1 日から監査基準が変更されることから、監査委員協議のうえ新しい監査基準を策定した。

一般会計及び各特別会計の例月出納検査	12 回
病院事業会計の例月出納検査	12 回
決算審査	10 日
基金運用状況審査	1 日
財政健全化法による監査	1 日
補助団体等の監査	1 日
決算審査特別委員会（議会）	1 日

③ 歳出決算額

監査委員運営事業 764,324 円（報酬、旅費、その他）

○ 教育委員会 学校教育課

1. 学校の概要及び教育施策

小学校は、児童数 203 名で前年度と比べて 1 名増で、学級数は増減なし（特別支援学級も増減なし）であった。

中学校は、生徒数 100 名で前年度と比べて 13 名減で、学級数は増減なし（特別支援学級も増減なし）であった。

広島県教育委員会の掲げる「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランによる「幼保小連携教育の推進」を安芸太田町でも 2 年間の委託事業を活用して今年度から取り組みを始めた。園・所等の教員・保育士等と小学校教員が協働して「安芸太田町のめざす子ども像」に向けて次年度から活用する接続カリキュラムを作成した。

本町が日本技術士会中国本部と提携して主催する「安芸太田町科学アカデミー（次世代科学者育成プログラム）」は 7 年目となり、昨年と同様に科学工作と呉工業高等専門学校の先生や生徒の協力による「プログラミング教室」を児童生徒向けと小学校教員向けに行った。プログラミング教室では、小学生と中学生が協力し合いながらプログラミングを楽しむ姿が見られた。

小学校 6 年と中学校 3 年を対象とした「全国学力・学習状況調査」では、小中ともに算数や数学に課題があった。中学校の英語科については、県内トップレベルであり、7 年連続で英語暗唱大会県大会への出場となっている。各校では個に応じた指導となるよう改善計画を策定し、指導主事が学校へ出向いて実施方法も検討しながら学力向上に取り組んでいる。

外国語活動については、JET プログラムにより招聘した外国語指導助手（ALT）2 名と、外国語教育推進員を加えた 3 名配置を活かし町内の就学前施設や小学校、中学校へ定期的に訪問した。また、小学校と中学校職員の英語科交流の充実を図り、町全体の英語教育の充実に努めた。

学校教育環境整備では、平成 30 年度秋に導入した児童生徒用タブレットの活用に向け、教職員で操作方法や応用的な活用について研修を深めた。今後は国が進める GIGA スクール構想の実現にあわせて「校内 LAN 及び 1 人 1 台端末」整備について計画的に取り組んでいく。

令和 2 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症による集団感染が国内で発生し、国の要請によりその感染拡大防止のため長期に渡り休校することとなった（3 月 2 日から春休みまで）。各学校においては、家庭で行う自学習のためのプリント教材の配布を行い、家庭訪問や電話で児童生徒の様子を把握した。修了式や離退任式といった行事は行わず、卒業式は参列者を限定して行った。

(1) 学校別児童・生徒数及び教職員数（令和元年5月1日現在）

小学校

(単位：人)

	加計	筒賀	上殿	戸河内	合計
学級数	7(1)	5(1)	4(1)	4	20(3)
1年生	19	10(1)	2	5	36
2年生	15	7	4	6	32
3年生	18(1)	8	3	7	36
4年生	15	6	9(1)	5	35
5年生	20	5	4	3	32
6年生	18(1)	4	3(1)	7	32
計	105	40	25	33	203
学校長	1	1	1	1	4
教頭	1	1	1	1	4
教諭	10	5	3	4	22
養護教諭	1	1	1	1	4
事務職員	1	1	1	1	4
栄養教諭	0	1	0	0	1
計	14	10	7	8	39

※学級数の（ ）は、うち特別支援学級数。

※教職員数 教諭は、本務者の数。

中学校

(単位：人)

区分	加計	安芸太田	合計
学級数	5(2)	4(1)	9(3)
1年生	17(1)	15	32
2年生	22(1)	9(1)	31
3年生	24(1)	13(1)	37
計	63	37	100
学校長	1	1	2
教頭	1	1	2
教諭	11	10	21
養護教諭	1	1	2
事務職員	1	1	2
計	15	14	29

※学級数の（ ）は、特別支援学級数。

2. 教育委員会費

(1) 教育委員会運営事業（決算書P.108）

① 安芸太田町教育委員等

教育長：二見吉康

教育委員：清胤祐子・河野義文・池野博文・河本千絵

② 教育委員会議の開催状況

14回

日 時	主な協議事項	出席委員
4月25日	各報告協議	5
5月23日	安芸太田町社会教育委員の委嘱について 安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について 安芸太田町立図書館協議会委員の任命について 安芸太田町学校運営審議会委員の委嘱について 安芸太田町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について 安芸太田町遠距離児童・生徒及び園児通学（園）費補助金交付規程の一部改正について	5
5月29日	安芸太田町立図書館協議会委員の任命について	5
6月21日	各報告協議	5
7月16日	安芸太田町招致外国語青年任用規則の改正について 安芸太田町国際交流員設置規則の廃止について	3
8月8日	令和2年度使用小学校教科用図書の採択について 令和2年度使用中学校教科用図書の採択について	5
8月26日	安芸太田町立学校設置条例の一部改正等条例案を定例議会へ上程することについて 著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について	5
9月17日	安芸太田町学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について	5
10月15日	各報告協議	5
11月7日	各報告協議	4
12月18日	各報告協議	5
1月16日	安芸太田町立図書館運営協議会委員の任命について	4
2月19日	各報告協議	4
3月16日	安芸太田町立図書館管理規則の一部改正について 安芸太田町立学校の教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るための方針について 安芸太田町学校運営協議会委員の委嘱について 県費負担教職員の任免その他の進退の内申について	4

③ 学校訪問・研究公開訪問

令和元年6月21日 筒賀小学校・安芸太田中学校

令和元年7月5日 戸河内幼稚園・戸河内小学校・上殿小学校

令和元年7月9日 加計小学校・加計中学校

3. 事務局費

(1) 教育委員会事務局運営事業（決算書 P. 108）

● ALT（外国語指導助手）活用事業

① 事業の目的・内容

ALTはJETプログラムによる2名と、外国語教育推進員の3名体制で全小中学校へ毎週（小学校週2回、中学校週2回）訪問し、児童・生徒の英語による実践的コミュニケーション能力の育成と国際理解を深めた。

また、幼稚園や町内各こども園や保育所へ訪問し、就学前教育の充実を図った。

② 事業の成果と課題

新しいALTが新生活や学校生活へ早期に順応できるよう、日本語と外国語ともにネイティブ同等のスキルを持つ外国語教育推進員と共に努めた。外国語教育推進員により、授業者である教諭とALTとが互いの役割を理解し、チームとなって授業作りに努めることができた。

外国語教育推進員は、幼稚園へは毎週1回、町内保育所及びこども園へは月3回をめざし、訪問した。園所ではゲームや歌あそびをして過ごすことで、英語や多文化に慣れ親しむ機会を確保した。

小学校においては外国語教育推進担当教諭とALTのミーティングを行い、学校との連携方法や充実に向けて話し合った。ALTは新学習指導要領による英語の教科化へ向けた教職員の研修にも参加している。また、授業の中で引き続きALTの自国の文化を紹介する時間や、本の読み聞かせの時間をとり、児童がネイティブな英語に触れる機会を確保している。

中学校においては英語科の授業のほか、休憩時間や他の活動時にも声をかけ、生徒の意欲や力を伸ばすことができた。また、工夫した教材づくりに熱心に取り組み、生徒の興味を引くことができています。英語暗唱大会においては、出場する生徒のサポートを熱心に行った結果、令和元年度も芸北地区の英語暗唱大会で入賞し、1年生と2年生の生徒が県大会に出場した。また、県大会でも1年生の生徒が3位に入賞することができた。

来年度から小学校における英語の教科化と新学習指導要領が始まることに向け、更なる英語教育の充実へ向け有効なALTの活用について検討していく。

また、就学前教育について更なる充実を図る。

③ 歳出決算額（ALT報酬・費用弁償・負担金） 7,525,351円

● 学校ICT整備事業（決算書 P. 108）

① 事業の目的・内容

今年度は、OSのサポート期限が到来する校務用パソコンが更新推奨時期を経過していることもあり、行政系のパソコンと併せて端末の入れ替えを行い安定的な業務運営のための整備を行った。あわせて、セキュリティ確保のため「校務系」と「学習系」のネットワーク分離を行った。

② 事業の成果と課題

校務系PC（92台）を新しいOS端末（Windows10）に更新したことにより、最新のシステム及びアプリケーションを有効利用できるようになった。また、最新のセキュリティ対

応が可能となる環境を得ることができた。あわせて、「校務系」と「学習系」のネットワーク分離を行い、教育系ネットワークのセキュリティをより強靱なものにすることができた。

今後は、文部科学省の示す改訂版「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえながら、クラウド活用を視野に入れた、より安全・安価かつ効率的な ICT 環境整備を計画的に行っていく。

③ 金額

ア 学校校務系 ICT 機器等整備（構築・備品含む）	18,358,670 円
イ 学校ホームページ更新作業費	1,453,100 円
ウ その他教育系管理費用	

区 分	金 額	備 考
回線使用料	415,680 円	インターネット、プロバイダーほか
システム保守	1,589,496 円	サーバー・ネットワーク保守 ウェブ会議システムほか
機器賃借料	2,579,040 円	サーバー

(2) 奨学金貸付基金運営事業（決算書 P. 108）

① 事業の目的・内容

高等学校、専門学校及び大学に進学を希望するが、経済的な理由から修学が困難な者に対して奨学金を貸し付ける。

令和元年度の新規貸付者は、高校 1 人、大学 7 人であった。

奨学基金会計の状況（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

収支の状況

収入の部		支出の部	
費 目	金 額 [円]	費 目	金 額 [円]
返 還 金	6,757,875	貸 付 金	8,117,000
前年度繰越金	41,956,484	次年度へ繰越	40,703,606
寄 附 金	55,000		
利 子	51,247		
計	48,820,606	計	48,820,606

貸付状況

区 分	貸付者数[人]			貸 付 額 [円]
	大・専	高	計	
元年度新規貸付	7	1	8	3,341,000
在学貸付中の者	9	2	11	4,776,000
計	16	3	19	8,117,000

奨学基金総額

区 分	金 額 [円]
貸 付 金	52, 275, 500
現 金	40, 703, 606
計	92, 979, 106

② 事業の成果と課題

進学希望者を経済的に支援することができた。貸付希望については年度によって人数のばらつきがあるものの、現在は収支バランスが保たれている。しかし、今後希望者が急増すれば、基金の不足が予測される。

返還事務のシステム導入については、次期住基システム入替時に検討する。

(3) 連携教育推進事業（決算書 P. 110）

● 連携教育推進事業

① 事業の目的・内容

小学校又は中学校間及び中学校区ごとの小小連携や小中連携といった児童・生徒・教職員を含めた学校間の交流、教育振興を目的とする。

② 事業の成果と課題

本町で進める連携教育の目的達成のためにキャンプ、社会見学、合宿といった合同教育への講師謝礼や児童生徒の移動等に予算を充て、より効率的な推進を図った。

特に今年度から町内中学1年生の合同合宿を町内の深入山周辺で行い、ふるさとの良さを体験、実感させることができた。

夏休みや週休日に、日本技術士会の協力を得て、町内小中学生に向けた科学アカデミー教室を3回開催し、科学的なものづくりや、プログラミングについて学ぶ機会を設けた。

また、新しい学びプロジェクト事業（市町と東京大学による協調学習研究連携）に町内小中学校の推進教職員が参加し、協調学習を主とした授業力向上を推進した。

● 人権教育研究推進事業（決算書 P. 110）

① 事業の目的・内容

国の委託を受けた広島県教育委員会が、人権教育の総合的な取組により、人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図るものである。本事業は3年間継続して行うものであり、今年度は2年目となる。

指定地域：安芸太田中学校区（安芸太田中学校・筒賀小学校・上殿小学校・戸河内小学校）

② 事業の成果と課題

今年度も引き続きこれまで取り組んできた「協調学習」を核として人権教育における知識的側面での資質・能力を育てるとともに、人権教育の視点を踏まえた教育活動を行うことで「自他を大切にする」児童生徒の育成をめざした。県教育委員会人権教育係の指導主

事、東京大学 CoREF の教授等の指導を受けながら取り組み、令和元年 11 月には研究会を開き、県内外から多くの参加を得て協議を行った。

● 「育ちと学びをつなぐ」幼保小連携教育の推進事業（決算書 P. 110）

① 事業の目的・内容

本事業は、広島県が「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げた「幼保小連携の成果と課題携教育の推進」が行われるよう、市町の幼稚園・保育所・認定こども園の教員・保育士等と小学校教員等が協働して接続の取組を推進する県の委託事業である。

本年度から 2 年間当町が指定を受けて取組を推進することにより、幼保小連携教育の充実を図る。

② 事業の成果と課題

1 年目となる今年度は、来年度入学する児童が小学校での学びを円滑に始められるよう就学前教育で行うアプローチカリキュラムと小学校で行うスタートカリキュラムの作成に取り組んだ。幼保小の担当者が「安芸太田のめざす子ども像」を意識し、1 年を通して授業参観や協議会、専門家を招いて研修を行い、相互の関係を築くとともに就学前教育と学校教育による子どもの姿や関わりの理解を深めることができた。

連携教育推進事業歳出決算額

事業名	決算額 [円]	備考
連携教育推進事業	2,039,817	
人権教育研究推進事業	500,000	県委託金 500,000 円
「育ちと学びをつなぐ」 幼保小連携教育の推進事業	305,205	県委託金 300,000 円
計	2,845,022	

4. 学校管理費（小・中学校）・幼稚園管理費

(1) 小・中学校管理事業・幼稚園管理事業

● スクールバス運行（使用料及び賃借料）（決算書 P. 110, 112）

遠距離通学に係る小学校便を 5 路線、中学校便は 7 路線で運行し、児童生徒の安全な登下校を確保した。

小学校費

学校名	運行地域	金額[円]	備考
加計小・加計中	修道・安野	8,523,613	小・中学生が一緒に登校
	坪野・津浪	6,438,916	
	殿賀	5,664,364	
戸河内小	松原・柴木	189,711	
	寺領	79,610	
合計		20,896,214	

（統合に伴う通学経費の補助金 : 国庫補助 4,363,000 円・県費補助 866,800 円）

中学校費

学校名	運行地域	金額[円]	備考
加計中	猪山	1,796,930	中学校のみ利用及び週末部活便
	修道・安野	1,778,721	
	坪野・津浪	1,563,378	
	殿賀	1,368,029	
安芸太田中	寺領・土居・上殿	7,614,606	
	田吹・遊谷・上本郷	6,413,299	
	松原・小板	8,545,120	
合計		29,080,083	

(統合に伴う通学経費の補助金 : 国庫補助 5,487,000 円・県費補助 1,103,200 円)

- 児童生徒送迎用スクールバス購入事業

- ① 事業の目的・内容

児童生徒が通学に係るスクールバス（ハイエース）を購入し児童生徒の安全な登下校を確保する。また、部活動や学校での課外活動等に使用することで、円滑な学校運営を行う。

- ② 事業の成果と課題

スクールバス（ハイエース）を購入したことで、登下校が安全かつ安心して通学できることはもちろんのこと、中学生の部活動や課外活動で使用することで教員への負担軽減や学校運営が円滑に進んだ。

- ③ 歳出決算額

事業名	決算額 [円]	備考
児童送迎用車両購入事業	3,348,035	
計	3,348,035	

- 小・中学校管理・運営事業（決算書P.110, 112）

- ① 事業の目的・内容

児童生徒が安心・安全な教育活動を行うために、施設の保守・整備・修繕を行う。

- ② 事業の成果

- ア 施設の修繕状況（修繕料）

小学校 359,644 円

筒賀小消火栓ホース取替、筒賀小防火扉及び体育館トイレ扉開閉調整修繕
上殿小掛け時計修理

中学校 968,947 円

加計中昇降機修繕、加計中足洗い場等修繕、
加計中校長室及び特別支援教室ドアレール修繕
安芸太田中多目的室窓ガラス破損修繕

- イ 管理、点検等業務委託（委託料）

小学校 4,074,686 円

自家用電気工作物保安管理業務・消防設備点検

特殊建築物定期調査業務（筒小）、町内小学校施設清掃業務 等
 中学校 3,397,550円
 自家用電気工作物保安管理業務・消防設備点検
 加計中エレベーター・空調設備メンテナンス委託
 特殊建築物定期調査業務（加中）、町内中学校施設清掃業務

5. 教育振興費（小・中学校）

(1) 小学校教育振興事業・中学校教育振興事業（決算書P.110, 112）

- 遠距離通学費補助金（平成31年4月～令和2年3月）

区分	学校名	対象者数[人]	補助額[円]
中学校	加計中学校	6	32,900
	安芸太田中学校	7	35,000
合計(a)		13	67,900

※自転車通学者も含む

- 特色ある学校づくり推進事業補助金

① 事業の目的・内容

各学校が独自性のある学校づくり推進事業の展開が実施できるように活動費補助を行い、もみじプラン21を基本とした特色のある活動を推進した。

小学校費

学校名	金額[円]	事業テーマ
加計小学校	420,000	自ら学び 自ら考え 行動する児童の育成 (マーチングバンド合宿指導講師招聘、バンドフェス参加費用等)
筒賀小学校	122,765	ふるさとに学び、高い自己肯定感を持つ児童の育成 (歌唱指導、けん玉指導、ものづくり教室、食農活動等)
上殿小学校	175,000	魅力ある上殿小学校づくり(表現力の向上、心豊かな児童の育成)(米づくり、紙すき、山ゆり訪問諸経費等)
戸河内小学校	81,565	自信と安心をはぐくみ、意欲を持った子どもを育てる教育活動の創造(絵本づくり、観光ガイド、地域交流活動費等)
合計(b)	799,330	

中学校費

学校名	金額[円]	事業テーマ
加計中学校	169,000	高い志を持ち、地域に貢献し、主体的に生きる生徒の育成 (マナー講座、キャリア教育、Nコン合唱指導謝金等)
安芸太田 中学校	105,630	未来を創る人づくり 学びを生き方につなぐ教育の創造 (マナー講座、キャリア教育、地域活動等)
合計(c)	274,630	

② 事業の成果と課題

特色ある学校づくり補助金による外部講師の招聘や地域の方の協力により、各学校とも学校長の経営方針に基づいた特色ある学校経営及び教育研究推進に大いに成果があがった。

• その他補助金

① 事業の目的・内容

町内全小中学校が行う、合同修学旅行費用へ補助を行った。

また、平成 29 年度から行っている英語検定料補助を継続して実施し、全生徒に英語検定に挑戦する機会を設けた。

名 称		金額[円]	備 考
小学校	小学校修学旅行補助金（関西方面）	391,439	@12,000×31人 ほか
小学校計(d)		391,439	
中学校	中学校修学旅行補助金（東京方面）	621,666	@18,000×32人 ほか
	英語検定料補助金	246,950	加計中 62名分 安芸太田中 38名分
	第53回中国中学校陸上競技選手権大会参加補助金	26,300	大会参加者1名分
中学校計(e)		894,916	
小学校費補助金合計(b)+(d)		1,190,769	
中学校費補助金合計(a)+(c)+(e)		1,237,446	

② 事業の成果

町内全小中学校が、合同修学旅行をそれぞれ実施し、学校間の児童生徒の交流を深めることができ、団体行動による社会性の育成と同世代同士のコミュニケーション育成につながった。

英語検定料補助により、全生徒に英語検定に挑戦する機会を設けることができた。受験した級を取得できた生徒は 86.5%（前年度 78.3%）で向上した。また、中学3年卒業時の英検3級取得率は 50.0%（前年度 54.3%）で、国の目標値 50%に達することができた。

(2) 小学校就学援助事業・中学校就学援助事業（決算書P.110, 112）

① 事業の目的・内容

経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、国の制度に則り、学用品や給食費など必要な援助を行った。

② 事業の成果

援助が必要な児童生徒に対して、経済的負担を軽減することができた。

③ 歳出決算額

準要保護児童生徒就学援助費に係る支給状況 (平成31年4月～令和2年3月)

区 分	対象者数			支 給 額 [円]			備 考
	小	中	計	小学校	中学校	計	
学用品費等	39	22	61	494,944	513,670	1,008,614	
修学旅行費	5	8	13	77,323	297,048	374,371	
校外活動費	0	1	1	0	5,180	5,180	
新入学学用品費	0	0	0	0	0	0	
給 食 費	39	22	61	1,566,192	1,160,657	2,726,849	
医 療 費	10	1	11	15,000	5,500	20,500	
P T A 会 費	26	21	47	77,900	83,850	161,750	
新入学用品入学前支給	4	4	8	162,400	189,600	352,000	
計(f)				2,393,759	2,255,505	4,649,264	

※就学援助対象者の割合 小学校18%、中学校22%

特別支援就学奨励費補助金に係る支給状況 (平成31年4月～令和2年3月)

区 分	対象者数			支 給 額 [円]			備 考
	小	中	計	小学校	中学校	計	
学用品費等	3	4	7	38,720	95,970	134,690	国庫補助額 小・中学校 153,000円
修学旅行費	1	2	3	13,923	74,262	88,185	
校外活動費等	2	3	5	1,000	16,200	17,200	
新入学学用品費	0	1	1	0	47,400	47,400	
給 食 費	3	4	7	131,040	214,137	345,177	
計(g)				184,683	447,969	632,652	
扶助費合計(f)+(g)				2,578,442	2,703,474	5,281,916	

(3) 「山・海・島」体験活動推進事業 (決算書P.110)

① 事業の目的・内容

日常とは異なる環境での生活を体験し、児童の自立心や主体性などを育てるとともに体験先の地域の方々や他校の児童との交流を通して、コミュニケーション能力など人間関係を形成する力を育てることにより、児童の豊かな心を育成することを目的とする。

今年度は5・6年生を対象に江田島での合宿を行った。

② 事業の成果と課題

ア 成果

体験活動に関わる児童アンケートの結果、ほとんどの児童が「体験活動を通して成長したと思う」と回答し、数か月後のアンケートでも同様の結果が得られたことから、多くの児童が体験活動により自らの成長を実感できたと考えている。

また、「自尊感情」や「コミュニケーション能力」の向上も見られた。4日間の活動を通して、自分たちの力で活動をやりきった達成感を感じるとともに、他者との協同的

な活動により、互いに自分の考えや思いを伝え合う力が向上したものと考えられる。

イ 課題

一方「自律性・責任感」や「集団への参画意識」については十分に高めることができなかった。今後は、本事業を行う中で育てたい児童の資質・能力を明確に位置づけるとともに、そのための活動の精査、振り返りの場の充実などを図る必要がある。次年度も、居住地である中山間地域とは違った自然環境における体験を行うため、江田島青少年の家での合宿とし、全小学校5年生による体験活動を計画する。

③ 歳出決算額 461,156 円

6. 幼稚園費

(1) 幼稚園管理事業（決算書P.112）

① 事業の目的・内容

乳幼児期は、小学校以降の教育の基盤となる力を育む大事な時期であり、幼稚園では、幼稚園教育要領に沿って適切な教育課程を計画し実施してきた。

② 事業の成果と課題

町唯一の幼稚園の令和元年度における園児数は5名のみであり、集団教育や年齢に応じた教育が行えないこと等、大きな課題となっている。そのため、認定こども園や保育所との年齢別交流の継続実施や、ALTの週1回の訪問による英語あそびなどを積極的に実施し、小人数ではあるが工夫しながら想像力や表現力、思考力などを育てる取組みを行ってきた。しかしながら、当町における保育・教育施設のあり方の検討がなされ、幼稚園については、共働き世帯の増加による利用園児数の大幅な増加が見込めず、本来の幼稚園教育を果たすことが難しいとの判断により、令和2年度をもって廃園することとなった。

園児数及び教職員数（令和元年5月1日現在、単位：人）

区 分	戸河内
赤組(3歳児)	0
黄組(4歳児)	4
青組(5歳児)	1
園児数計	5
前年度園児数	4
前年度比較	1
園 長	1
教 諭	2
職員数計	3

※ 園長は、小学校長が兼務

③ 歳入歳出決算額

平成 23 年度から、若者定住施策の一環と少子化対策に資するための政策として、町内未就学児の保育料及び幼稚園授業料の減免を行っている。平成 25 年度から、満 18 歳未満の子を扶養する世帯の第 2 子以降無料となり、また平成元年 10 月から幼児教育の無償化により幼稚園授業料が無償となった。

歳入

区 分	金 額[円]	備 考
幼稚園授業料	44,400 円	第 1 子 2 人 (令和元年度 9 月分まで徴収)

歳出 (負担金及び補助金)

区 分	金額[円]	備考
広島県国公立幼稚園連盟会費	8,250	
幼稚園就園奨励費補助事業 (広島市私立幼稚園通園分)	31,100	国庫補助 10,000 円
遠距離園児通園費補助金	21,600	
合 計	60,950	

7. 保健体育費

(1) 加計共同調理場運営事業・筒賀共同調理場運営事業 (決算書 P. 118)

① 事業の目的・内容

2つの学校給食共同調理場から、町内の幼稚園、小学校、中学校及び保育所、認定こども園へ、安心して安全な完全給食を提供する。

② 事業の成果と課題

平成元年 10 月から町独自の施策として就学前児童の給食費の無償化を行った。学校栄養士間で定期的に情報を共有し、広島県で取り組んでいる「ひろしま 100 万食プロジェクト」で募集した献立を取り入れたり、産直市や農家と連携し地元の食材を積極的に給食に取り入れたりすることで地域や町への関心を持つ機会を設けるとともに、豊かな献立作りを行っている。また、防災食を給食に取り入れ、自ら体験することで災害時に備え考える機会となった。

加計学校給食共同調理場（令和2年5月1日現在、単位：人）

職 員	場長 1人、栄養士 1人、調理員 正職3人、臨時5人（半日勤務・2時間勤務各1人）、運転手（臨時）4人 計14人		
学 校 給 食（職員数は臨時・非常勤含む）			
幼稚園	児童数	職員数	合 計
戸河内	5	2	7
小学校	児童数	職員数	合 計
戸河内	33	8	41
加 計	105	14	119
中学校	生徒数	職員数	合 計
加 計	63	15	78
保育所・認定こども園（職員数は臨時・非常勤含む）			
保育所	3歳児未満	3歳児以上	職員数
修 道	2	9	6
認定こども園	3歳児未満	3歳児以上	職員数
あさひ	17	36	17
			・児童数 143人 ・生徒数 63人 ・職員数 39人 計 245人
			・3歳児未満 19人 ・3歳児以上 45人 ・職員数 23人 計 87人

筒賀学校給食共同調理場

職 員	場長（兼任）1人、栄養士 1人（兼任：筒賀小学校栄養教諭） 調理員 正職2人、臨時2人（半日勤務1人）、運転手（臨時）1人 計7人		
学 校 給 食（職員は臨時・非常勤含む）			
小学校	児童数	職員数	合 計
筒 賀	40	10	50
上 殿	25	7	32
中学校	生徒数	職員数	合 計
安芸太田	37	14	51
			・児童数 65人 ・生徒数 37人 ・職員数 31人 計 133人

学校給食費徴収状況

（決算書P.40）

	年度	調定額 [円]	収入額 [円]	収入未済額 [円]	未納数 [件]
現年度分	31年度	21,792,054	21,770,415	21,639	5
過年度分	27年度	9,800	0	9,800	2
	30年度	123,417	123,417	0	0
	計	133,217	123,417	9,800	2
合 計		21,925,271	21,893,832	31,439	7

収納率 現年度分 99.53%（対前年比 0.37%増）

過年度分 92.64%（対前年比 0.32%減）

○ 教育委員会 生涯学習課

1. 社会教育費

(1) 社会教育総務管理事業（決算書 P. 114）

① 事業の目的・内容

社会教育の推進を図るため、各種団体への負担金・補助金を支払う。

社会教育関係負担金の内訳

名 称	金額[円]
広島県社会教育委員連絡協議会会費	25,000
けんみん文化祭ひろしま'18開催負担金	94,659
広島県公民館連合会負担金	76,900
広島県公民館大会参加負担金	12,000
合 計	208,559

社会教育関係補助金の内訳

名 称	金額[円]
安芸太田町女性連合会事業補助金	1,170,000
安芸太田町子ども会連合会事業補助金	250,000
安芸太田町 PTA 連合会事業補助金	220,000
青少年育成安芸太田町民会議事業補助金	645,000
安芸太田町文化団体連合会事業補助金	300,000
合 計	2,585,000

② 事業の成果と課題

各種団体への活動を支援することで、団体の活発な事業展開が図られた。ただし、団体ともに会員数が減少していることから、今後の団体の継続性について課題がある。

③ 歳出決算額 12,948,031 円

(2) 社会教育施設管理事業（決算書 P. 114）

① 事業の目的・内容

社会教育施設の運営維持のため、以下の施設について保守・整備・修繕を行う。

施設名	金額[円]	備 考
戸河内ふれあいセンター	8,611,704	賃金・需用費・委託料 ほか
筒賀公民館	408,292	光熱水費・通信運搬費 ほか
筒賀公民館東区分館	114,731	消耗品・電話料・施設管理委託料 ほか
温井文化センター	441,368	施設管理・浄化槽管理委託 ほか
香南文化センター	353,003	指定管理・建物共済

② 事業の成果と課題

施設の管理について、各施設とも老朽化による修繕の増加が今後とも予想される。ただし早急に大規模改修とはならないことから、不具合箇所を早期に発見し適切な補修を行なう。そして、指定管理制度導入をについても検討する。

③ 歳出決算額 9,940,383 円

(3) 文化財保護管理事業（決算書P.114）

① 事業の目的・内容

指定文化財を含め貴重な財産である文化財の保存維持を図る。

種 別	件 数
国指定	2
国登録	2
県指定	14
町指定	37

② 事業の成果と課題

近年、文化財に対する関心が高まっている。これまで、文化財の考え方は大きく二つに分けられた。単に文化財を限られた人々で守り、価値を損なうことなく後世に継承していく「保存」、そして地域においてより多くの人々に対して公開し、鑑賞してもらい、親んでもらう「活用」である。これからは、文化財の本来的な価値の継承に配慮しつつ、地域ニーズに沿った形での積極的な「活用」が新たに組み込まれるとともに、課題にもなっていくと思われる。

③ 歳出決算額 755,720 円

(4) 生涯学習推進事業（決算書P.116）

当事業の歳出決算額は3,198,354 円である。以下に主要な項目について述べる。

● 地域生涯学習センター（小学校廃校地域対象）

① 事業の目的・内容

廃校となった小学校区を対象に地域生涯学習センターを開設した。

各地域の団体と連携し、講座や教室、スポーツ大会の開催、地域情報の提供等を実施し地域の活性化を促す。

② 事業の成果と課題

講座や教室、スポーツ大会の開催等で地域の活性化が図られた。

③ 事業額 255,600 円

センター名	金額[円]	備 考
二郷地域生涯学習センター	255,600	報酬
合 計	255,600	

- 安芸太田町成人式

- ① 事業の目的・内容

新成人の門出を祝福するとともに、大人の仲間入りをしたことによる義務と責任を再確認してもらうための事業である。

開催日時 令和2年1月12日（日） 11:00～

開催場所 温井スプリングス

対象者 平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ

対象人数 男性 37人 女性 19人 計 56人

出席者数 男性 28人 女性 14人 計 42人

内 容 第1部「記念式典」

第2部「記念行事」

オープニング

懇親会（テーブルマナー、安芸太田町の紹介、恩師からのメッセージ、新成人レポート、中学校の思い出スライドショー、新成人へのビデオメッセージ）

記念品 「万年筆・ボールペン」

- ② 事業の成果と課題

例年とおりの記念式典に加え、懇親会形式の記念行事を行い、2部構成に内容を一新することで、新成人自らが成人式に関わり、自分たちの成人式を作り上げ、新成人としての自覚と責任を高めることができたと思われる。

また、出席率は75%と高く、成人式を通して町への思いを新たにし、今後町へ何らかの関わりをもつことにつなげることができた。

- ③ 事業額 1,222,891円

- 公民館講座（そろばん教室）

- ① 事業の目的・内容

そろばん教室を通して、現代の子どもたちに低下しがちな集中力、忍耐力、積極性を養う。

- ② 事業の成果と課題

受講者数は16人であった。

毎月検定を行うことによって、よりレベルを上げて行くというチャレンジ精神が養われている。

- ③ 事業額

歳入（受講料） 226,500円

歳出（講師謝礼）266,000円 @7,000円/回×38回

- カルチャー教室

- ① 事業の目的・内容

都市部では様々なカルチャー講座が実施され、意欲のある人が参加している。しかし安芸太田町ではたとえ意欲がある人がいても、交通手段等の事情により受講することが難し

い。そこで町が講師を招へいし、町民に対し安価で受講できるカルチャー講座を開講することにより、町民の文化に対する意識向上や生きがいつくり、日常の充実を図る。

太極拳を、3ヶ月を1つの期間として、3期（第1期：5月～7月、第2期：8月～10月、第3期：10月～12月）実施した。トールペイント（6月～11月）を1期実施した。

新規の講座として美磨女ヨガは、3期（第1期：6月～7月、第2期：8月～9月、第3期：10月～11月）実施した。

また、インターネットの利用促進とインターネットの活用による生きがいつくり等をめざし、パソコン教室を第1期（7/22～24）実施した。3月に第2期（3/9～3/11）を予定していたが、コロナウイルス感染症予防のため中止した。

内 容	開催日	開催場所
暑中見舞いの作成と画像の処理	7月22日～24日	本庁東館
インターネットの活用	3月9日～11日（中止）	川・森・文化・交流センター

② 事業の成果と課題

受講者数 86 人と例年並みの受講があり、町民の生きがいつくり、日常の充実、町民の交流が図られた。

太極拳、美磨女ヨガは女性を中心におおむね 10 名以上の受講があり、パソコン教室は幅広い年齢層の申込があり、生きがいつくりが図られた。

今後は各地域で開催し、更なるインターネットの利用促進とインターネットの活用による生きがいつくりをめざす。

③ 事業額

講師料、講師交通費 1,448,230 円

● 芸術文化推進事業

① 事業の目的・内容

質の高い芸術文化に触れてもらうことにより、町民の芸術文化感覚を養う。

また、文化団体連合会の事務局を教育委員会に置き、町民の芸術文化活動を発表する場を設けることにより、町民の日々の生きがいつくりを支援する。

② 事業の成果と課題

質の高い芸術文化は町民に感動を与え、また、町民の発表の場では素晴らしい演舞等の中に笑顔を生み出すことができた。

高齢化等による観客数の減少や、文化団体の出演団体数が減少している。加盟団体数も微減しており、支部での活動は困難となったため、平成 28 年度から支部をなくし、連合会一本としている。

ア 安芸太田町文化団体連合会活動の促進・支援

総会 年 1 回開催（4 月 22 日）

幹事会 年 2 回開催

イ 文化団体連合会の主な主催事業

第3回安芸太田町文化芸能フェスティバル

日 時 10月26日(土)～27日(日)

場 所 川・森・文化・交流センター

• 人権関係

① 事業の目的・内容

ア 人権フェスタの開催

令和元年度は町・教育委員会の主催で開催した。各団体・機関が実施している人権イベントの連携と交流のネットワークを図り、お互いの活動を紹介し合い、情報を共有し、人的な交流を深め合うことを大切にするため、平成20年度から実施している。

日時 令和元年12月7日(土) 13:30～15:45

場所 川・森・文化・交流センター(1階やまびこホール)

・講演会 講師：吉田幸(RCC(株)中国放送) 演題：「大切におもうもの」

・人権展：町内小学6年生の人権標語展示

(人権標語は町内小・中・高等学校、町内企業等所で展示)

② 事業の成果と課題

人権週間・障害者週間と合わせ、令和元年度で12回目となる「人権フェスタ」を開催した。アンケートには「人権について楽しく話しを聞くことができました」、「もっとたくさんの方に聞いてほしい」、「多様性について、再度考える機会になりました」という感想があった。

町内外から約120人の参加があり、多くの方との交流を深めるなかで人権の大切さを改めて確認できるイベントとなった。

③ 事業額 120,968円

• 子ども会活動

① 事業の目的・内容

連合会の事務局を教育委員会内に置き、町子ども会連合会としての主催活動を展開し、情報の交換・共有を図る。

② 事業の成果と課題

様々な事業を行う中で地域の子ども会活動を支援し、子どもたちに楽しむ場を提供した。子どもの減少により、子ども会を組織できなくなる地域が増えているが、町子ども会連合会を受け皿にして、町子ども会連合会の主催活動には全ての子どもが参加できる体制をとっている。

ア 安芸太田町子ども会連合会活動の促進・支援

総会 年1回開催(5月13日)

役員会 年4回開催

イ 漁村交流会

趣旨 海沿いに面する地域に住む町外の子どもたち(山口県熊毛郡上関町)との

交流を図るとともに、お互いの子ども会活動の情報を交換しあう中で、更なる活動の活性化を進める。

主催 安芸太田町子ども会連合会
上関町子ども会育成連絡協議会

日時 令和元年8月11日(日)

場所 山口県熊毛郡上関町

ウ 親子クリーンハイキング ※新型コロナウイルス感染防止のため中止

趣旨 親子でハイキングをすることにより親子の絆を深めるとともに、ハイキングの際、ゴミを拾うなど美化活動を行なうことにより環境保全の意識、ボランティア精神の向上を高める。

主催 安芸太田町子ども会連合会

日時 令和2年3月15日(日)

場所 戸河内地域

● PTA 活動

① 事業の目的・内容

安芸太田町PTA連合会(以下町P連とする)の事務局を教育委員会内に置き、町P連としての主催活動を促進し情報交換・共有を図るとともに、各学校単位PTA(以下「単P」とする)の活動を支援する。

② 事業の成果と課題

単Pの支援及び町P連会議を行うことにより、単P間の情報の共有ができPTA全体としての意向の方向付けができた。

ア 安芸太田町PTA連合会活動の促進・支援

総会 年1回開催(5月7日)

理事会 年2回開催

県PTA全小・中学校PTA会長研修会参加

県PTA研究大会参加

日本PTA中国ブロック研究大会参加

全小・中学校母親代表研修会

イ 四季の教室『夏』～デイキャンプ～川と山であそぼう～

趣旨 町内の四季折々の自然に直接触れ、豊かな地域の自然の特色を楽しく学び、郷土を愛する心を育む。

主催 安芸太田町PTA連合会

安芸太田町子ども会連合会

日時 令和元年9月29日(日)

場所 猪山地区 雉野原キャンプ場
子ども21名、大人7名参加

• 青少年育成町民会議活動

① 事業の目的・内容

町民会議の事務局を教育委員会内に置き、町民会議として主催活動を促進するとともに、情報交換・共有を図る。

② 事業の成果と課題

各種事業を行うことにより関係団体間の連携・情報交換ができ、地域全体で青少年を育んで行くという大きなつながりができた。

ア 青少年育成安芸太田町民会議活動の促進・支援

総会 年1回開催（6月3日）

常任理事会 年3回開催

イ 15周年記念講演会

趣旨 町民会議は、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。青少年育成安芸太田町民会議設立15周年を迎え、記念講演会を開催する。

日時 令和元年11月28日（木）

場所 戸河内ふれあいセンター

講師 元広島東洋カープ監督 達川光男さん

来場者 約224人

ウ 立志式

趣旨 成長過程にある安芸太田町内中学校2年生を激励するとともに、生徒自らが自立心をもって生きることを促し、心豊かでたくましく生きる生徒の育成を図る。

日時 令和2年1月25日（土）

場所 川・森・文化・交流センター

講師 医師 齊藤保文さん（杉の泊地区出身）

対象者 町内中学2年生32人

エ 第12回あきおおたゲームハイキング ※新型コロナウイルス感染防止のため中止

趣旨 町内の自然・文化・歴史を訪ね、地域の方から話を聴き、地域を知るとともに、郷土に誇りを持ち郷土を愛する心を育む。

また、多くの仲間との交流を通じて、協力することの大切さを学ぶとともに、友情の和を広げ世代の枠を超えた交流の中で、お互いを理解しあう。

主催 青少年育成安芸太田町民会議

日時 令和2年3月27日（水）

場所 筒賀地域

(5) 図書館運営事業（決算書P.116）

① 事業の目的・内容

・図書館協議会開催

日時 令和2年2月20日（木）

議題 令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画について

・図書購入状況

	区分	購入数	金額 [円]	備考 (寄贈含む)
本館	蔵書	678 冊	1,015,602	総冊数 46,404 冊
	雑誌	19 種類	150,123	総冊数 621 冊
筒賀分室	蔵書	146 冊	214,111	総冊数 9,715 冊
	雑誌	4 種類	28,530	総冊数 263 冊
戸河内分室	蔵書	211 冊	305,372	総冊数 14,326 冊
	雑誌	9 種類	77,962	総冊数 414 冊
大型絵本・紙芝居		4 点	8,086	蔵書へ含む
視聴覚		8 点	48,600	総数 890 点

・図書館利用状況

ア 開館日数	[本館]	281 日
	[筒賀分室]	264 日
	[戸河内分室]	289 日

イ 貸出し冊数

	区分	本館	筒賀分室	戸河内分室	移動図書館
貸出し冊数	一般書	8,235 冊	1,434 冊	3,088 冊	1,646 冊
	児童書	12,560 冊	1,842 冊	2,463 冊	4,419 冊
	雑誌	950 冊	108 冊	498 冊	10 冊
	視聴覚	1,469 点	69 点	271 点	19 点
	その他	27 冊	0 冊	0 冊	0 冊
	計	23,241 冊	3,453 冊	6,320 冊	6,094 冊

ウ 移動図書館やまびこ号

- ・月1回 火・水・木・金曜日に町内22箇所を巡回
(認定こども園あさひ、加計中学校を追加)

- ・利用状況 利用者数 1,953 人

エ 平成30年度に引き続き司書2名体制で巡回活動を行った。

- ・小学校4校、中学校2校 絵本の読み聞かせ、図書委員会活動支援など
- ・幼稚園・保育園・児童センター7か所 絵本の読み聞かせ
- ・広島県教育委員会生涯学習課との共催事業「なかよしおはなし会」
幼児と親の参加
- ・読書会の定着
小学校との協働授業による読書量の増加

② 事業の成果と課題

図書館での読書環境改善や、図書館利用の促進と子どもの読書を推進する取り組みとして、図書館外へ本を送り出す「移動図書館やまびこ号運行」や「司書による巡回活動」、「県立図書互助・教弘文庫」、「おひさま文庫 (旧学校図書)」活動を定例行事等と合わせ

て展開し、多くの本に出会う機会と情報を提供することで利用増加を図ったが、本館と各分室の貸出し冊数の合計は前年からやや減少した。移動図書館の利用者数については、平年並みとなった。

③ 歳出決算額 12,720,080 円

(6) 放課後子ども教室推進事業（決算書P.116）

① 事業の目的・内容

放課後や長期休業日に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設ける。

地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

区 分		事 業 の 実 績 内 容	
1	子ども教室名	加計小学校放課後子ども教室	
2	当該小学校区名	加計小学校区	
3	実施場所	安芸太田町立加計小学校	
4	実施日数	年間： 235 日	平 日 180 日
			土曜日及び長期休 55 日
5	参加対象者(1日当たり)	対象：小学1年生～小学4年生	人数： 27 人

区 分		事 業 の 実 績 内 容	
1	子ども教室名	修道放課後子ども教室	
2	当該小学校区名	旧修道小学校区	
3	実施場所	旧修道小学校・修道活性化センター	
4	実施日数	年間： 233 日	平 日 180 日
			長期休業日 53 日
5	参加対象者(1日当たり)	対象：小学1年生～小学6年生	人数： 14 人

区 分		事 業 の 実 績 内 容	
1	子ども教室名	戸河内小学校放課後子ども教室	
2	当該小学校区名	戸河内小学校区	
3	実施場所	安芸太田町立戸河内小学校	
4	実施日数	年間： 242 日	平 日 181 日
			土曜日及び長期休業日 61 日
5	参加対象者(1日当たり)	対象：小学1年生～小学6年生	人数： 17 人

区 分		事 業 の 実 績 内 容	
1	子ども教室名	津浪放課後子ども教室	
2	当該小学校区名	旧津浪小学校区	
3	実施場所	旧津浪小学校	
4	実施日数	年間： 53 日	平 日 0 日
			長期休業日 53 日
5	参加対象者 _(1日当たり)	対象：小学1年生～小学6年生	人数： 13 人

② 事業の成果と課題

令和元年度も町内4箇所で開催した。加計小・戸河内小放課後子ども教室については土曜日も開校している。

勉強やスポーツ・文化活動や長期休業日期間には地域住民との交流活動を行い、子どもたちの安全・安心な活動拠点づくりが図られた。

利用希望児童は増加したが、施設規模の問題から希望者全員を受け入れることができず、課題が残ったが、年度途中で修道放課後子ども教室を平日も開校した。

補助事業	補助事業対象経費総額	補助金額 (2/3)
放課後子ども教室推進事業	4,869,250 円	3,409,000 円

③ 歳出決算額 8,075,900 円

2. 保健体育総務費

(1) 保健体育総務管理事業 (決算書P.116)

① 事業の目的・内容

ア スポーツ推進委員報酬 13 人 442,000 円

イ 中国地区スポーツ推進委員研修会

日時 令和元年6月22日(土)～17[日]

場所 広島市 (JMS アステールプラザ)

内容 講演

ウ 令和元年度広島県スポーツ推進委員研究大会兼芸北地区スポーツ推進委員研修会

日時 令和元年7月13日(土)～14日(日)

場所 北広島町千代田開発センターほか

内容 講演会・実技研修

エ 第60回 全国スポーツ推進委員研究協議会

日時 令和元年11月14日(木)～15日(金)

場所 三重県津市 (津市産業スポーツセンター)

内容 講演会等

オ 広島県女性スポーツ推進委員研修会

日時 令和元年11月30日(日)

場所 福山市（ローズアリーナ）

内容 講演・実技研修

カ 安芸太田町体育協会総会

日時 令和元年5月28日（火）

議題 ・平成30年度事業報告及び収支決算報告について

・令和元年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

補助金 1,620,000円

キ メキシコオリンピックチーム事前合宿受入・交流事業

合宿実績はないが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を目前に控える中、メキシコ選手団等の事前キャンプや、日本唯一のアーバンスポーツの世界大会「FISE ワールドシリーズ広島」の開催など、スポーツで盛り上がる広島を体感できる「メキシコ選手団事前キャンプ&広島発アーバンスポーツフェスタ」が、イオンモール広島府中で開催された。

参加型体験イベントとして、加計高校ライフル射撃部の協力のもと「ビームライフル体験コーナー」を設営。2日間で延べ714名の体験者があった。

② 事業の成果と課題

スポーツ推進委員に対し、積極的に研修会に参加するよう周知した結果、多くの委員が研修会に参加した。このことによりスキルアップ及び情報共有が図られた。

また、全国高校ライフル射撃大会を実施することで町内の宿泊業者、弁当業者、印刷、記念品業者、バス事業者等に経済波及効果が生まれた。

メキシコオリンピックチーム事前合宿受入・交流事業については、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、平成29年5月にメキシコオリンピックチームの対象26競技の広島県内実施に関する協定を締結した。同年8月には個別合宿地が県内10市町に決定し、安芸太田町は平成30年からライフル射撃競技を受け入れることとなった。

平成30年度に係る事前合宿は中止となったが、メキシコのオリンピック選手団が安全・安心な環境で練習に取り組み、本大会に向けて万全の態勢で臨めるように支援体制を築くとともに、オリンピックを通じスポーツに限らず、地域との文化的な交流が深まるようなメニューづくりを実施した。引き続き広島県、日本ライフル射撃協会及び広島県ライフル射撃協会等と連携を図る。

③ 歳出決算額 5,067,465円

第57回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会

日時 令和元年7月28日（日）～31日（水）

場所 つつがライフル射撃場

参加 43都道府県 126校 参加選手577人

宿泊者数 延べ1,215人（うち町内 延べ915人）事務局把握分

収 入

項 目	金額[円]	備 考
スポーツ団体負担金	800,000	全国高等学校ライフル射撃部 600,000 日本ライフル射撃協会 200,000
町補助金	2,300,000	地域活性化センター基金 800,000 町補助金 1,500,000
参加料	2,572,000	団体 1,000,000 個人 1,572,000
雑 入	521,000	出店料 30,000 広告料 50,000 記念Tシャツ等販売 439,500 円 国内旅行保険金余剰金 1,500 円
預金利息	11	
繰越金	988,693	平成 30 年度から繰越
計	7,181,704	

支 出

項 目	金額[円]	備 考
報償費	472,200	参加者記念品ほか
旅 費	0	
需用費	1,272,743	射撃競技用品消耗品・パンフ印刷ほか
役務費	684,596	競技用具郵送他
使用料及び賃借料	3,042,078	送迎バス・機材貸出料ほか
食料費	38,400	役員用弁当代
委託料	518,046	保険・交通警備員ほか
計	6,028,063	

収入 7,181,704 円 － 支出 6,028,063 円 ＝ 1,153,641 円 次年度へ繰越し

(2) 体育施設管理事業（決算書 P.116）

① 事業の目的・内容

町内の体育施設の維持管理、修繕等を行う。

② 事業の成果と課題

近年すべての体育施設は老朽化しており、年々修繕費等の経費が増大している。

③ 歳出決算額 44,753,493 円

歳出の内訳

施設	設置場所	支出額[円]	備考
体育施設	加計体育館	7,650,362	指定管理委託料 電気、上下水道、燃料等
	修道活性化センター	2,144,499	管理委託料 保守点検・維持管理等
	津浪体育館 (津浪スポーツ広場も含む)	259,468	AED レンタル
スポーツ広場	見入ヶ崎スポーツ広場	25,926	管理委託料、水道等
	温井スポーツ広場	303,769	管理委託料、電気代
	松原スポーツ広場	30,000	管理委託料
	至誠スポーツ広場	12,529	電気代
	筒賀ふれあいスポーツ広場	234,993	電気・水道代、管理委託料等
	筒賀多目的スポーツ広場	93,437	電気代等
	修道スポーツ広場	62,244	電気代、管理委託料等
	坂根スポーツ広場	888,409	管理委託料、保守点検等
	殿賀スポーツ広場	161,464	管理委託料、電気代等
	杉の泊スポーツ広場	30,000	管理委託料
	筒賀ゲートボール場	3,244	電気代
学校体育施設	加計小学校体育館	102,390	管理委託料、夜間照明
	筒賀小学校	211,074	夜間照明
	上殿小学校	31,404	夜間照明
	加計中学校	170,726	夜間照明
その他	旧戸河内中学校	204,291	夜間照明、土地賃借料等
	向光石広場	30,000	管理委託料
町内プール	加計・戸河内・筒賀・坂原・井仁・松原・猪山・上殿・寺領・平見谷・修道・津浪	32,103,264	賃金、管理委託料、保守点検・維持管理・水質検査、AED レンタル、工事請負費等
合 計		44,753,493	

ア 加計体育館利用状況

年間利用状況

利用日数[日]	利用件数[件]	利用者延べ人数[人]
302	585	9,807

種目別利用状況

種 目	利用団体 [団体]	利用件数 [件]	利用者延べ人数 [人]	利用料金 [円]
バレーボール	22	251	3,423	236,840
ビーチボールバレー	1	70	948	56,990
バドミントン	9	59	601	85,840
卓球	11	63	727	24,710
テニス	1	39	326	—
フットサル	4	54	1,169	143,165
バスケットボール	1	1	2	615
その他	13	48	2,611	418,622
合 計	62	585	9,807	966,782

イ 戸河内ふれあいセンター利用状況

年間利用状況

メイプルホール			アリーナ		
利用日数 [日]	利用件数 [件]	利用者延べ 人数[人]	利用日数 [日]	利用件数 [件]	利用者延べ 人数[人]
45	88	4,002	189	371	6,989

種目別利用状況

種 目	利用団体 [団体]	利用件数 [件]	利用者延べ人数 [人]	利用料金 [円]
バレーボール	3	12	144	34,000
ビーチボールバレー	1	32	139	16,000
ソフトバレーボール	1	40	166	21,000
バドミントン	7	45	680	227,500
卓球	6	97	1,543	60,080
剣道	4	68	726	20,200
その他	30	77	3,591	266,600
小 計	52	371	6,989	645,380
メイプルホール (冷暖房)	27	88	4,002	406,900
楽屋 (冷暖房)	9	24	64	37,420
ピアノ、音響等				2,610
ロビー	0	0	0	17,317
小 計	36	112	4,066	538,937
合 計	88	483	11,055	1,184,317

(3) 社会体育振興事業（決算書P.116）

① 事業の目的・内容

ア 第8回安芸太田町民グラウンド・ゴルフ大会

日時 令和元年7月7日（日）

場所 深入山グラウンド・ゴルフ場

参加者 99人（21自治会）

イ 第22回近郡親善ゲートボール大会

日時 令和元年9月28日（土）

場所 坂根スポーツ広場

参加者 44人（8チーム ※町内3チーム）

② 事業の成果と課題

行政は今後も住民ニーズを把握しながら、スポーツ振興に資する住民の活動を支援する必要がある。

③ 歳出決算額 197,950円

○ 衛生対策室

1. 清掃費

(1) 清掃総務管理事業（決算書 P. 84）

① 事業の目的・内容

山県郡西部衛生組合の解散を受け、平成 29 年度から本町において発生する一般廃棄物は、本町単独で処理することとなった。排出される廃棄物を適正に処理することにより本町の生活環境の保全を図るとともに、資源化率を向上させることにより循環型社会の構築に寄与する。

② 事業の成果と課題

災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の発生量の推計、処理方針、具体的な処理体制等の検討を行い災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理対応し、復旧を進めることを目的として取り組む。

③ 歳出決算額 8,129,125 円

(2) ごみ処理管理事業（決算書 P. 86）

① 事業の目的・内容

ごみの発生、搬出量の抑制、ごみの分別推進に取り組み、再資源化を進める。

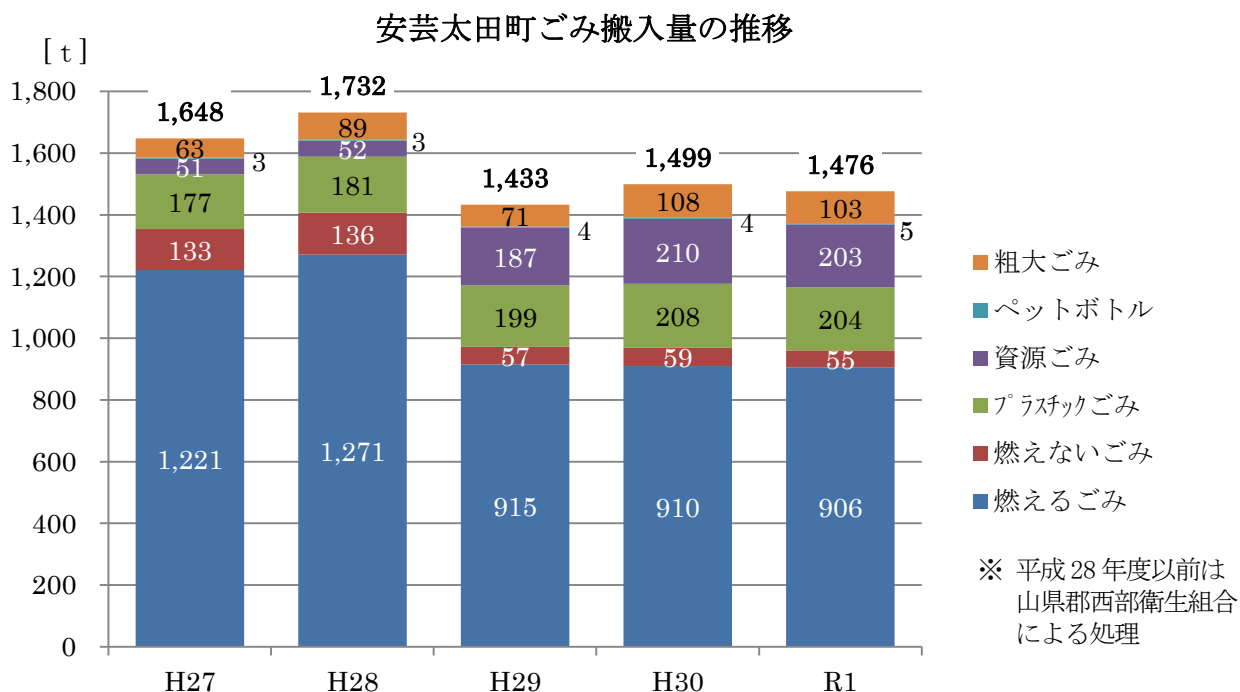
町内のすべてのごみ（一般廃棄物）は、ポックルくろだおに搬入し、適正に処理する。

② 事業の成果と課題

平成 28 年 12 月 28 日に広島市との間で締結された「一般廃棄物の処理に関する基本協定書」により、燃えるごみは広島市安佐南工場に運び焼却処理を委託している。

燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみ等については、ポックルくろだおで中間処理を行い、民間業者に処理委託や売却を行っている（令和元年度リサイクル率：40.1%）。

③ 歳出決算額 113,863,038 円



令和元年度 清掃総務費 委託料

業務名	相手先	所在地	委託金額[円]
災害廃棄物処理計画策定	八千代エンジニアリング (株)	広島市	4,345,000

令和元年度 ごみ処理費 委託料

業務名	相手先	所在地	委託金額[円]
可燃ごみ処理	広島市 安佐南工場	広島市	23,090,836
家庭ごみ収集運搬	(有) 西部パブリック	安芸太田町	18,835,200
	西部環境 (有)		18,966,000
可燃ごみ運搬 (搬出)	(有) 西部パブリック	安芸太田町	8,001,972
	西部環境 (有)		7,881,300
廃プラスチック類処理	ジェムカ (株)	山口県	11,790,521
可燃ごみ (ピット外) 処理		萩市	1,649,676
ガラスびん再生商品化	(財) 日本容器包装リサイクル協会	東京都	42,464
不燃物残渣資源化	(有) すずか	竹原市	274,374
廃乾電池等運搬	日本通運(株)	広島市	0
廃乾電池等処理費	野村興産(株)	大阪府	0
廃乾電池等処理管理費	全国都市清掃会議	東京都	0
ごみ処理施設機能検査	(財) 広島県環境保健協会	広島市	756,000
ごみ処理施設電気保安業務	(株) クラフトコーポレーション	広島市	380,000
ごみ処理施設消防設備点検	(株) 猪原商店	安芸太田町	145,000
ごみ処理施設保守点検	(株) 川崎技研	福岡市	270,000
脱臭装置活性炭取替	(株) カンサイ	広島市	0
ごみ計量システム更新	(株) 光成衡機	福山市	0
家庭ごみ指定袋作成	(株) 猪原商店	安芸太田町	2,924,380
事業ごみ指定袋作成			3,309,444
計			98,317,167

(3) し尿処理管理事業（決算書P.86）

① 事業の目的・内容

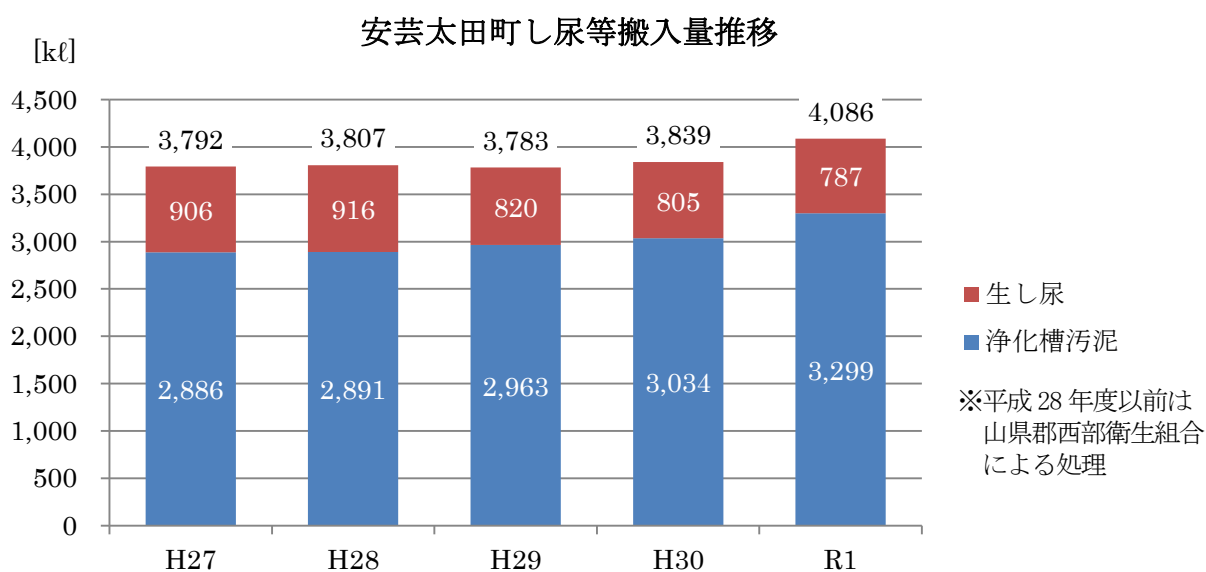
生活排水による水質汚濁及び生態系への影響が生じることのないよう適正に処理を実施し、衛生的な排水処理を推進する。

② 事業の成果と課題

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、燃えるごみと同様に広島市へ処理委託している。そのため、町内の収集を行った後（当日中）に広島市西部水資源再生センターに搬入している。

（生し尿は直営収集・搬出、浄化槽汚泥は許可収集・搬出委託）

③ 歳出決算額 68,321,617 円



令和元年度 し尿処理費 委託料

業務名	相手先	所在地	委託金額[円]
し尿等処理	広島市 西部水資源再生センター	広島市	35,643,425
浄化槽汚泥運搬（搬出）	（株）クリンプロ	安芸太田町	22,220,756
し尿汲取手数料徴収システム保守	（株）サンネット	広島市	595,140
車両文字貼付	芸美工房	安芸太田町	39,600
計			58,498,921

(4) 事務承継事業（決算書P.86）

① 事業の目的・内容

山県郡西部衛生組合から広島市が脱退する際に安芸太田町、北広島町及び広島市の三者間で締結した覚書（平成19年2月19日締結）により協議を行い、ごみ焼却設備及びし尿処理施設等の解体を行う。

② 事業の成果と課題

施設解体に関する覚書を平成30年7月12日に同三者間で締結し、それぞれの費用負担割合を決定した。（安芸太田町：50.1%、北広島町：13.7%、広島市；36.2%）これにより、平成30年度・31年度（令和元年）の二箇年において施設の解体工事を行う。

③ 歳出決算額 190,266,610 円

令和元年度 事務承継事業費

節	業務名	相手先	所在地	委託金額[円]
委託費	旧山県郡西部衛生組合のごみ処理施設等解体工事に係る施工監理業務	日本水工設計(株)	広島市	3,920,400
使用料及び賃借料	土地賃借料		安芸太田町	370,210
工事請負費	旧山県郡西部衛生組合のごみ処理施設等解体工事	奥村組・河本組旧山県郡西部衛生組合のごみ処理施設等解体工事共同企業体	広島市	185,976,000
計				190,266,610

2. ごみ・し尿手数料等収入状況

ごみ処理手数料

区分	調定額[円]	収入済額[円]	不納欠損額[円]	収入未済額[円]	徴収率[%]
現年度分	20,656,852	20,128,652	0	528,200	97.4
過年度分	716,070	682,100	0	33,970	95.2
計	21,372,922	20,810,752	0	562,170	97.4

し尿汲取手数料

区分	調定額[円]	収入済額[円]	不納欠損額[円]	収入未済額[円]	徴収率[%]
現年度分	16,695,350	16,589,730	0	105,620	99.4
過年度分	182,390	104,040	0	78,350	57.0
計	16,877,740	16,693,770	0	183,970	98.9

リサイクル販売収入

種 別	売却量[kg]	売却額[円]	売却単価[円/kg・税抜]
アルミ缶	7,190	869,522	127.0→90.0
スチール缶	7,030	156,615	30.5→12.0
小型電化製品	17,894	24,325	3.0→0.1
粗大ごみ（金属系）	31,949	194,857	6.0→5.0
古紙類	69,290	865,606	
新聞紙	13,210	227,575	22.0→11.5
雑誌	31,050	358,690	14.0→8.5
段ボール	9,320	163,533	21.0→11.5
紙パック	0	0	15.0→9.0
シュレッダー	15,710	115,808	5.0→8.0
ペットボトル	2,930	15,948	5.0
ガラスびん	61,900	0	再商品化合理化拠出金
計	198,183	2,126,873	

※単価変動は10月契約更新によるもの。

雑 入

区 分 ・ 金 額 [円]	備 考
旧山県郡西部衛生組合のごみ処理施設等解体 工事に係る負担金	令和元年度費用 316,494,000円×60%=189,896,400円
広島市	68,742,496 36.2%
北広島町	26,015,806 13.7%
小 計	94,758,302
山県郡西部衛生組合事務承継事業負担金	土地賃借料 年額370,210円
北広島町	80,706 21.8%
小 計	80,706
合 計	94,839,008

○ 農業委員会

1. 農業委員会費

(1) 農業委員会運営事業（決算書P.88）

① 事業の目的・内容

農地の権利移動許認可や農地転用等の法令業務に取り組んでいる。

町内全域の農地パトロールによる農地の利用状況調査を行い、利用状況の把握確認と農地の違反転用を未然に防ぎ、農地の効率的な利活用に努め、経営育成を図るため農地の利用権設定を推進し、遊休農地の解消に努めている。

農業者年金業務については、農業者年金受給権者から提出された届出書等について所定の手続きを行い農業者年金基金に提出している。加えて、農業者年金の加入対象者に対して年金加入促進活動を実施している。

② 事業の成果と課題

町内全域の農地パトロール及び町広報誌の活用による違反転用等防止の周知などにより、違反転用等の早期発見や事前の農地法許可申請につながった。

今後は、農業従事者の高齢化、米価の低迷や有害鳥獣の被害等による生産意欲の低下により、農地の遊休化が進んでいる中で、新規就農者等へ農地の集積を促進し、効率的な利用を図ることが必要である。

【安芸太田町農業委員会体制】

- ・農業委員 10人（定数）
- ・農地利用最適化推進委員 10人（定数）

ア 会議の開催

- ・農業委員会総会 12回

イ 許可申請等処理関係

- | | | |
|------------|-----|------------|
| ・農地法第3条関係 | 34件 | 27,407.82㎡ |
| ・農地法第4条関係 | 11件 | 1,621㎡ |
| ・農地法第5条関係 | 19件 | 14,316.72㎡ |
| ・利用権設定 | 21件 | 80,043㎡ |
| ・相続届出 | 17件 | |
| ・農業者年金業務関係 | 4件 | |

ウ 農地パトロール

- ・調査実施時期 7月～8月

エ 建議

農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき、町に対して、令和2年度に向けて農業施策に対する事業の推進と予算確保の申出を行った。

オ 先進地視察研修

令和元年度は、先進地視察研修を行っていない。

③ 歳出決算額 4,378,481円

○ 選挙管理委員会

1. 選挙費

(1) 選挙管理委員会運営事業（決算書P.64）

① 事業の目的・内容

ア 安芸太田町選挙管理委員会委員（平成31年4月1日現在）

	委員長	職務代理者	委員	委員
委員名	岩本 實夫	道教 雅仁	土橋 瑞江	佐々木 守

イ 選挙管理委員会の開催状況

	開催日	案件
1	令和元年6月3日	定時登録関係 第25回参議院議員通常選挙関係
2	令和元年7月3日	選挙時登録 第25回参議院議員通常選挙関係
3	令和元年7月21日	第25回参議院議員通常選挙
4	令和元年9月2日	定時登録関係
5	令和元年12月2日	定時登録関係
6	令和2年3月2日	定時登録関係 安芸太田町長選挙関係

(2) 広島県議会議員選挙費（決算書P.66）

① 事業の内容及び成果

平成31年4月7日執行 広島県議会議員一般選挙……………無投票

区分	男	女	計	摘要
有権者数	一人	一人	一人	
投票率	—%	—%	—%	
歳出決算額	422,949円			

(3) 参議院議員選挙費（決算書P.66）

① 事業の内容及び成果

令和元年7月21日執行 第25回参議院議員通常選挙

区分	男	女	計	摘要
有権者数	2,602人	2,991人	5,593人	
投票率	65.56%	63.42%	64.42%	
歳出決算額	13,380,945円			

□ 国民健康保険事業特別会計

○ 住民生活課

(1) 概要

① 事業の目的・内容

被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び住民保健の向上に寄与することを目的とする。

② 事業の成果と課題及び経費

本町の国民健康保険被保険者の年齢構成は、60歳以上の被保険者が67.7%を占め、生活習慣病の発症率が高くなる壮年、高齢者が多いことや、被保険者数に対して長期入院者の割合が高いこと等が影響し、一人あたりの医療費が高い状況が続いている。

一方で、被保険者数の減少と高齢化に伴い、国民健康保険税収入は減少しており、給付に見合う財源の確保が厳しい状況となっている。

全国的にも、同様の構造的な課題を抱えており、国民皆保険制度を将来にわたって維持するため、国民健康保険法が改正され、平成30年度から都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となって共同運営することとなり、都道府県は、財政運営の責任主体としての役割などを担うことになった。

広島県においても、県が国民健康保険事業費特別会計を新設し、市町の保険料（税）等を県納付金として集め、これらを財源とする県交付金により、市町の保険給付費を賄うなど、県と市町の特別会計が連携する仕組みを整備して、県単位化のスケールメリットにより財政基盤の安定化を図るとともに、市町間の納付金負担の公平性を確保するため、納付金の財源となる保険料（税）水準を令和6年度から県内統一できるよう、市町には、段階的な保険料（税）率の引上げ等が求められている。

本町としては、被保険者の負担増を可能な限り緩やかにするため、納付金の上昇に対し、基金充当などにより激変緩和措置を図っている。

今後においては、県内全市町と県が連携し、県全体の医療費水準の適正化を図ることを基本として、国保の運営を推進していく。

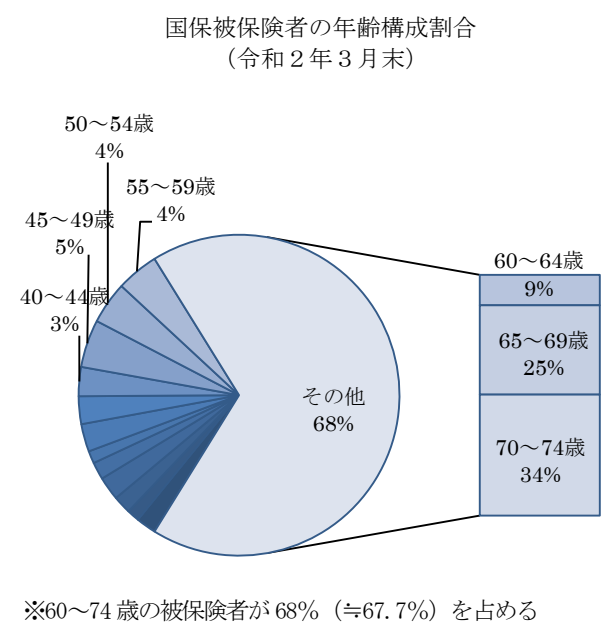
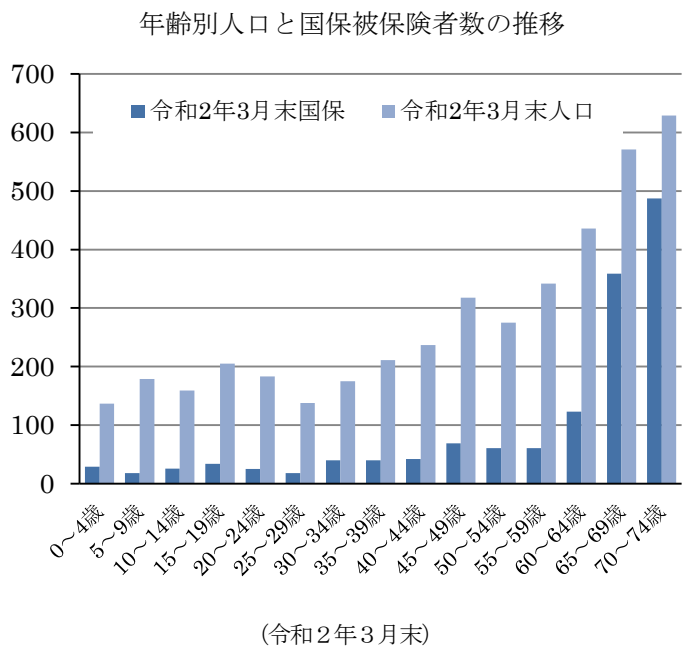
歳入[円]（決算書P.128～133）		歳出[円]（決算書P.134～145）	
保険税	111,296,168	総務費	27,914,309
県支出金	697,747,049	保険給付費	604,933,217
療養給付費交付金	0	県納付金	209,743,475
繰入金	104,248,598	保健事業費	51,409,771
繰越金	611,400	基金積立金	648,093
その他収入	1,632,784	その他支出	18,127,361
合計	915,535,999	合計	912,776,226

ア 被保険者の状況

令和元年度の平均被保険者数は、1,466人で、安芸太田町の全住民の24.09%を占め、

平均加入世帯数は、977 世帯で、全世帯の 31.22%となり、昨年度から人数で 0.18 ポイント、世帯数で 0.93 ポイント減少し、加入率は減少傾向にある。

異動事由別でみると、取得事由では社会保険離脱によるものが最も多く、次いで転入となっており、喪失事由では社会保険加入によるものが最も多く、次いで後期高齢者医療制度への加入によるものが増えている。



国保加入状況 (年度平均数)

	世帯数 [世帯]	被保険者数 [人]	
		一般被保険者数	退職被保険者数
平成30年度	1,003	1,510	5
令和元年度	977	1,466	1

被保険者増減内訳

増	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他	計
	51	157	7	5	0	6	226
減	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他	計
	48	115	6	11	87	7	274

(2) 保険税 (決算書 P. 129)

国民健康保険税については、県単位化に伴い、県内被保険者の保険料 (税) 負担の公平性を確保するため、令和6年度からの保険料 (税) 率の統一と資産割の廃止に向けて、段階的な所得割、均等割及び平等割の引上げと、資産割の引下げを行った。また、口座振替の推進や、滞納者へのきめ細やかな納税相談等に取り組んだが、現年度分収納率は 95.52% となり、昨年度の 95.69% を 0.17 ポイント下回った。引き続き収納率の確保向上に努めて

いく必要がある。

国保税率：対前年度

	令和元年度			平成30年度		
	医療分	介護分	後期支援分	医療分	介護分	後期支援分
所得割	6.45% (+0.25%)	1.4% (±0%)	2.2% (±0%)	6.2%	1.4%	2.2%
資産割	15.0% (△10.0%)	0% (±0%)	5.0% (±0%)	25.0%	0%	5.0%
均等割	23,500円 (+1,000円)	7,200円 (±0円)	8,200円 (+200円)	22,500円	7,200円	8,000円
平等割	17,000円 (+400円)	3,300円 (±0円)	7,000円 (±0円)	16,600円	3,300円	7,000円

国保税率：対令和6年度に達成すべき保険料水準（準統一の保険料率）

	令和元年度			準統一の保険料率		
	医療分	介護分	後期支援分	医療分	介護分	後期支援分
所得割	6.45% (△1.06%)	1.4% (△0.75%)	2.2% (△0.18%)	7.51%	2.15%	2.38%
資産割	15.0% (+15.0%)	0% (±0%)	5.0% (+5.0%)	0%	0%	0%
均等割	23,500円 (△6,903円)	7,200円 (△3,990円)	8,200円 (△1,381円)	30,403円	11,190円	9,581円
平等割	17,000円 (△4,040円)	3,300円 (△2,294円)	7,000円 (+370円)	21,040円	5,594円	6,630円

(3) 療養給付事業（決算書P.135～137）

一般被保険者の療養給付

	令和元年度[円]	平成30年度[円]	増減額[円]	伸率
療養の給付	521,520,238	497,661,465	23,858,773	4.79%
療養費	2,856,078	2,462,736	393,342	15.97%
1人当たり医療費	357,936	331,867	26,069	7.86%

退職被保険者の療養給付

	令和元年度[円]	平成30年度[円]	増減額[円]	伸率
療養の給付	8,750	2,808,120	△2,799,370	△99.69%
療養費	0	22,575	△22,575	△100.00%
1人当たり医療費	8,750	566,139	△557,389	△98.45%

一人当たり医療費は、退職者医療制度の廃止に伴い、退職被保険者が一般被保険者に移行し、一般被保険者分が増加し、退職被保険者分は大幅に減少した。増額要因としては、高額な精神疾患での長期入院や高度な手術などが少数ではあるものの一人当たりの医療費を押し上げている。

(4) その他給付事業（決算書P.137）

種 別	令和元年度		平成30年度	
	件数[件]	支給額[円]	件数[件]	支給額[円]
高 額 療 養 費	1,336	77,520,060	1,279	67,497,268
出 産 育 児 一 時 金	4	1,664,000	5	2,084,000
葬 祭 費	11	330,000	10	300,000

(5) 保健衛生普及事業（決算書P.141）

① レセプト点検の実施

医療費の適正化を図るため、レセプト点検員を配置し、請求内容についての点検等を実施した。内容点検に係る財政効果率は0.17%で、県設定値0.21%を0.04ポイント下回った。

② 医療費通知の実施

医療費に対する理解と認識を図り、健康に対する意識を高める取り組みとして、医療費通知を年6回実施した。

③ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進

ジェネリック医薬品（後発医薬品）については、被保険者の薬代の負担軽減や国保財政の改善に資することから、使用促進の広報誌での周知や、「ジェネリック医薬品希望カード」を配布するとともに、先発医薬品から切り替えた場合の自己負担額差額通知を実施し、後発医薬品への置き換え率は83.9%となり、昨年度から2.8ポイント増加した。

④ 糖尿病性腎症重症化予防事業

広島県医師会、同糖尿病対策推進会議及び広島県による「健康寿命の延伸に向けた糖尿病性腎症重症化予防に係る広島県連携協定」に基づき、重症化するリスクの高い未治療者や治療中断者を対象とする「糖尿病性腎症重症化予防事業業務」を広島県国民健康保険団体連合会に委託し、治療中断者へは、該当者1人に受診勧奨通知を送付し、未治療者への保健指導は、該当者11名に参加勧奨を行ったが参加者は0人だった。

(6) 特定健康診査事業・特定保健指導事業（決算書P.143）

人口の高齢化による医療費の増加が社会的な課題となる中、生活習慣病予防を目的として内臓脂肪症候群（いわゆるメタボリック・シンドローム）の早期発見及び生活習慣の改善による発症と重度化の抑止を図り、医療費の削減に結びつけるため、平成20年度から40歳～74歳までの被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられている。

本町では、第2期データヘルス計画（第3期特定健康診査等実施計画）を策定し、特定

健診受診率及び特定保健指導終了率の目標値を設定し、啓発等に取り組んでいる。

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
特定健診 受診率[%]	45	48	52	55	58	60
特定保健指導 終了率[%]	60	60	60	60	60	60

受診率向上の取り組みとして、未受診者への個別受診勧奨や、治療中の方の検査結果等の情報提供事業を町内医療機関の協力を得て実施し、令和元年度の受診率（令和2年6月末時点）は、42.1%となる見込みで、昨年度の確定値42.6%から0.5ポイント減少する見込みである。

特定保健指導については、令和元年度の合計終了率（令和2年6月末時点）が25.0%となる見込みで、対象者が固定化し、拒否者も多く、頭打ちの状況で、昨年度の確定値31.7%から6.7ポイント下回る見込みである。

今後も集団健診によるがん検診との同時実施や、個別健診への電話・訪問による受診勧奨など、関係課等と連携し、制度の周知と受診率の向上に努める必要がある。

(特定健康診査)

4/1 現在 対象者数	実 施 形 態	受診者数 ^{※1} [人]	年度末有資格受診者	受診率 (R2.6 末時点)
			年度末対象者数	
1,256 人	集団健診（山ゆり健診）	316	464 人 1,101 人	42.1%
	人間ドック・原爆健診	119		
	個別医療機関健診	48		
	医療機関情報提供	26		
	合 計	509		

※1 年度途中で資格喪失した者を含む数値。よって、年度末有資格受診者（法定数値）と差が生じている。

(特定保健指導)

対 象 者 数		利用者数	終了者数	終了率	合計終了率 (R2.6 末時点)
動機付け支援	44 人	34 人	13 人	29.5%	25.0%
積極的支援	8 人	7 人	0 人	0.0%	
合 計	52 人	41 人	13 人	25.0%	

○ 健康づくり課

1. 保健施設事業費

(1) 歯科保健センター運営事業（決算書P.141）

① 事業の目的・内容

いつまでもおいしく食べるため、嚥下機能の維持向上を目的に、ライフステージに応じた口腔ケア事業を実施し、むし歯や歯周病の予防、早期発見・早期治療につなげ、口腔機能に対する意識の向上を図る。

また、生涯自分の口で食べられるよう、8020（80歳で20本の歯を維持すること）を目的に、歯科検診、フッ素塗布、ブラッシング指導、高齢者の口腔機能向上リハビリ、要介護者の口腔ケア等幅広い指導を行っている。

区分	事業名	内容	対象者	参加延人数
訪問	訪問口腔ケア	口腔ケア指導	要介護者	585人
健康 診査	妊婦歯科検診	妊婦歯科検診	妊婦	8人
	乳幼児健康診査	歯科検診・指導	9か月・1歳半・2歳半・3歳	113人
	乳幼児フッ素塗布	フッ素塗布	乳幼児（保育所・幼稚園含む）	356人
	中高年歯科検診	歯科検診・指導	20歳以上	130人
健康 教育	幼児ブラッシング教室	ブラッシング 指導・事後指導	幼児	68人
	児童・生徒健康教室		小中学生・高校生	612人
	妊婦交流会		妊婦	4人
	口腔ケア講演会	講演会	保健・医療・福祉関係者	65人
	啓発活動	歯周病予防教室	住民組織・施設職員	29人
健康 相談	育児相談	個別相談・指導	乳幼児及び保護者	133人
連携 会議	子育て支援連携会議	連携会議	保育士等（11回）	138人
	歯科保健連携会議		歯科医師等（1回）	14人
	養護部会		小中学校養護教諭（1回）	10人
	歯科衛生連絡協議会		山県郡歯科医師会（6回）	94人
	歯科医療連携室運営協議会		山県郡歯科医師会（1回）	11人
	芸北地域保健対策協議会		西部保健所・安芸高田歯科医師会・山県郡歯科医師会（2回）	26人
	NST委員会（安芸太田病院との連絡会議）		安芸太田病院職員（18回）	178人
表彰	8020達成者表彰	表彰	80歳代	26人
	はっらっ家族表彰		3歳児親子	15組

② 事業の成果と課題

今後も、町内の各関係機関と連携のもと、乳幼児期から高齢者まで検診・相談・教室等をきめ細かく実施し、歯科に対しての意識向上に繋げていく。

各ライフステージに応じた歯科保健指導を実施している。壮年層への歯周病予防の取り組みとしては個別での検診も確立してきたが、指導を実施する機会が少ないことが課題である。また、妊婦・乳幼児期からの歯科保健活動を継続する中で、むし歯の保有数が多いケースについて入念な関わりが求められる。

③ 歳出決算額 4,289,832 円

2. 運営事業費

(1) 国保総合保健施設運営事業（決算書P.141）

① 事業の目的・内容

保健・医療・福祉関係機関及び住民自主組織等と連携し、健康教育、健康相談、家庭訪問等を実施している。運動とあわせて食生活にも課題がみられることから、食育に関する研修会や町内行事とあわせて減塩運動の推進や野菜摂取量を増やす等の普及啓発に努めている。国保事業に関しては国保担当課である住民生活課と協力し、保健事業の実施や実働部分を担っている。

また、集いや訪問等を通して、障がいのある方との人間関係を築くとともに、社会や地域と交流するきっかけづくりを通して、孤立を防ぎ自立を支援するため様々な事業を展開している。

② 事業の成果と課題

「第2次健康安芸太田21」に基づき、各種関係機関の協力を得ながら、健康寿命の延伸や減塩、禁煙、飲酒等に対する取り組みを実施した。

引き続き、生活習慣病に起因した医療費の増加に対する取り組みや青壮年期の運動推進、心の健康づくり等、すべての住民が健康で暮らしていくための施策を展開していく。

当町は40歳から医療費が顕著に上がり始めるため、職域保健など健康保険の種別を超えた取り組みが将来の国保医療費の抑制・住民の健康寿命の延伸にも必要なことと考えられる。

第4期生となるヘルスマイスター（運動普及推進員）の養成講座を実施し、新たに19名が認定された。今後の活動がよりよいものとなるよう支援を継続していく。

また、今後は取り組みの検証・改善をしていくための仕組みづくりが必要である。

ア 健康づくり事業

区 分	内 容	参加延人数
生活習慣病予防対策	ヘルスマイスターの再教育と活動支援	203 人
	糖尿病性腎症重症化予防	0 人
	糖尿病性腎症重症化予防フォローアップ事業	2 人
食生活改善事業	減塩普及活動	954 人
	サロン活動支援	123 人
	地域伝達活動	67 人
	健康増進のための地域活動	110 人
	献血事業における食生活指導	224 人
	ウォーキング大会支援	533 人
	男性料理教室	54 人
医療費適正化事業	医療機関多受診・重複受診者訪問指導	0 人

イ 健康安芸太田 21 推進事業

区 分	内 容	参加延人数
健康安芸太田 21 推進事業	第 13 回安芸太田ウォーキング大会	533 人

ウ 精神保健・障がい保健事業

区 分	内 容	参加延人数
精神保健・障がい保健事業	精神障がい者交流会（プチソーシャル）	63 人
	お酒の悩み相談会	280 人
	アルコールに関する教室（小中学生）	40 人
	個別訪問支援	105 人
	お陽さま相談（療育相談） ※2か月毎	27 人

③ 歳出決算額 7,631,063 円

3. 特定保健指導費

(1) 特定保健指導事業（決算書 P. 143）

① 事業の目的・内容

山ゆり健診等の特定健康診査の結果から特定保健指導該当者を把握し、生活習慣病予防と疾病の重症化予防、健康の維持・医療費の増加を防ぐために指導を行っている。

② 事業の成果と課題

特定保健指導の集団指導では、本町が健康づくりとして進めている有酸素運動を取り入れた運動を中心とした指導を行い、生活習慣の改善と継続した運動習慣の定着を図っている。介入困難なケースや経年して対象者に上がる者に対して、介入方法・指導内容の見直しや改善、指導終了後の定期的なフォローアップが必要である。

令和元年度 特定保健指導集団指導実施状況

区分	内容	参加延人数
生活習慣病予防対策	特定保健指導運動教室	28 人

③ 歳出決算額 374,792 円

□ 後期高齢者医療事業特別会計

○ 住民生活課

1. 後期高齢者医療

(1) 概要

① 事業の目的・内容

高齢者が安心して医療を受けることができるよう、高齢者にかかる医療費を社会全体で支えあうため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい高齢者医療制度として平成20年4月から事業開始されている。

本事業の運営については、各種申請書の受付や、保険料徴収に関する事務は各市町が行い、財政運営は県内全23市町が加入する「広島県後期高齢者医療広域連合」（以下、「広域連合」）が行なっている。

ア 被保険者

- ・ 65歳から74歳で一定の障がいがある者（本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた者）
- ・ 75歳以上の者

		令和2年3月末現在		
		一般	現役並み所得者	
被保険者数 [人]	～74歳	61	61	0
	75歳～	1,886	1,856	30
	計	1,947	1,917	30

イ 医療費の負担

原則として1割（現役世代並みの所得のある者は3割）

ウ 療養の給付状況

	保 険 者 負 担 額[円]		
	安芸太田町分	一般	現役並み所得者
療 養 給 付 費	1,754,625,839	1,738,267,074	16,358,765
療 養 費 等	3,894,083	3,875,414	18,669
高 額 療 養 費	49,082,848	47,250,713	1,832,135
高額介護合算療養費	1,583,457	1,583,457	0
合 計	1,809,186,227	1,790,976,658	18,209,569

② 事業の成果と課題

安定した事業運営が実施できており、今後も運営主体である広域連合と連携をとりながら、制度の適正な実施に取り組んでいく。

(2) 一般管理事業

① 事業の目的・内容

資格・給付に係る申請書を受付け、広域連合に進達した。

申請書等の名前	[件]	申請書等の名前	[件]
資格異動届	1	療養費支給申請書	72
被保険者証再交付申請書	50	高額療養費支給申請書	76
障害認定申請書	20	葬祭費支給申請書	114
限度額適用・標準負担額認定申請書	72	食事（生活）療養差額支給申請書	1
特定疾病認定申請書	1	申立・誓約書（相続手続）	46
被扶養者届	1	振込口座変更依頼書	9
基準収入額適用申請書	2	高額介護合算療養費支給申請書	128
住所地特例該当届	2	兼自己負担額証明書交付申請書	
誓約書	1	第三者行為による被害届	1
保健福祉手帳	1		

② 歳出決算額 13,355 円

(3) 徴収事業

① 事業の目的・内容

後期高齢者医療保険料の現年度分収納率は、特別徴収 100%、普通徴収 99.80%で高い水準となっている。

② 歳出決算額 346,902 円

(4) 後期高齢者医療広域連合納付事業

① 事業の目的・内容

ア 事務費納付金

後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合へ、事業実施に係る事務費負担金を納付した。事務費負担金の算出方法は、均等割 10%、後期高齢者人口割 50%、人口割 40%である。

イ 保険料等納付金

被保険者から徴収した保険料を、運営主体である広域連合へ納付した。なお、納付金額は、令和 2 年 3 月末時点での収納額であり、4 月以降に収納したものについては、翌年度において納付する。

また、高齢者の医療の確保に関する法律第 99 条第 3 項の規定に基づく後期高齢者医療保険基盤安定負担金を、広域連合へ納付した。

※ 軽減被保険者数 1,551 人（7 割軽減 1,064 人、5 割軽減 276 人、2 割軽減 206 人、5 割軽減（被扶養者）5 人）

② 歳出決算額 136,776,290 円

□ 介護保険事業特別会計

○ 福祉課 福祉事務所

1. 介護保険

(1) 概要

① 事業の目的・内容

介護保険は、介護を必要とする状態になっても安心して生活を送ることができるよう、介護を社会全体で支えることを目的とした制度であり、加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する。

また、介護保険制度の持続可能性を確保、高齢者の自立支援と重度化防止、在宅医療と介護の連携や認知症予防を含む介護予防の取り組み強化等により、「地域包括ケアシステム」を深化・推進させていく。

② 事業の成果と課題

加齢に伴い生じる心身の変化に起因する疾病等により、要介護（要支援）状態となり、入浴や排泄・食事等の介助、機能訓練並びに療養上の管理その他の医療を要する人、また基本チェックリストの実施によって総合事業の対象となった人について、その有する能力に応じ、少しでも自立した日常生活を営むことができるようにするため、必要なサービスに係る給付を行った。また、「介護予防と地域づくり」をコンセプトに住民が主体となつて行う「住民運営の通いの場」の設置数も伸びており、今後町内への拡大、それに伴う支援も必要となる。

本年度は第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）の2年目となり、事業の進捗状況の確認を行いながら、要介護（要支援）状態の重度化防止をめざし、「介護予防と地域づくり」を目的とした介護予防事業及び認知症施策に取り組んだ。

次年度は第8期介護保険事業計画策定の年にあたり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果を踏まえながら、各関係機関との協議・検討を重ね、既存の介護サービスや制度の見直し、地域支援事業を活用したサービスの展開を行うことで、更なる「地域包括ケアシステム」の深化・推進をめざす。

介護保険事業特別会計の収支状況（令和元年度）

歳入[円]（決算書P.162～）		歳出[円]（決算書P.170～）	
保険料	217,326,209	総務費	7,043,643
使用料及び手数料	15,400	保険給付費	1,168,019,107
国庫支出金	344,073,965	基金拠出金	0
支払基金交付金	322,788,000	地域支援事業費	51,498,566
県支出金	188,338,826	基金積立金	24,988,155
財産収入	161,878	諸支出金	15,019,180
繰入金	184,309,955	予備費	0
繰越金	39,417,782		
諸収入	378,600		
合計	1,296,810,615	合計	1,266,568,651

2. 賦課徴収費

(1) 賦課徴収事業（決算書 P. 171）

① 事業の目的・内容

介護保険事業の費用を賄うため、介護給付費等から公費負担分や交付金、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）保険料等を差し引いた額を、第1号被保険者（65歳以上）から介護保険料として徴収する。

② 事業の成果と課題

介護保険料の収納率の向上をめざし、普通徴収対象者に対する口座振替への勧奨や未納者に対する督促・催告に加え、滞納処分（差押）を実施する等、介護保険料徴収の取組みの強化を図った。また、町民広報紙を活用し定期的に介護保険制度及び介護保険料の納付について周知を行った。

特別徴収と普通徴収を合わせた介護保険料の現年度分の収納率は、平成30年度実績と比較すると0.06%増加し、100.02%であった。また、現年度分の普通徴収分だけを見ると、昨年度の実績より1.8%増加した。滞納繰越分については、収納率が7.39%増加した。

平成29年8月から適用となった年金受給に必要な資格期間の短縮（25年→10年）に伴い、未納額については減額傾向にあるが、未納者の多くが高額滞納者であるため、今後も個別徴収体制を強化し、督促・催告・滞納処分等による方法により収納率の向上及び滞納保険料の減額に努めていく。

③ 歳出決算額 29,701 円

ア 第1号被保険者数 3,094 人（令和2年3月31日現在）

イ 介護保険料基準月額 6,300 円

ウ 徴収状況 (単位：円)

区分	調定額	収納額累計	還付未済額	不納欠損額	未納額	収納率※	
現年度分	特別徴収	205,637,252	205,637,252	239,672	0	100.12%	
	普通徴収	11,268,410	11,067,860	6,140	0	98.27%	
	小計	216,905,662	216,705,112	245,812	0	100.02%	
滞納繰越分	普通徴収	1,875,310	375,285	0	40,320	1,459,705	20.45%
合計	218,780,972	217,080,397	245,812	40,320	1,660,255	99.35%	

※収納率＝（収納額累計＋還付未済額）÷（調定額－不納欠損額）×100

3. 介護認定審査会費・認定調査費

(1) 認定調査事業（決算書 P. 171）

① 事業の目的・内容

介護保険サービスを利用するために、必要な介護量を認定するための要介護認定に伴う調査及び審査会の運営を行う。

② 事業の成果と課題

要介護（要支援）認定者数は、令和元年度も前年度と比較し要介護（要支援）認定者数は減少している。減少の要因としては、新規申請の相談を受けた際に申請理由を明確にし、

状況によっては地域支援事業（介護予防事業）のサービスに繋げていったケースが多いことがあげられる。また、更新申請の際も担当ケアマネの「必要に応じた申請」への転換がみられることも要因となっている。

認定調査については、専門性と経験が必要とされる要介護認定の調査に対応するため、認定調査員を専属雇用し、適正な要介護認定の推進を図っている。また、令和元年度末の新型コロナウイルス感染症予防対策のために認定調査員の従事回数も増加しており、認定調査員のスキルアップも行いながら、更なる要介護認定の適正化に努め、併せて介護給付費の適正化に繋げていく。

認定審査会実施状況（令和元年度）

内 容	人数及び回数等
審査委員数[人]	22
介護認定審査会開催数[回]	45
審査件数[件]	515

要介護（要支援）認定申請状況（単位：件）

新規申請	区分変更申請	更新申請	合 計
126	89	300	515

要介護（要支援）認定状況（令和2年3月31日現在）（単位：人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	82	61	141	125	121	111	80	721
(65歳以上75歳未満)	4	4	8	6	6	2	5	35
(75歳以上)	78	57	133	119	115	109	75	686
第2号被保険者	0	0	0	1	0	1	0	2
総 数	82	61	141	126	121	112	80	723

- ③ 歳出決算額 介護認定審査会費 1,602,620 円
認定調査費 4,177,912 円

4. 介護保険事業計画策定委員会費

(1) 介護保険事業計画策定委員会運営事業（決算書P.173）

① 事業の目的・内容

令和元年度は、第7期介護保険事業計画（平成30年度から令和2年度）の中間年度にあたる。本計画の進捗状況の確認、各事業の見直しを行うために、安芸太田町介護保険事業計画策定委員会を開催する。

② 事業の成果と課題

策定委員会では、第7期介護保険事業計画の計画内容と現況を比較・検討し、課題となっていた認知症関係事業等の地域支援事業の実施、拡充や新たなサービスの創出、また当初

計画には見込んでいなかった介護施設整備の計画の見直し等について検討し、継続課題とした。また、在宅医療・介護連携の部門や生活支援・介護予防サービスの基盤整備などについて課題となる点が多いため、早急なる対応が必要であることを確認した。

次期計画の策定準備も含め、今後も策定委員会において進捗状況を報告するとともに、「医療・介護・保健・福祉・生活支援」を組み合わせた包括的なサービスを提供する仕組みづくりを推進すべく協議を進めていく。

③ 歳出決算額 44,720 円

5. 介護サービス等諸費

(1) 居宅介護サービス給付事業、施設介護サービス給付事業（決算書P.173）

① 事業の目的・内容

介護（支援）サービス利用に係る費用（サービスの種類ごとに決められた基準額）の9割分（一定以上の所得のある人については、8割または7割分）を、介護給付費として給付する（ただし、要支援認定者の訪問介護・通所介護は地域支援事業へ移行したため含まれない）。

② 事業の成果と課題

介護サービス費全体をみると、介護認定者の減少に伴い昨年度と比較して約9,900万円強の減額となっており、全体的なサービス利用者数も減少している。

居宅介護（支援）サービス費については、訪問介護の利用件数・給付費の増額がみられ、付随して通所型サービス等の利用件数・給付額も増額している。福祉用具購入や住宅改修等のサービス利用も増えており、身近なサービスの需要が高い傾向にある。

地域密着型サービス費については、小規模多機能型居宅介護の利用者数・給付費ともに減少しており、「通所・訪問・泊まり」の複合型サービスに対する必要性は高いが利用増にはつながっていない。また、施設サービス費については、施設利用重視傾向は変わらないが昨年度と比較して「介護老人保健施設」以外の施設利用が減少し、施設サービス全体の給付費は減額となった。今後は「介護医療院」の利用も増加が見込まれる。

本町は、県内でも一人あたりにかかる給付費が高い状態にある。人口の減少は止まらず、施設重視の意向が介護給付費全体の施設サービス関連給付費の増額にも表れている。

後期高齢者の増加、在宅における高齢者世帯の増による老老介護、家庭での介護力低下など、施設重視の意向に伴う介護給付費の増額は今後においても予測されるため、今後は介護認定に至るまでの若年層からの介護予防、社会資源、内的資源を活用した介護予防事業の拡充と地域づくり、要介護認定の平準化の取組等、更なる介護給付の適正化に努めていく必要がある。

③ 歳出決算額

居宅介護サービス給付事業	464,249,696 円
施設介護サービス給付事業	602,402,572 円
審査支払手数料事業	702,600 円
高額介護サービス事業	23,946,824 円
特定入所者介護サービス事業	76,717,415 円

ア 居宅介護（介護予防）サービス受給者数 (単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	25	31	95	91	49	20	7	318
第2号被保険者	0	0	0	1	0	0	0	1
総 数	25	31	95	92	49	20	7	319

イ 地域密着型（介護予防）サービス受給者数 (単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	0	0	9	24	14	7	3	57
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0
総 数	0	0	9	24	14	7	3	57

ウ 施設介護サービス受給者数 (単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
介護老人福祉施設	0	0	0	2	24	63	56	145
介護老人保健施設	0	0	10	10	14	14	6	54
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	1	0	1
介護医療院	0	0	2	1	0	1	0	4
総 数	0	0	12	13	38	79	62	204

エ 介護給付費 (単位：円)

令和元年度介護給付費支払総額	1,168,019,107
(内、施設等分)	689,993,305
(内、居 宅 分)	478,025,802

オ 主なサービスごとの給付費 (単位：円)

内 訳		平成30年度実績	令和元年度実績
居宅介護 (支援)	訪問サービス（訪問介護・訪問看護 他）	26,413,108	36,501,682
	通所サービス（通所介護・通所リハビリ）	119,792,211	126,937,868
	短期入所サービス（生活介護・療養介護）	81,184,092	80,343,149
	福祉用具・住宅改修サービス	27,829,100	30,400,630
	特定施設入所者生活介護	23,697,455	19,064,848
	介護予防支援・居宅介護支援	36,564,765	37,401,650
地域密着型サービス（小規模、G、H他）		136,913,499	133,599,869
施設介護	介護老人福祉施設	436,588,745	435,705,293
	介護老人保健施設	164,692,719	161,402,025
	介護療養型医療施設	16,965,610	2,702,579
	介護医療院	2,527,983	2,592,675
特定入所者介護（予防）サービス費		78,791,500	76,717,415
高額介護（合算）サービス費		25,323,304	23,946,824
審査支払手数料		656,050	702,600
合 計		1,177,940,141	1,168,019,107

(2) 介護給付適正化事業等の実施

① 事業の目的・内容

介護保険事業と給付費の適正な運用のため、適切な介護サービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的として、ケアプランの点検と意識啓発及び介護事業者への実地指導を行う。

② 事業の成果と課題

ケアプラン点検事業は、適正化事業の中でも重要性が高く、本年度も広島県国民健康保険団体連合会と連携した町内居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所へのケアプラン点検支援事業を実施した。広島県ケアマネマイスターの支援を受けて、提出されたケアプランの内容を介護支援専門員とともに検証・確認・助言し、この点検を通じて、再度介護支援専門員の業務に対する意識向上とケアプランの自立支援型への移行を図った。

また、介護保険事業所等の適正運営や介護給付費の適正な支出を促すため、介護事業所に対する実地指導を行い、人員等の基準や報酬算定、事業の実施内容などについて確認・助言、保険者と事業所との連携を図った。

今後も特に居宅介護支援事業所に対する実地指導を強化するとともに、介護支援専門員に対する研修、情報交換を通じて介護支援専門員個々のスキルアップ、職務に対しての意識啓発を図り、更に介護給付の適正化にもつなげていく。

町内事業所への指導状況（令和元年度）

内 容	件数
ケアプラン点検（町内居宅介護支援事業所及び近隣市町）	7
事業所実地指導（居宅介護支援事業所）	2

6. 地域支援事業費

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営み、住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう必要な支援を行う。

(1) 地域包括支援センター運営事業（決算書P.175）

① 事業の目的・内容

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行う中核的機関を担うものであり、高齢者の総合的な相談窓口として位置づけられており、相談者及び関係者に対して適切な支援を行う。

② 事業の成果と課題

高齢者の総合的な相談窓口である「ワンストップ総合窓口」として各部署との連携を図りながら機能を果たした。高齢者世帯による老々介護等家庭内での介護力の低下、その後の単身世帯の増加、家族間のつながりの希薄化等、時代の流れに応じて相談内容も複雑多岐に及んでいる。更なる制度間の調整と多様な連携が必要となってきたのが現状である。次年度は、地域包括支援センターの相談窓口としての役割を住民に定期的に周知する

ことが必要である。

地域包括支援センターにおける総合相談の状況（令和元年度）

内 容	人数及び件数
総合相談の状況 【主な内訳】 介護保険に関すること 認知症に関すること 成年後見・経済に関すること 高齢者虐待に関すること	延べ 233

(2) 権利擁護事業

① 事業の目的・内容

権利擁護事業は、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持できるよう、権利侵害行為の対象になりやすい高齢者、自ら権利行使や権利主張できない状況にある高齢者に対し、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行う。

② 事業の成果と課題

高齢者の権利擁護等に対する研修会を行い、高齢者をはじめ地域の民生委員等を含めた様々な参加者による権利擁護の学習を行った。

高齢者の虐待に関する「相談窓口」としての地域包括支援センターの役割を、一般住民をはじめ民生委員等や関係機関に随時発信し、相談しやすい窓口をめざす。

権利擁護事業の状況（令和元年度）

内 容	参加人数
権利擁護・成年後見制度に関する普及啓発 【研修会】内容：「相続研修会～相続に関するルールが大きく変わります」 講師：広島銀行 加計支店 奥 昌之氏	33
【研修会】内容：「成年後見セミナー～住み慣れたこの地域で安心した生活を送るために」 講師：山下・長井法律事務所 日野 真裕美氏	43
成年後見制度の町長申立[件]	3

(3) 認知症総合支援事業（決算書 P. 175）

① 事業の目的・内容

年々身近な疾病となりつつある認知症への理解のための普及啓発、また、認知症の方や家族を地域で温かく見守ることのできる、認知症にやさしい地域づくりをめざした啓発事業等を行う。

② 事業の成果と課題

住民一人一人が認知症について理解していくことを目的として、昨年度と同様に町内の中学生、企業や警察署との連携によるサポーター養成講座を開催した。民生委員に対しても認知症の勉強会を継続して開催し事業の啓発を行ったが、育成されたサポーター及びキャラバンメイトをどのように活かしていくかが課題である。

また、新たに町内の喫茶店を会場として「認知症カフェ（やすらぎカフェ）」を月に1回実施し、参加者がともにお茶を飲みながら学び・体操等を行い、地域・住民への認知症への周知を図った。

認知症に優しい地域づくりを行っていくためには、様々な場面を活用し住民に対して認知症への理解と相談窓口を定期的に周知していくことが必要である。

今年度は徘徊高齢者等の早期発見を目的とした町内のネットワークを構築した「SOSネットワーク事業」体制を整備した。次年度は「認知症初期集中支援チーム」の体制が機能するよう認知症支援について充実を図る。

③ 歳出決算額 22,510 円

認知症総合支援事業の状況（令和元年度）

事業	内容	参加人数
認知症の啓発	認知症サポーター養成講座（6回） 対象者 中学生、サロン、寺住職、企業、警察署等	74
	認知症勉強会（2回） 対象者 民生委員	24
認知症相談	認知症に関する相談会（2回） （物忘れ相談会は新型コロナウイルス感染症対策で中止）	1
介護者の集い	認知症の家族等の介護者の集い（12回）	44
やすらぎカフェ（認知症カフェ）	住民、キャラバンメイト、グループホーム入居者等との交流（6回） （8月開始、2月以降は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）	148

(4) 生活支援体制整備事業（決算書P.175）

① 事業の目的・内容

昨年度に引き続き生活支援コーディネーターを中心に、本町における「支え合いの仕組みづくり」を考えるための協議体委員会による地域の現状・課題を把握するとともに、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく。

② 事業の成果と課題

ア 協議体委員会の開催

協議体委員には各分野で実務に従事する人から選任し、地域や高齢者に必要なサービスの課題を検討し、今後の事業に繋げていけるよう協議した。協議体委員会は6回開催し、次年度は新たに選出される委員のもと継続協議とする。

協議体の運営については、生活支援コーディネーターを中心として行うが、再度、第7期介護保険事業計画の基本的指針等を踏まえた保険者や関係機関との慎重な協議・検討が必要である。

イ 生活支援サポーター養成研修会の実施

昨年度に引き続き「プラチナ大学校」（広島県社会福祉協議会受託事業）を生活支援サポーター養成研修会として開催した。研修会では、高齢者を支えていくために、最低限必要な知識・技術を理解し、基本的な介護を実践し人材育成を図り地域の担い手として意欲的に参加する人材の養成を行った。

今後は育成された人材が具体的に地域でのサポーターとして活動できるしくみづくりが必要となる。

ウ 生活支援サポーター養成研修会修了者へのフォローアップ研修の開催

地域で活動できる担い手としてより意欲的に活動ができるよう研修会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

エ 「住民運営の通いの場」実施のための啓発活動

地域の高齢者が歩いて通える範囲内で原則週1回は集い、交流し、介護予防の体操を行う「通いの場づくり」を、住民が自主的に行えるよう支援している。

令和元年度新設置支援は7か所、令和2年6月現在活動している地域は19箇所、登録人数約200名となっている。

生活支援体制整備事業の状況（令和元年度）

事業	内容	実人数
生活支援サポーター養成研修会	研修日数：5日 内容：講義 ① 地域共生社会の実現に必要なあなたのチカラ ② 地域のちょっとした困りごとに応える生活支援活動 ③ 活動の前に知っておきたいこと ④ 地域の中でどのように生活支援活動が繰り広げられるのかを学ぶ ⑤わたしが地域で活躍する姿をイメージする	20
住民運営の通いの場づくり支援	支援か所：7 ●戸河内（戸河内地区） ●筒賀（山崎山ノ廻地区） ●加計（辻の河原・丁川・香草・鮎ヶ平・殿賀地区） その他： ・町内地域への「いきいき百歳体操」の説明	104
協議体委員会の開催	構成委員：12人 実施回数：6回 協議内容：高齢者のための生活課題抽出作業及び具体的なサービスの検討等	

③ 歳出決算額 1,951,795円

(5) 介護予防・生活支援サービス事業（決算書P.177）

介護予防・生活支援サービス事業にかかる歳出額は 30,709,391 円、この事業に係る審査支払手数料は 52,491 円であった。各項目について以下に記す。

● 介護予防・生活支援サービス事業

① 事業の目的・内容

今年度は要支援認定者またはニーズ調査から対象者を抽出し訪問介護・通所介護について既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPOや民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体も活用した高齢者支援を行う。

② 事業の成果と課題

介護事業所による既存の介護予防訪問介護・介護予防通所介護（現行相当サービス）と併せ、人員基準や運営基準を緩和した通所型の介護予防サービスを実施した。このサービスは、介護予防・認知症予防・交流を目的とした「介護予防教室」であり、町内4会場とも週1回、5か月間開催した。住民がボランティア（送迎と講座支援）として参加できることも、この介護予防教室の特色の一つである。

教室の参加者及び住民ボランティアからは、楽しみながら参加できたとの意見も聞かれ、介護予防教室の終了後に基本チェックリストデータを検証すると、改善に向かった教室参加者が多く、本事業の成果が伺える。

介護予防教室が終了した後の事業参加者の次なる受け皿として、「住民運営の通いの場」への移行も始まり、継続して受け皿づくりへの支援等も必要となる。

介護予防・生活支援サービス事業の状況（令和元年度）

内 容	実施回数 [回]	金 額 [円]
訪問介護（現行相当）	130	426,816
通所介護（現行相当）	2,430	15,174,855
居宅介護支援	394	1,725,850
基準緩和型通所介護予防教室（委託型）	85（延べ1,078人）	5,591,020
（1）加計教室（火曜日）	22（延べ277人）	
（2）戸河内教室（水曜日）	25（延べ302人）	
（3）修道教室（木曜日）	19（延べ249人）	
（4）筒賀教室（金曜日）	19（延べ250人）	

● 配食サービス事業

① 事業の目的・内容

住み慣れた地域で在宅生活を維持していくため、食の自立支援と見守りを目的として、65歳以上の単身世帯、又は高齢者のみの世帯、介護保険の要介護認定で要介護1から要介護5に認定された人、要支援1又は要支援2と認定された人のうち、認知症や低栄養状態のおそれが高いなど食事確保が困難な人等を対象に、栄養バランスのとれた食事を直接手渡しするとともに、訪問時に安否確認を実施する。

② 事業の成果と課題

利用料金は1食（ごはん・おかず・汁物）450円である。

利用者からのニーズや提供事業者の移行により課題であった「ボランティアの高齢化、提供日数の拡大、事業の継続性及び持続性」についても改善を図り、就労継続支援A型事業所として弁当づくりを担い、また、ひきこもり者を雇用することで障がい者の就労支援にも結びついている。

配食サービスの提供日数も祝日に関係なく、月曜日から金曜日に提供する（年末年始は除く）しているが、土日の利用希望も多くさらなる提供日数の拡大ができるよう調整していく。

移行当初は、配達時間の遅延や味が不安定の不安要素もあったが、管理栄養士によるメニューの改善等により利用登録者も年々増加しており、1日80食を超える配達日もある。また週5回利用の方も増えてきており食の自立支援を担っている状況である。

配食サービスの状況

項目	実績（前年度実績）	
配食総数	17,313食（11,846食）	
利用者数	延1,201人	
年間平均	67.4食/日	
曜日別配食数		
月	3,141食（1,839食）	
火	3,724食（2,806食）	
水	3,659食（2,636食）	
木	3,257食（2,536食）	
金	3,471食（2,029食）	
介護度別利用割合	要介護5	0.0%
	要介護4	0.9%
	要介護3	9.0%
	要介護2	16.2%
	要介護1	22.5%
	要支援2	16.2%
	要支援1	4.5%
	自立	30.6%
安否確認率	77.7%	
歳出金額（委託料）	7,790,850円 委託料単価：450円/食	

※ 配食総数と曜日別の合計の差61食は試行で行った土曜日分

(6) 一般介護予防事業（決算書P.177）

① 事業の目的・内容

高齢者を年齢や心身の状況、要介護認定の有無等によって分け隔てることなく、地域での人と人との繋がりを通して、地域の互助、民間のサービスなどと連携を図り、住民運営

の通いの場や専門職等を活かした自立支援の取組を行う。要支援・要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現をめざす。

② 事業の成果と課題

ア 介護予防普及啓発事業（通所型）

	回数	参加実人数	参加延人数
栄養改善・口腔機能向上 （おいしい教室）	8回	27人	90人
住民運営の通いの場づくり	13か所	154人	

イ 地域介護予防活動支援事業

シニア健康大学	実施回数	9回
	参加延人数	482人

ウ いきいきふれあいサロン講師派遣事業（社会福祉協議会と連携実施）

サロン派遣	実施回数	32回
	参加延べ人数	519人

エ 一般介護予防事業評価事業

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年度）

調査目的	日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資する
対象者	65歳以上の一般高齢者及び要支援1、2の高齢者
圏域名	全体（加計・筒賀・戸河内）
配布数	2,515人
有効回答数	1,752人
有効回答率	69.7%

在宅介護実態調査（令和元年度）

調査目的	「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する
対象者	65歳以上の要支援1、2または要介護1～5認定者
圏域名	全体（加計・筒賀・戸河内）
調査方法	認定調査員または居宅介護支援専門員による訪問調査
有効回答数	213人

高齢者が地域で生きがいを持ち、幸せを感じながら生活していくためには、身体機能低下を防ぐための筋力維持への取組や、人と人との繋がり、役割づくりが必要となる。運転免許を返納する高齢者が増える中においては、距離が遠いところで事業を行うのではなく、

歩いて通える範囲において実施できる少人数の住民が主体となって行う「通いの場」や「サロン」づくり事業が今後は介護予防の重点策となる。

できるだけたくさんの参加者が参加する形態の講座については、新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から今後も状況を把握し、見直しを図っていく必要がある。

介護予防は高齢になってから行うものではなく、若年層からの意識づけが大切であり関係部署との連携のもと、住み慣れた地域でできるだけ長く暮らしていけるよう支援に取り組んでいく。

「一般介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施し、高齢者の生活状況や課題・要望等をとらえることができた。本調査結果をさらに詳しく分析し、第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に活かしていく。

③ 歳出決算額

介護予防普及啓発事業	1,712,842 円
地域介護予防活動支援事業	280,000 円
地域リハビリテーション活動支援事業	240,000 円
一般介護予防事業評価事業	3,436,762 円

□ 介護サービス事業特別会計

○ 福祉課

1. 介護予防支援事業費

(1) 介護予防支援事業（決算書P.188）

① 事業の目的・内容

要介護認定による要支援1・要支援2の認定者に対し、地域包括支援センター及び委託した居宅介護支援事業所において、訪問等での面接やアセスメント、介護予防サービス支援計画の作成、モニタリング（計画の評価）を行うことを通して、自立した生活の確立と自己実現の支援を図るとともに、介護予防を推進する。

また、居宅において利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じた日常生活を営むため、要介護状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防支援を提供していく。

介護予防支援の状況（令和元年度）

（単位：人）

地域包括支援センター	居宅介護支援事業所委託	合 計
988 (月平均利用人数 82)	32 (月平均利用人数 3)	1,020 (月平均利用人数 85)

認定者数（令和2年3月31日現在）

	R1年度	H30年度	増 減
要介護認定者数[人]	580	582	△2
要支援認定者数[人]	143	156	△13
合 計[人]	723	738	△15
要支援認定者割合[%]	19.8	21.1	△1.3

② 事業の成果と課題

要介護認定者に占める要支援認定者の割合は昨年同様に減少傾向にある。引き続き、要支援認定者の動態について、該当者の高齢化・重症化によるものが関連しているか等の検証を進めていく。

配偶者の死亡等で後期高齢者の単身世帯数及び、高齢者のみの2人世帯等は増加しているとともに、体力の低下、認知症の発症・悪化による生活力の低下も見られ、インフォーマルサービス等を含めた支援を図る必要がある。

また、要介護状態への移行・重度化を防ぐためにも、総合事業該当者（地域支援事業）を対象とした介護予防事業の推進、自立支援に向けた予防マネジメントの実施、そのための介護支援専門員のスキルアップを行い、地域での安心・安全を守るしくみを住民とともに作っていくことが重要である。

③ 歳出決算額 10,954,704円

□ 簡易水道事業特別会計

○ 建設課

1. 施設維持管理費

(1) 簡易水道総務・施設管理事業（決算書 P. 199）

① 事業の目的・内容

地域住民に安全で安定した水を供給するために、適正な施設の維持管理及び水質の管理を行う。

② 事業の成果と課題

安芸太田町の水道施設はすでに更新時期に入っており、アセットマネジメントによる管理運営、限られた財源の中での計画的な更新を進める必要がある。

また、現在は地方公営企業法非適用で事業を行っているが、総務省の要請により令和6年度からは公営企業会計へ移行することが求められており、令和2年度は、資産台帳整理を進めていくこととしている。

今後の水道事業は、給水収益の減少や施設の更新費用の増加のほか、事業を支える人材・技術力の不足など、経営環境の悪化が見込まれ、更には、災害などの危機事案に強い体制の構築が求められており、県では、令和2年6月に、広域連携の推進に向けた基本的枠組や具体的な取組などをとりまとめた「広島県水道広域連携推進方針」を策定された。この推進方針をもとに、本町においても、令和2年度中に、令和5年度から事業開始する企業団（統合による連携）への賛同の可否について判断する必要がある。

なお、企業団に参画する場合は、事業開始前の令和4年度末までに、公営企業会計への移行準備を済ませておく必要がある。

令和元年度末の水道加入状況は下表のとおりである。

加入世帯及び人口の状況（令和2年3月31日現在）

簡易水道	給水区域内人口	現在給水人口	加入率
加 計	2,141	1,931	90.2%
戸河内	1,696	1,611	95.0%
筒 賀	884	871	98.5%
計	4,721	4,413	93.5%

分担金の状況（決算書 P. 195）

	工事種別	量水器径種				加入分担金
		13 mm	20 mm	25 mm	50 mm	
加 計	新設	4	3	2	1	1,448,400
戸河内	新設	1				54,000
合 計		5	3	2	1	1,502,400

③ 使用料の収納状況

徴収業務において、督促、電話、訪問催告を行っているが、それでも支払わない者に対しては給水停止措置を行った。現在の給水停止件数は4件となっている。

町全体の収納率は96.61%であり、今後も適正な徴収業務、滞納整理に努める。

使用料徴収状況

(決算書P.195)

	調定額 [円]	不納欠損額 [円]	収入額 [円]	未収額 [円]	収納率 [%]
合 計	88,537,989	0	85,539,046	2,998,943	96.61

④ 事業の執行状況

水道施設の管理は、戸河内地区、加計地区、筒賀地区を、それぞれ建設課、各支所で行い、各地区で整備している遠隔監視システム、週1回の施設点検等により、安心した水の安定供給に努めている。

ア 歳出決算額 需用費 30,231,768 円 (うち修繕費用以下のとおり)

簡易水道 修繕件数等	加計		筒賀		戸河内	
	件数	金額[円]	件数	金額[円]	件数	金額[円]
合 計	14	9,062,121	26	3,688,716	31	5,197,963

イ 歳出決算額 委託料 25,325,960 円 (うち水質検査業務 21,262,756 円)

簡易水道の水質を管理するため、以下の項目について検査を委託した。

(水質基準、水質管理目標設定、クリプトスポリジウム・ジアルジア・嫌気性芽胞菌)

2. 施設整備費

(1) 簡易水道施設整備事業 (決算書P.199)

① 事業の目的・内容

平成29年度策定の更新計画を基に、平成30年度から国庫補助事業を適用し、老朽化による恒常的な漏水が発生している地区において管路更新事業を実施している。

津浪地区 平成30年度 調査設計

令和元年度～令和4年度 更新工事

② 事業の成果

津浪地区 (1工区) L=311.91m (口径75mm 管種HPPE)

③ 歳出決算額 10,538,000 円 (工事請負費)

(国庫補助金 3,166,000 円 起債 6,200,000 円)

3. 公債費 (決算書P.201)

町債償還金 (元金) 61,669,652 円

〃 (利息) 13,556,933 円

4. 基金残高

簡易水道基金 31,689,203 円 (令和2年3月末現在)

□ 農業集落排水事業特別会計

○ 建設課

1. 施設維持管理費

(1) 農業集落排水施設管理事業（決算書 P. 212）

① 事業の目的・内容

本事業は、農業集落において、一般家庭及び各種事業所等から排出される生活雑排水を速やかに処理することで、清潔・快適・安全な生活環境の向上を実現するとともに、公共水域である水路・河川・海洋の水質汚濁を防止し、環境を保全することを目的とした農林水産省管轄の汚水処理事業である

加計地区では平成8年度から殿賀処理区、筒賀地区では平成9年度から坂原・井仁・田ノ尻の3処理区、戸河内地区では平成12年度から本郷処理区が供用を開始した。現在は、これら処理区の管渠及び処理施設の適正な維持管理を行い、公共用水域の水質保全を図っている。

また、特定環境保全公共下水道事業を含む集合処理区内の町設置浄化槽（個別排水）を農業集落排水事業で管理している。

② 事業の成果と課題

令和元年度末の下水道への加入状況は次表のとおりである。

どの処理区も、多くの家庭及び事業所が下水道へ接続しているが、未だ接続していない家屋等もある。個別訪問や町広報誌への掲載等、継続した接続勧奨を行っているが、未接続の家庭は高齢者の独り暮らし世帯が多い等の要因もあり、令和元年度の新規接続件数は1件であった。

また、処理区域内には、事業所や町外在住者の管理家屋もあることから、情報整理を行い、町内在住者と同様に接続勧奨を行う必要がある。

今後も処理区域内の未加入者に対し接続加入を呼びかけ、水洗化率向上に努める。

接続勧奨を行う一方で、供用開始からいずれの施設も一定程度の年月が経過しており、管渠や処理施設の長寿命化が重要案件となる中で、適正な維持管理と並行して計画的な修繕・更新を行い、今後のライフサイクルコスト低減を図っていく必要がある。

水洗化の状況

処理区名	平成30年度			令和元年度		
	計画区域内人口	水洗化人口	水洗化率[%]	計画区域内人口	水洗化人口	水洗化率[%]
殿 賀	277	276	99.6	267	266	99.6
坂 原	25	25	100.0	27	27	100.0
井 仁	50	50	100.0	47	47	100.0
田ノ尻	39	36	92.3	43	40	93.0
戸河内本郷	802	682	85.0	796	685	86.1
計	1,193	1,069	89.6	1,180	1,065	90.3

加入者分担金収納状況 (決算書 P. 208)

処理区名	件数	収入額[円]
戸河内本郷	1 件	200,000

③ 使用料収納状況

督促、電話・訪問催告により徴収業務を行っている。

町全体の収納率は 98.46% であり、今後も適正な徴収業務、滞納整理に努める。

使用料徴収状況 (決算書 P. 208)

	調定額 [円]	不納欠損額 [円]	収入額 [円]	未収額 [円]	収納率 [%]
合 計	27,943,113	0	27,512,679	430,434	98.46

④ 施設の修繕状況

町内 5 処理区のうち、一部設備においては耐用年数を超えている。

施設の適正な維持修繕や最適な管理によりライフサイクルコストの低減、経費の平準化を図りながら計画的な修繕を行う。

・歳出決算額 需用費 13,203,857 円 (うち修繕費用以下のとおり)

	加計		筒賀		戸河内	
	件数	金額[円]	件数	金額[円]	件数	金額[円]
計	4	1,158,800	6	1,407,040	10	4,343,480

⑤ 維持管理委託状況

町内 5 処理区の施設の維持管理は、業者に委託して管理運営を行っている。

・歳出決算額 委託料 22,234,713 円 (うち集合処理施設維持管理費用以下のとおり)

委託業務費用 (円)	殿賀	坂原	井仁	田ノ尻	本郷
終末処理場	3,426,186	556,722	594,276	934,200	8,279,130
計測機器保守点検	564,612				3,809,160
マンホールポンプ	522,414	278,544	53,748	216,084	1,016,958
合 計	4,513,212	835,266	648,024	1,150,284	13,105,248

⑥ 町設置浄化槽 (個別排水) の使用基数

(令和元年度)

	加計	筒賀	戸河内	合計
使用基数	4	42	2	48

2. 公債費 (決算書 P. 212)

町債償還費 (元金) 54,478,634 円

〃 (利息) 9,613,148 円

3. 基金残高

農業集落排水事業基金 20,532,994 円 (令和 2 年 3 月末現在)

□ 特定環境保全公共下水道事業特別会計

○ 建設課

1. 施設維持管理費

(1) 公共下水道施設管理事業（決算書P.225）

① 事業の目的・内容

本事業は、自然保護や生活環境の改善が必要な地域にあつて、一般家庭及び各種事業所等から排出される生活雑排水を速やかに処理することで、清潔・快適・安全な生活環境を実現するとともに、公共水域である水路、河川、海洋の水質汚濁を防止し、環境を保全することを目的とした公共下水道事業である。

加計地区では平成19年度から加計処理区、筒賀地区では、平成13年度から筒賀処理区、戸河内地区では、平成13年度から横川処理区、平成18年度から上殿処理区、平成21年度から柴木処理区が供用開始した。現在は、これら処理区の管渠及び処理施設の適正な維持管理を行い、公共用水域の水質保全を図っている。

② 事業の成果と課題

令和元年度末の下水道への加入状況は次表のとおりである。上殿・加計処理区は、他処理区に比べ水洗化率が低い状況がある。町広報誌への掲載等、継続した接続勧奨を行っているが、未接続の家庭は高齢者の独り暮らし世帯が多い等の要因もある。

また、処理区域内には、事業所や町外在住者の管理家屋もあることから、情報整理を行い、町内在住者と同様に接続勧奨を行う必要がある。

今後も処理区域内の未加入者に対し接続加入を呼びかけ、水洗化率向上に努める。

接続勧奨を行う一方で、供用開始からいずれの施設も一定程度の年月が経過しており、管渠や処理施設の長寿命化が重要案件となる中で、適正な維持管理と並行して計画的な修繕・更新を行い、今後のライフサイクルコスト低減を図っていく必要がある。

処理区毎の水洗化状況

処 理 区 名	令和元年度			平成30年度		
	計画区域 内 人 口	水 洗 化 人 口	水洗化率 [%]	計画区域 内 人 口	水 洗 化 人 口	水洗化率 [%]
筒 賀	681	678	99.6	690	687	99.6
横 川	5	5	100.0	5	5	100.0
上 殿	592	470	79.4	622	495	79.6
加 計	1,140	853	74.8	1,163	840	72.2
柴 木	86	70	81.4	80	67	83.8
計	2,504	2,076	82.9	2,560	2,094	81.8

加入者分担金収納状況 (決算書 P. 221)

処理区名	件数	収入額[円]
加 計	9 件	1,800,000
筒 賀	1 件	200,000
上 殿	3 件	600,000
計	13 件	2,600,000

③ 使用料収納状況

督促、電話・訪問催告により徴収業務を行っている。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、下水道使用料の支払が困難となったことから支払猶予について申請があり、1事業所12,631,500円の支払いを1年間猶予している。

町全体の収納率は82.29%となっており、今後も適正な徴収事務、滞納整理に努める。

使用料徴収状況 (決算書 P. 221)

	調定額 [円]	不納欠損額 [円]	収入額 [円]	未収額 [円]	収納率 [%]
合 計	82,933,882	0	68,247,364	14,686,518	82.29

④ 施設の修繕状況

町内5処理区のうち、一部設備においては耐用年数を超えている。

施設の適正な維持修繕や最適な管理によりライフサイクルコストの低減、経費の平準化を図りながら計画的な修繕を行う。

・歳出決算額 需用費19,674,103円(うち修繕費用以下のとおり)

	加計		筒賀		戸河内	
	箇所数	金額[円]	箇所数	金額[円]	箇所数	金額[円]
合 計	8	1,949,260	7	2,361,100	12	2,177,815

⑤ 維持管理委託状況

町内5処理区の施設の維持管理は、業者に委託して管理運営を行っている。

・歳出決算額 委託料94,052,172円(うち集合処理施設等維持管理費用以下のとおり)

委託業務	上殿	横川	筒賀	加計	柴木
終末処理場	8,970,132	10,395,564	13,130,202	9,258,246	7,759,542
計測機器保守点検	3,252,654	2,518,752	2,757,642	2,571,384	2,792,046
マンホールポンプ	955,230	340,842	1,519,992	959,820	186,924
産廃処分(脱水)	6,178,200	0	5,493,600	6,182,400	231,000
産廃処分(運搬)	1,132,670	0	1,007,160	1,133,440	42,350
産廃処分(コンポスト)	1,053,857	0	735,216	1,042,169	33,290
合 計	21,542,743	13,255,158	24,643,812	21,147,459	11,045,152

2. 施設整備費

(1) 公共下水道施設整備事業 (決算書P. 225)

① 事業の目的・内容

老朽化が進む施設を計画的に更新するため、令和元年度（平成 30 年度繰越事業含む）において、国庫補助事業を適用し、安芸太田町ストックマネジメント（横川浄化センター）を策定した。

② 事業の成果と課題

令和 2 年度には、全処理区のストックマネジメント計画の整理（策定）を予定している。
また、令和 2 年度において、汚水処理施設の現状の流入水量、施設状況、位置等により、施設の統合等、今後の施設のあり方を検討し、施設運営等（整備）を再編するための構想計画の策定を行い、汚水処理の広域化・共同化を図ることとしている。

③ 歳出決算額 16,006,000 円（委託料）

（国庫補助金 8,003,000 円）

・平成 30 年度繰越事業 8,856,000 円

安芸太田町ストックマネジメント策定業務（横川浄化センターその 1）

・令和元年度事業 7,150,000 円

安芸太田町ストックマネジメント策定業務（横川浄化センターその 2）

3. 公債費 (決算書P. 225, 227)

町債償還費（元金） 149,803,806 円

〃 （利息） 26,458,332 円

4. 基金残高

特定環境保全公共下水道基金 37,773,419 円（令和 2 年 3 月末現在）

□ 筒賀財産区特別会計

○ 筒賀支所 住民生活課

1. 総務管理費

(1) 財産区管理会費（決算書P.237）

① 事業の目的・内容

旧筒賀村の村有林を合併に伴い筒賀財産区とし、管理会を設置し、財産の管理又は処分に関する議事の可否を決定し、計画に沿った事業を実施した。

② 事業の成果と課題

財産区管理会の運営に必要な経費を支出した。

○管理会開催状況

回数	開催月日	議案処理件数	出席 委員数
1	8月9日	同意3件、平成30年度事業報告、決算	5
2	12月3日	同意1件、令和2年度事業計画	6
3	2月25日	報告2、同意4、地上権設定契約の一部変更、補正予算	5

③ 金額

報酬（委員報酬） 402,000円

旅費（費用弁償） 4,900円

(2) 一般管理事業（決算書P.234、237）

① 事業の目的・内容

財産区の運営に必要な事務経費を一般会計に繰り出した。

② 事業の成果と課題

財産区の事務経費を一般会計に繰り出し、林業総務管理事業に充当した。

③ 金額

ア 歳出

一般会計繰出金 120,000円

イ 歳入

○土地貸付収入

項目	人数	面積	筆数	金額[円]
わさび畑用地	5人	2,679 m ²	12筆	30,797
項目		面積	単価	金額[円]
中国電力株鉄塔用地		318坪	220円/坪	69,960
ソフトバンク携帯無線基地局用地		113 m ²	84円/m ²	9,492

2. 財産造成費

(1) 財産造成施業費（決算書P.234、238）

① 事業の目的・内容

財産区内の森林の間伐等を実施し、健全な森林づくりに取り組む。

② 事業の成果と課題

令和元年度は、県補助事業費で搬出間伐を23ha実施した。また、環境貢献林整備事業により保育間伐20.0haを実施した。

各施業地の林齢・現地の状況により、補助事業を選択し施業を実施する。

○県補助事業

業務区分	事業量	委託金額[円]
素材生産・販売	2,070 m ³	13,955,400

○環境貢献林整備事業

事業箇所	事業量	筆数	負担金額[円]
根武谷山 外	20 ha	4	200,000

ア 歳出

委託料 13,955,400 円

負担金 200,000 円

イ 歳入

○間伐材売払収入

事業箇所	事業量	売払金額[円]	備考
上筒賀市間山	849 m ³	8,122,135	搬出間伐
上筒賀柘山	1,221 m ³	13,705,808	搬出間伐
計	2,070 m ³	21,827,943	

3. 基金積立金

(1) 筒賀財産区管理基金積立金（決算書P.234、238）

① 事業の目的・内容

筒賀財産区の健全な管理運営を行うために、利子及び配当、間伐材売払利益、前年度繰越金の2分の1以上の合計9,628,444円を筒賀財産区管理基金へ積み立てた。

○内訳

項目	金額[円]
筒賀財産区管理基金利子	56,531
広島県造林地分収配当金（鷹ノ巣山）	1,039,921
間伐材売払利益	7,872,543
前年度繰越金	659,449
合計	9,628,444

4. 繰越金

歳計剰余金繰越金 33,596 円